

令和2年壱岐市議会定例会3月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第1日（3月2日 月曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再 開（開議）	7
会議録署名議員の指名	7
審議期間の決定	8
諸般の報告	9
行政報告	10
議案説明	
議案第4号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び規約の変更について	26
議案第5号 壱岐市印鑑条例の一部改正について	27
議案第6号 壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について ...	28
議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ...	28
議案第8号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部改正について	30
議案第9号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	31
議案第10号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関 する条例の一部改正について	32
議案第11号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	32
議案第12号 壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について ...	33
議案第13号 第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	34
議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定につい て	35

議案第 15 号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）	36
議案第 16 号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	39
議案第 17 号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	39
議案第 18 号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	40
議案第 19 号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	41
議案第 20 号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）	42
議案第 21 号	令和 2 年度壱岐市一般会計予算	42
議案第 22 号	令和 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	48
議案第 23 号	令和 2 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	50
議案第 24 号	令和 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	50
議案第 25 号	令和 2 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	52
議案第 26 号	令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	53
議案第 27 号	令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	54
議案第 28 号	令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算	55
第 2 日（3 月 4 日 水曜日）		
議事日程表（第 2 号）		57
出席議員及び説明のために出席した者		58
議案に対する質疑		
議案第 4 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	59
議案第 5 号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	59
議案第 6 号	壱岐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	59
議案第 7 号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	59
議案第 8 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	59
議案第 9 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	59
議案第 10 号	壱岐市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関	

する条例の一部改正について	5 9
議案第 1 1 号 苓崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	5 9
議案第 1 2 号 苓崎市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について ...	5 9
議案第 1 3 号 第 2 期苓崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について	5 9
議案第 1 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定につい て	5 9
議案第 1 5 号 令和元年度苓崎市一般会計補正予算（第 8 号）	5 9
議案第 1 6 号 令和元年度苓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	6 0
議案第 1 7 号 令和元年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 0
議案第 1 8 号 令和元年度苓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	6 0
議案第 1 9 号 令和元年度苓崎市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	6 0
議案第 2 0 号 令和元年度苓崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）	6 0
議案第 2 1 号 令和 2 年度苓崎市一般会計予算	6 0
議案第 2 2 号 令和 2 年度苓崎市国民健康保険事業特別会計予算	6 0
議案第 2 3 号 令和 2 年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	6 0
議案第 2 4 号 令和 2 年度苓崎市介護保険事業特別会計予算	6 0
議案第 2 5 号 令和 2 年度苓崎市下水道事業特別会計予算	6 0
議案第 2 6 号 令和 2 年度苓崎市三島航路事業特別会計予算	6 0
議案第 2 7 号 令和 2 年度苓崎市農業機械銀行特別会計予算	6 0
議案第 2 8 号 令和 2 年度苓崎市水道事業会計予算	6 0
委員会付託（議案）	6 0
予算特別委員会の設置	6 1
第 3 日（3 月 5 日 木曜日）	
議事日程表（第 3 号）	6 3
出席議員及び説明のために出席した者	6 3
一般質問	6 4

6 番	久保田恒憲 議員	6 4
1 1 番	鵜瀬 和博 議員	7 7
4 番	清水 修 議員	9 1
1 3 番	市山 繁 議員	1 0 0

第4日（3月6日 金曜日）

議事日程表（第4号）	1 1 3
出席議員及び説明のために出席した者	1 1 3
一般質問	1 1 4
5 番	土谷 勇二 議員 1 1 4
1 5 番	赤木 貴尚 議員 1 2 5
7 番	音嶋 正吾 議員 1 3 6
1 番	山川 忠久 議員 1 4 6

第5日（3月16日 月曜日）

議事日程表（第5号）	1 5 5
出席議員及び説明のために出席した者	1 5 6
発言の申し出（市長の報告）	1 5 7
委員長報告、委員長に対する質疑	1 5 9

議案に対する討論、採決

議案第4号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び規約の変更について	1 6 2
議案第5号 壱岐市印鑑条例の一部改正について	1 6 2
議案第6号 壱岐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	1 6 2
議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 6 2
議案第8号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	1 6 2
議案第9号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	1 6 2
議案第10号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関 する条例の一部改正について	1 6 2
議案第11号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	

を定める条例の一部改正について	1 6 2
議案第 1 2 号 壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について ...	1 6 2
議案第 1 3 号 第 2 期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	1 6 3
議案第 1 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定につい て	1 6 3
議案第 1 5 号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）	1 6 3
議案第 1 6 号 令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号 ）	1 6 3
議案第 1 7 号 令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 6 3
議案第 1 8 号 令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号 ）	1 6 3
議案第 1 9 号 令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 6 3
議案第 2 0 号 令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 6 3
議案第 2 1 号 令和 2 年度壱岐市一般会計予算	1 6 3
議案第 2 2 号 令和 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	1 6 3
議案第 2 3 号 令和 2 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	1 6 3
議案第 2 4 号 令和 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	1 6 3
議案第 2 5 号 令和 2 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	1 6 3
議案第 2 6 号 令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	1 6 3
議案第 2 7 号 令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	1 6 3
議案第 2 8 号 令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算	1 6 3
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 6 4
諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 6 4
議員派遣の件	1 6 5
市長の挨拶	1 6 5
散 会	1 6 7
資料	
議員派遣の件	1 6 9

令和2年壱岐市議会定例会3月会議を、次のとおり開催します。

令和2年2月21日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

1 期 日 令和2年3月2日（月）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和2年壱岐市議会定例会3月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	3月2日	月	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	3月3日	火	休 会	○発言（質疑）通告書提出期限（正午）
3	3月4日	水	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
4	3月5日	木		○一般質問
5	3月6日	金		○一般質問 ○予算発言（質疑）通告書提出期限（正午）
6	3月7日	土	休 会	（閉庁日）
7	3月8日	日		
8	3月9日	月	委員会	○常任委員会
9	3月10日	火	休 会	
10	3月11日	水	委員会	○予算特別委員会
11	3月12日	木	休 会	
12	3月13日	金		（議事整理日）
13	3月14日	土		（閉庁日）
14	3月15日	日		
15	3月16日	月	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○散会

令和 2 年 壱岐市議会定例会 3 月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第 4 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第 5 号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第 6 号	壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第 7 号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第 8 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第 9 号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第10号	壱岐市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第11号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第12号	壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第13号	第 2 期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第15号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第16号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第17号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第18号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第19号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第20号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第21号	令和 2 年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)

令和２年壱岐市議会定例会３月会議 上程案件及び議決結果一覧（2/2）

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第22号	令和２年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第23号	令和２年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第24号	令和２年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第25号	令和２年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第26号	令和２年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第27号	令和２年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
議案第28号	令和２年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/16)
諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/16)
諮問第２号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (3/16)
	議員派遣の件	—	原案のとおり決定 (3/16)

令和２年壱岐市議会定例会３月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	8	8				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	14	14				発議(意見書)				
その他	5	5				決議・その他				
報告						計				
決算認定 (内前回継続)						請願・陳情等 (内前回継続)				
計	27	27				計				

令和２年壱岐市議会定例会３月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
３月５日 （木）	１	久保田恒憲	東京事務所開設に向けての準備は	64～77
			博物館１０周年を契機に活性化の取り組みを	
			海産資源の確保と活用を急ぐべき	
	２	鵜瀬 和博	新型コロナウイルス対策について	77～90
			災害廃棄物処理計画について	
	３	清水 修	滞在型観光の推進について	91～99
			高齢者の運転免許自主返納者への支援について	
	４	市山 繁	新型コロナウイルス感染予防対策について	100～110
			旧芦辺中学校跡地の有効利用について	
			壱岐市内の災害の防災、減災調査について	
３月６日 （金）	５	土谷 勇二	マイナンバーカードについて	114～125
			環境問題について	
	６	赤木 貴尚	壱岐葬斎場の改築について	125～136
			壱岐市内に住所がある方が亡くなった時の手続きについて	
	７	音嶋 正吾	壱岐市総合計画策定について	136～146
			３期１２年間の白川市政の検証について	
	８	山川 忠久	感染症対策について	146～153

令和2年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和2年3月2日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	6番 久保田恒憲 7番 音嶋 正吾
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	議案第4号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務部長 説明
日程第6	議案第5号 壱岐市印鑑条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第7	議案第6号 壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第7号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第8号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第9号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第11	議案第10号 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第11号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第12号 壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第14	議案第13号 第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	市民部長 説明
日程第15	議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	企画振興部長 説明
日程第16	議案第15号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	財政課長 説明

日程第17	議案第16号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第18	議案第17号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第19	議案第18号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第20	議案第19号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第21	議案第20号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第22	議案第21号	令和2年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第23	議案第22号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第24	議案第23号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第25	議案第24号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	副市長兼保健環境部長 事務取扱 説明
日程第26	議案第25号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第27	議案第26号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第28	議案第27号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第29	議案第28号	令和2年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（15名）

1 番	山川 忠久君	2 番	山内 豊君
3 番	植村 圭司君	4 番	清水 修君
5 番	土谷 勇二君	6 番	久保田恒憲君
7 番	音嶋 正吾君	9 番	小金丸益明君
10番	町田 正一君	11番	鵜瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	赤木 貴尚君
16番	豊坂 敏文君		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君		
副市長兼保健環境部長事務取扱		眞鍋 陽晃君	
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、新型コロナウイルスの感染予防のために、本定例会において、議員、執行部職員及び議会事務局等のマスクの着用を許可をいたしております。

あらかじめ報告をいたします。壱岐新報社ほか１名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は１５名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和２年壱岐市議会定例会３月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

３月会議の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、６番、久保田恒憲議員、７番、

音嶋正吾議員を指名いたします。

日程第２．審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第２、審議期間の決定についてを議題とします。

３月会議の審議期間につきましては、去る２月２６日、議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議の結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和２年壱岐市議会定例会３月会議の議事運営について協議のため、去る２月２６日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程につきましては、タブレットに配信しておりますが、本日から３月１６日までの１５日間と申し合わせをいたしました。

本定例会３月会議に提案されます案件は、条例の一部改正８件、令和元年度補正予算関係６件、令和２年度予算関係８件、その他３件の合計２５件となっております。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案についての上程、説明を行います。

３月３日は休会としておりますが、議案に対する質疑をされる方は、３月３日の正午までに通告書の提出をお願いします。

また、予算に関する発言の通告をされる方は、３月６日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

３月４日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。

なお、上程議案のうち、議案第１５号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第８号）及び議案第２１号令和２年度壱岐市一般会計予算の２件については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

３月５日、６日の２日間を一般質問日としております。

３月９日と１０日の２日間、各常任委員会を開催し、１１日、１２日の２日間を予算特別委員会を開催するようにいたしております。

３月１３日は、議事整理日として休会し、３月１６日は本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に追加議案２件が提出される予定であります。

以上が、令和2年壱岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。

円滑な議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上であります。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案等は25件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び定期監査（前期）の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る1月20日、長崎市において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会正副会長会」に出席をいたしました。会議では、2月に東京都で開催された「全国離島振興市町村議会議長会令和元年度第2回総会」及び「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に提出する報告事項、議案等の打合せ・協議を行ったところであります。

次に、1月28日、熊本県八代市において開催された「九州市議会議長会第4回理事会」に出席いたしました。会議では、役員の補欠選任、前回の理事会以降の事務報告、第95回定期総会日程（案）等の協議が行われ、また、令和2年度の役員推薦、各種会議の開催地の報告がなされたところであります。

次に、2月4日、東京都において開催された「全国離島振興市町村議会議長会令和元年度第2回総会」に出席をいたしました。総会では、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの会務報告、令和2年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認、可決されたところであります。

引き続き、離島振興に関する研修会が行われ、国土交通省海事局内航課羽村離島航路経営改善対策官より、「離島航路に関する制度の概要」について、国土交通省国土政策局佐藤離島振興課長より、「令和2年度離島振興対策予算案について」、それぞれ説明が行われました。

終了後、「長崎県離島振興市町村議会議長会第40回定期総会」が行われ、令和元年8月

21日から令和2年2月3日までの会務報告、令和2年度事業計画及び歳入歳出予算がそれぞれ承認、可決されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、令和元年12月26日、長崎市において開催された「長崎県病院企業団議会令和元年第2回定例会」、市山繁議員と久保田恒憲議員が出席されております。

次に、令和2年2月12日、長崎市において開催された「長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会」に植村圭司議員が出席をされております。

詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、行政視察の受入状況についてでございます。昨年4月から本年2月まで、三重県志摩市議会ほか15市議会等総勢95名の議員の皆様が、「SDGsの取組みについて」「観光行政について」「気候非常事態宣言」等の内容について、壱岐市へ行政視察に見えられておるところであります。議会においても、積極的に行政視察を受け入れておるところであります。

今定例会3月会議において、議案等の説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和2年壱岐市議会定例会3月会議の開催にあたり、市政運営について所信の一端を申し上げますとともに、令和2年度当初予算案、また、前会議以降本日までの市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、御理解と御協力賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月18日市長就任以来、議員各位並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、壱岐市の振興・発展のために市政運営に邁進してまいりました。

3期目につきましては、平成29年4月、かねてより念願でありました有人国境離島法が施行され、航路航空路のJR並み運賃が実現し、本法律に基づく雇用機会の拡充、滞在型観光の促進等の支援制度を活用した施策を展開しており、法施行前は年間250人程度の人口社会減であったものが、昨年は82人に改善するなど、取り組みの成果が着実に表れてきているところであります。

また、平成30年6月に「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、そ

の理念に基づき、2030年の本市のあるべき姿を描き、日本の自治体初となる気候非常事態宣言を議決いただきました。

さらに、自治基本条例に基づいたそれぞれの地域の課題解決を図るまちづくり協議会に係る取り組みをはじめ、壱岐市の将来を見据えた市政運営に全力で取り組んでまいり所存でありますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、**新型コロナウイルス対策について**でございますが、昨年12月に中国での発生が報告された新型コロナウイルスは、中国国内を中心に感染が広がり、日本国内での感染者も日々増加しております。

このような状況において、感染予防が最も重要であることから、本市では、手洗い、マスク着用、不要不急の外出を控えるといった対策をとっていただくよう、市民皆様に対し、告知放送やホームページ等でお知らせをしております。

さらに、市役所各庁舎の窓口、空港、各港のターミナル及び観光案内所に感染予防対策のポスターを掲示し、手指の消毒液を配備するなど、周知及び対策を図っており、外国人観光客等へは、多言語によるお知らせも行っております。

また、関係機関や市役所内部での情報共有を図るため、医療福祉関係者等が参集した壱岐保健所での対策会議への出席、課長等会、職員への周知等を行っているところであります。

このような中、2月20日、福岡市においても感染者が報告されたことから、翌2月21日、課長等を招集し、緊急に対策会議を開催し、情報共有並びに今後の対応について協議を行ったところであります。

さらに、2月25日には、私を本部長とし、市幹部職員及び壱岐保健所職員を構成員とする「壱岐市感染症危機管理対策本部」を設置し、第1回会議において、感染予防対策の市民皆様への周知を徹底すること、当面の間として3月末まで市が主催あるいは関連する行事・イベントについては、原則開催を自粛することを決定いたしました。

また、2月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。これを受け、文部科学事務次官及び長崎県教育庁義務教育課長から、一斉臨時休業措置への通知が出されました。

この通知を受け、本市では、市内小中学校での3月2日——本日でございます——及びあす3日は通常どおりの登校、3月4日から3月6日までは一斉臨時休業、3月9日以降につきましては、3月6日に市教委で態度決定をし、各小中学校に通知するようにいたしました。

今後も情報収集に努め、迅速かつ柔軟な対応により感染予防対策を実施してまいります。

次に、市民皆様が主体となった協働のまちづくり実現に向けて、小学校区を単位とした**まちづくり協議会の設立を推進**しております。これまで、市民皆様の御理解、御協力をいただき、三島、瀬戸、箱崎地域において協議会が設立されました。

そのほかにも9地域において、協議会設立に向けた準備が進んでおり、全18校区中12地域での協議会設立が見えてきております。

SDGsの推進につきましては、2030年の本市のあるべき姿の実現に向けて、さまざまな事業を展開しているところであります。

SDGsの先導的な取り組みとして、内閣府から選定された「自治体SDGsモデル事業」では、スマート農業について、本市の主要農作物でもありますアスパラガスの生産工程にAIやIoTなどの先端技術を活用してスマート化を図り、労働時間の短縮や収量の増加を目指すことで、後継者不足の解消につなげるとともに、持続可能な産業へ発展させることを目的に取り組んでおります。

また、高齢者が島内を自由に移動できる交通基盤として、自動運転技術の活用を視野に入れ、生活の中にあらゆる先端技術が浸透することで、市民皆様のさらなる「生活の質」の向上を図り、「誰もが住みやすく、イキイキ暮らせる島」の実現を目指してまいります。

さらに、「外部から多様な知恵を取り込み、進化と変化を恐れない柔軟で強靱な地域づくり」を具現化する事業といたしまして、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス研究所及び株式会社リクルートと連携協定を締結し、新年度からテレワークセンター内に「壱岐なみらい研究所」を設置いたします。

この研究所では、地域おこし企業人及び市職員等と一緒に本市の地域課題を学び合い、慶應義塾大学SFC研究所の高度かつ専門的な指導と、株式会社リクルートの人材開発や組織活性のノウハウ、さまざまな企業とのネットワーク等を活用し、未来の本市の発展に必要な人材を効果的に育成してまいります。

次に、**ふるさと納税**につきましては、制度開始以来、毎年度増加を続けており、令和元年度は2月末時点で、申し込みベースで1万3,130件、約3億7,596万円となっており、対前年比で8,575万円の増となっております。

主な要因といたしましては、昨年6月の制度改正により、度を過ぎた返礼合戦が抑止されたことで、返礼品そのものの魅力に対する寄附へとシフトチェンジしたものと考えております。

また、昨年4月から多様な決済手段を確保できる「マルチペイメント」決済を導入したことで、寄附者皆様の利便性が図られたことも要因の一つと考えております。

次に、**壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者の引き継ぎ**につきましては、4月1日にスムー

ズな移行ができるよう、新・旧指定管理者及び壱岐市の三者で協議を進めております。

また、御契約者皆様をお願いしております同意はがきの提出状況は、2月28日現在、9,714件中9,484件、97.6%の方から御回答をいただいております、残り230件の方についても、引き続き提出を促す連絡の作業を続けております。

なお、4月から指定管理者となる光ネットワーク株式会社の営業窓口、電話番号等は、3月中旬ごろ、回覧等でお知らせする予定であります。

本年度の**壱岐市長特別表彰**について、第24回高野山旗全国学童軟式野球大会の盈科少年軟式野球クラブ、日清食品カップ第35回全国小学生陸上競技交流大会の福原悠吾さん、長岡美桜さん、第46回全日本中学校陸上競技選手権大会の竹下紘夢さん、第50回ジュニアオリンピック陸上競技大会の田中咲蘭さん、第7回全国高等学校陸上競技選抜大会の松下翔紀さん、第32回全国健康福祉祭和歌山大会の松山サチ子さん、篠原美智子さんを表彰いたしました。受賞された皆様に心からお慶びを申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

次に、**産業振興**であります。まず、**農業振興**について、本市の農業は、水稻、肉用牛、葉たばこ、施設園芸を基幹作物として、これらを組み合わせた複合経営となっており、担い手への利用集積を進め、集落営農も徐々に盛んになってきております。これまで取り組んできた各種施策を継続するとともに、さらなる農業生産基盤の整備を促し、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境づくりを進め、農協等関係機関と連携しながら、農業生産額の向上に努めてまいります。

このたび、令和元年度農山漁村女性活躍表彰において、勝本地区納豆生産組合が、優秀賞として農林水産省経営局長賞を受賞されました。

また、第62回全国家の光大会において、田河地区女性部の久原美津子様が家の光協会会長賞を受賞されました。これは、長年、女性組合員皆様及び地域の女性部皆様を中心となり御尽力された成果であり、心から敬意を表するものであります。

本市のこれからの地域農業を担っていく世代が効率的な農地利用を行うため、今後、地域を中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針である「人・農地プラン」を策定し、その地域農業の担い手となる新規就農者や認定農業者、集落営農組織、異業種参入等多様な担い手確保対策を推進してまいります。

認定農業者につきましては、現在289経営体を認定しており、法人経営体が43経営体、集落営農法人が29組織と本市農業の柱となっております。これらの担い手皆様を中心として、農地の利用集積や農業経営の規模拡大など、今後も引き続き経営安定に向けた育成・支援を行ってまいります。

次に、複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物で

あり、今後も、補助事業等を活用して施設整備の支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスにつきましては、令和元年度の栽培面積は、前年比0.5ヘクタール減少の13.4ヘクタールでありましたが、平均反収は16%増の2,895キロと13年連続県下トップの成績を維持しており、今後も、面積の拡大及び反収3,000キロを目標とし、揺るぎない産地形成を図ってまいります。

本市の肉用牛振興につきましては、壱岐市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の維持に対する支援を継続してまいります。

肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちの「壱岐牛」として地域商標登録されていること、また、さらなる肉質の改善もなされていることが市場でも高い評価を得ており、今後も、確固たるブランド化の確立を目指し、関係団体と連携を図り、さらなる情報発信・PRに努めてまいります。

一方、近年の肥育素牛の高騰が肥育農家の経営を圧迫しており、壱岐牛の維持・確保にとって厳しい状況下にあることから、令和2年度も引き続き、肥育素牛導入に対して緊急的に支援を行うことといたしております。

令和元年12月末現在における繁殖雌牛の飼養頭数は、昨年度末に比べ飼養農家が9戸減少したこともありまして、82頭減って5,965頭と6,000頭を若干下回る状況となっておりますが、壱岐市農協が継続的に取り組まれている「チャレンジ7000事業」を始め、関係機関の各種増頭対策等をあわせ、今後も引き続き、生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

これまで、全国和牛能力共進会での好成績が、壱岐牛の子牛及び枝肉の市場価格に大きく反映されており、次の全国和牛能力共進会を令和4年度に控え、令和2年度にあつては長崎県和牛能力共進会が開催されます。壱岐牛のさらなる活躍に大きな期待を寄せるとともに、同大会への機運を高める取り組みを進めてまいります。

次に、**農業・農村整備事業**についてでございます。

現在、壱岐島内の圃場整備率は67%ですが、整備済みの圃場の中には昭和初期から中期に小区画で整備されたものもあり、経年による農業用施設の老朽化が著しい地区が点在しております。

これら小区画の農地を再整備するため、令和元年度から農地中間管理機構へ農地の集積を行い、受益者の負担を伴わない、新たな基盤整備事業を行うこととしております。県内第1号として郷ノ浦町木田地区において整備面積23.3ヘクタールで実施し、現在の大型農業機械を活用した高収益作物の展開と担い手の育成を並行して行っております。

また、昭和47年から63年にかけて、畑地帯総合整備事業により郷ノ浦町の当田ダム及び芦辺町の梅ノ木ダムの整備を行い、水稻及びアスパラガス、イチゴといった営農体系を展開してお

りますが、供用開始後30年が経過し、揚水機場の施設の老朽化とパイプラインの漏水事故が頻発しており、維持管理コストの増加に歯どめがきかない状況にあります。

このようなことから、県営事業によるダム関連の改修にあわせて、農水管の改修を行い、かんがい施設の長寿命化対策に取り組んでまいります。

平成29年に発生した526地区の農地・農業用施設等災害復旧工事については、昨年度までに242地区が復旧完了し、今年度に繰り越した国庫補助金交付決定箇所284地区中280地区が発注済みで、4地区が廃工となっております。2月末時点でおおよそ9割の地区が完了し、残る地区の3月末までの完成に向けて鋭意復旧を進めております。

このため、平成30年発生分の64地区については、災害復旧計画におくれが生じたため、繰り越すことにしております。

また、令和元年災の災害復旧工事についても、令和2年度以降の発注となりますが、いずれも早期の発注に努めてまいります。関係農家の皆様には、作付け計画等に影響が生じ、大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

本市の水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、生産コストの高どまり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。

平成31年4月から令和2年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は30.4%減の1,429トン、漁獲高は30.7%減の14億1,900万円となっております。資源の減少や漁場環境の悪化等による全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、台風等の天候不良、さらには燃油価格の上昇、磯焼けによる藻場の消失など漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

このような中、漁業用燃油については、市内漁協の漁業用燃油単価が高騰していることから、漁家経営の安定と水産物の安定供給を維持及び確保するため、高騰に伴う市独自の支援策として、引き続き、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、藻場の回復を目的として、本年度から磯根資源回復促進事業により磯焼けの原因の一つであるイスズミの駆除を実施しており、昨年4月から本年2月にかけて約5,100尾のイスズミが捕獲されております。

今後、さらなる藻場の早期回復を図るため、藻場造成に係る仕切り網及び海藻類の増養殖の網等によるイスズミ食害対策に対して支援を行うことといたしております。あわせて、磯焼け対策に対する漁業関係者の意識向上を図るため、専門家を招聘することとしており、所要の予算を計上しております。

また、昨年11月に海の資源回復担当として地域おこし協力隊を委嘱したところであり、種苗

生産や水産資源改善、藻場回復等の本市の水産資源の早期回復に向けた活動にも期待をいたしているところであります。

水産業の振興を図るため、国・県の事業としては、魚介類の海上輸送費を助成する「離島輸送コスト支援事業」、漁場の生産力向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを行う集落を支援する「離島漁業再生支援交付金」、漁業集落が行う漁業・海業の雇用を創出する取り組みや雇用の創出を円滑に行うための環境整備を実施する「特定有人国境離島漁村支援交付金」、環境・生態系の維持など漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する「水産多面的機能発揮対策支援事業」、新規就業時の経費負担を軽減し、若年層の着業を促進する「漁業就業者確保育成総合対策事業」に取り組んでおります。

また、市単独事業では、意欲ある担い手の育成支援事業として、認定漁業者制度及び漁業後継者対策事業の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済・漁船保険への掛金への助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため漁船近代化機器導入への助成、さらに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、これらの振興施策を引き続き実施してまいります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」を活用し、アワビ30万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の生産・放流を計画しております。現在、壱岐地域栽培漁業推進協議会において、本市周辺海域における磯焼けの状況を考慮するとともに、市内各漁協、関係機関等から御意見をお聞きし、本市周辺海域の実情に即した種苗生産・放流計画の見直しを図っております。

漁業者皆様の所得の安定・向上を図るため、限られた資源を持続的に利用し、効果的な種苗の生産・放流を行うことにより、水産資源の維持・回復に取り組んでまいります。

漁港整備につきましては、漁港機能の充実と利便性の向上を図るため、補助事業を活用し、渡良漁港小崎地区の用地舗装、八幡浦漁港物揚場に簡易浮棧橋の設置、護岸・防波堤に防風柵の設置を計画いたしております。

また、今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の調査検討を行い、機能保全計画の策定を進めてきたところであり、新年度、渡良漁港麦谷地区防波堤、小崎地区臨港道路、箱崎前浦漁港諸津地区物揚場、臨港道路、八幡浦漁港臨港道路の機能保全対策工事を予定いたしております。

あわせて、今後、海岸保全施設の老朽化による改修が必要となることから、長寿命化計画の策定を進めており、新年度、大久保・母ヶ浦・湯ノ本・箱崎前浦・八幡浦・山崎の各漁港海岸の調査を実施いたします。

港湾整備につきましては、郷ノ浦港へのジェットfoil用浮棧橋の早期整備について、令和

3年度新規事業採択に向けた取り組みを進めておりますが、それと並行して駐車場不足解消を図るため、郷ノ浦港立体駐車場建設を計画しており、効率的・効果的な整備を図るため、郷ノ浦港整備促進協議会を立ち上げることにいたしております。

次に、令和元年の本市への観光客数を推測する上で重要な指標となる国境離島島民割引利用者を除いた九州郵船とORCの乗降客数は47万7,750人、対前年比102.1%となっております。昨年は、7月から9月の観光最盛期の週末に台風が多く発生するなど、天候には恵まれませんでした。史上最長の超大型連休となったゴールデンウィークの影響もあり、上半期の乗降客数が伸びており、情報発信や旅行社等への営業、滞在型観光の取り組みをはじめとするこれまでの**観光振興**施策の成果があらわれているものと捉えております。

一支国博物館については、本年度の入館者数が1月末現在で9万990人、対前年比109%となっております。平成25年度以来6年ぶりの年間入館者数10万人到達が目前となっております。

3月14日には、開館10周年記念セレモニーを開催するようにはしておりましたが、指定管理者と協議を重ねた結果、新型コロナウイルスの影響を鑑み、式典は中止することといたしました。

壱岐イルカパーク&リゾートは、体験プログラムやカフェメニューの充実など施設の魅力向上に努めており、昨年4月25日のリニューアルオープンから1月末まで3万2,628人、うち島外から2万587人の御来園をいただいております。目標としていた本年度の入館者数2万9,320人を既に上回っております。

一方、残念な出来事といたしまして、2月24日にイルカの死亡事故が1件発生しております。1月下旬の血液検査で肝機能数値に異常が見られ、投薬による治療を受けておりましたが、2月中旬から食欲不振等、体調不良による行動が顕著になり、家畜診療所獣医師及び島外の水族館の獣医師と協議を重ねながら、献身的な治療・看護を行いましたが、回復には至りませんでした。

病理解剖の結果、現時点での死亡の原因は、肝機能障害と推察されており、現在、細胞を採取し、精密検査を依頼しております。イルカの健康長寿が可能となるよう最善の健康管理体制が必要と考えており、国内・海外の施設との連携を強化するなど、指定管理者との協議を重ねてまいります。

教育旅行の誘致につきましては、昨年、37校、4,610人の児童生徒及び関係者皆様に御来島いただきました。一昨年に比べ5校、738人の増となっております。

スポーツ合宿の誘致につきましては、昨年5月に本市で強化合宿を実施していただいた、バスケットボール女子日本リーグで活躍の「三菱電機コアラーズ」の皆様が、本年も春季キャンプのため本市へお越しいただくことが決定いたしております。

次に、ラッピングトラックによる情報発信事業について、離島活性化交付金の補助採択を受け、本市の名所や食材など鮮やかなラッピングを施した4台の輸送トラックが、昨年末から運行を開

始しております。

本事業は、市議会からの御提案を受け、長崎県トラック協会壱岐支部、そして運送事業者皆様の御理解と御協力をいただき実現に至っております。令和元年度から令和3年度まで各年度4台、計12台にラッピングを施すよう計画しており、島内外での本市の知名度向上につながるものと期待をいたしております。

本年4月から開設する**壱岐市東京事務所**につきましては、首都圏における本市の認知度向上を図り、本市への誘客と物産販路開拓につなげるよう取り組みを進めてまいります。

具体的には、旅行社への営業活動と百貨店やレストラン等での物産イベントの開催を大きな柱とし、目標を定めて活動を展開してまいります。

東京事務所の事業を推進する上では、東京壱岐雪州会をはじめ壱岐にゆかりのある方々の御協力をいただくことが必須であり、長崎県東京事務所、県内他市の東京事務所、福岡市東京事務所、日本橋長崎館等の関係機関との連携をしっかりと図りながら、本市の認知度向上に取り組んでまいります。

次に、**商工業の振興**につきましては、国内景気の拡大基調が維持されるとみられているものの、離島部においての地域経済は依然として厳しい状況にあります。また、近年は、自然災害の頻発、経営者の高齢化等、多くの中小企業は事業活動の継続が危ぶまれる状況にあります。

そのような中、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律、いわゆる中小企業強靱化法が昨年7月に施行されました。これにより、事業者は事業継続力強化計画を策定することにより、各種の支援措置を受けることができ、また、個人版事業承継税制も創設されております。本制度を有効活用すべく、商工会と連携を図り、各種施策を推進してまいります。

次に、株式会社博多大丸では、開業65周年記念事業の一環として、平成28年6月から「九州探検隊プロジェクト」を展開されております。このプロジェクトは、博多大丸の職員で構成する九州探検隊が九州・沖縄全119市を訪問し、各地の魅力ある「モノ」や「コト」を発掘し、情報発信することにより、九州全体の活性化を図ろうとするものです。

本市も1月24日に県下4番目として、九州探検隊を情報発信アンバサダーとして認定いたしました。今後、相互協力しながら、情報発信等に努めてまいります。

次に、**企業誘致**についてでございますが、このたび、長崎県産業振興財団と連携して誘致を進めていた東京に本社を置く2社の壱岐進出が決定いたしました。有限会社アトリエフォルマーレは、東京都墨田区に事務所を構え、プライベートブランドや他社ブランドのバッグの製作・デザインを手がけている会社で、今回、本市に自社工場を立ち上げ、1月22日から操業を開始しております。現在は4名体制ですが、今後、拡充されると伺っております。

次に、株式会社テクノスターは、東京都港区赤坂に事務所を構え、勝本町出身の方が経営されております。さまざまな製品のコンピューター解析を専門に実施されている会社で、今回、ふるさと壱岐市にソフトウェア開発のテストセンターを立ち上げていただけることになり、1月20日に2名を新規雇用いただいたところであります。東京での新任研修後、2月22日からテレワークセンターにて、事業開始をいたしております。

2社の進出により、職業選択の幅が広がり、地域活性化につながるものと期待をいたしております。

次に、**壱岐しごとサポートセンター（イキビズ）**については、1月20日に森センター長から、3月末日をもって退職したい旨の申し出があり受理いたしました。今回の件は、唐突の出来事であり、イキビズの運営母体である一般社団法人壱岐市産業支援機構の役員とも今後のことを含め協議を重ねてまいりました。

平成29年8月の開設以来、起業や事業拡大支援をはじめ、さまざまな経営課題等の対応に取り組んできたところであり、本事業については、事業者にできるだけ金銭的負担をかけずに、アイデア勝負で事業者の発展を図るというビズモデルとして、一定の成果があったものと考えております。

当初、3年を目途に事業の実施を考えておりましたことから、ビズ事業については、令和2年8月末をもって事業を終了することといたしました。

今後、センター長については、企画振興部長の兼務を予定しており、事務所常駐の職員は2名体制で、引き続き相談業務を行うことといたしております。

次に、**福祉・健康づくり**についてでございますが、**地域福祉の推進**については、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げている「第2次壱岐市地域福祉計画」及び「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を基本理念とする「第2次壱岐市障がい者計画」に沿って、市民皆様の「参画」と「協働」による地域福祉力の向上並びに障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくりに努めております。

また、新年度において、令和3年度から3カ年を計画期間とする「第6期壱岐市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定することといたしております。これは、障害者総合支援法に基づき、現計画の進捗状況等の点検・評価、十分なニーズ把握等を行い、障害福祉サービス等の見込み量及び提供体制の確保を示し、障がいのある人も地域で安心して暮らしていくことができる共生社会の実現に向けて策定するもので、今回、策定に係る所要の予算を計上いたしております。

次に、**子育て支援**については、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づき策

定した「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」が、本年3月をもって5年間の計画期間が満了となることから、壱岐市子ども・子育て会議での御検討をいただいた上で、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしており、今回、議案を提出しております。

本計画では、次世代育成支援対策推進法に規定された「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐとともに、「第3次壱岐市総合計画」の基本目標の一つ、「子育て・教育」の目指す姿として定めた「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう」を基に、「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～」を将来像として掲げ、SDGsの17のゴールのうち「質の高い教育をみんなに」のほか7つのゴールを目指すことといたしております。

健康づくりの推進につきましては、市民皆様が「健やかで心豊かな生活」を送ることができる社会の実現を目指すため、第2次壱岐市保健事業計画に基づき、各種健診、相談、健康教室の充実を図っております。

市民皆様の健康を確認できる場として特定健診及びがん検診においては、壱岐医師会の御支援、御協力のもと、令和元年度から実施期間を3カ月間延長し、6月から2月まで実施しております。

行政と両輪で御活躍いただいている食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢166人の組織力と結束力で、減塩など食生活改善に加え、郷土料理の伝承や各種健診の受診勧奨など、健康づくり全般にわたる啓発をあらゆる場面で展開していただいております。

平成31年3月に策定した「壱岐市いのち支える自殺対策計画」の推進につきましては、「誰も自殺に追い込まれることのない壱岐市の実現」を目指し、地域の皆様、各関係団体の皆様の御理解と御協力のもと取り組みを進めております。

今後も、市民皆様と行政が一体となった市民協働での健康づくり活動を進めてまいります。

介護保険につきましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めております。

新規事業として計画に盛り込まれている認知症対応型グループホーム、2ユニット・定員18名の施設整備については、本年3月末の完成、6月から事業開始の予定となっております。

次に、去る1月31日、介護保険料（第8期）の普通徴収者で口座振替依頼をされている方149名分、金額110万4,300円を二重に振替する事態が発生いたしました。原因は、第8期、1月の口座振替データ・ファイルを作成した折、一部に修正が生じたため、再度口座振替データ・ファイルを作成した際、1度目に作成した口座振替データの取消処理をしないまま、

2度目の口座振替データ・ファイルを作成したため、今回、二重振替が発生したものであります。

二重振替対象者皆様に対し、当日1月31日に直ちに電話や訪問を実施し、2月3日までに対象者となられた全ての方へ内容を説明し、おわびを申し上げたところであります。また、並行して、二重振替となった金額を、可能な限り早期に返金できるよう金融機関に依頼し、2月4日に全ての送金が完了いたしました。

今回、二重振替の対象となられた皆様に大変御迷惑をおかけし、深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが絶対に起こらぬよう、チェック体制を強化し、信頼の回復に努めてまいります。

次に、**後期高齢者医療**につきまして、これまで、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取り組みは市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できないとの課題があることから、高齢者の保健事業と介護予防を市町村が一体的に実施することとされました。このため、令和2年度から医師会をはじめ関係団体の御協力を賜りながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むことといたしております。

また、後期高齢者医療保険料につきましては、2年ごとに見直しを行うこととなっており、令和2年度は改定の年となっております。今回の改定では、被保険者数は減少するものの、1人当たりの医療費が増加したことによる医療給付費の増及び高齢者負担率の変更に伴う支払い基金からの交付金等の減により、所得割率が100分の8.67から100分の8.98に0.31ポイント増、均等割が4万5,800円から4万7,200円に1,400円増となっており、賦課限度額も62万円から64万円に引き上げの予定となっております。被保険者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**でございます。

初めに、**再生可能エネルギーの導入拡大に向けた実証事業**について、昨年9月に市議会の議決をいただき、国内の自治体として初となる気候非常事態宣言を行ったことで、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大への思いをさらに強くしたところであります。

令和元年度は、国の補助事業を活用し、水素を活用した再生可能エネルギーを安定的に利用するためのエネルギー実証システム導入に関する調査・設計事業に取り組んでまいりました。新年度は、この調査・設計事業に基づいて実証システムを導入し、実証研究事業に着手することといたしております。

この実証研究では、太陽光発電にて余剰となる電力を利用して、水を電気分解することで水素を製造して蓄えておき、夜間等には蓄えていた水素を用いて、水素混焼エンジンで発電し、実証研究の対象となる施設の電力を太陽光発電と水素発電で賄います。この実証研究によって、再生

可能エネルギーと水素の組み合わせによるエネルギーシステムの効率や経済性を高めるための方法等を明らかにしてまいります。

また、この実証研究において、水素だけではなく、水素製造のときに発生する酸素や、水素発電時に発生する熱も利用することでエネルギーの利用効率を高めるとともに、本市の地域産業の振興にもつながる事業とすることを目的といたしております。

さらには、実証システムの導入調査・設計事業に御協力をいただいている杉山正和教授が所属する東京大学先端科学技術研究センターとも本市の持続可能な地域づくりに関する連携協定を締結し、今後の実証研究事業を含め、水素と再生可能エネルギーの実用的なシステムの社会実装に至るまで同センターの支援、協力をいただきながら取り組んでまいります。

SDGs 未来都市として、本市の豊かな自然環境を次の世代、その次の世代へと受け継ぎ、持続可能で安全・安心に暮らせる社会をつくっていくためには、クリーンなエネルギーを自給自足できる島づくりが大変重要になると考えております。この実証研究はその第一歩となる事業として捉えており、国等の支援制度も活用し、市民皆様の御理解と御協力を賜りながら着実に進めてまいります。

次に、**防災対策**でございますが、近年、地球温暖化が原因とされる猛烈な豪雨や暴風による自然災害が全国各地で頻発しております。また、今季の暖冬についても異常気象のあらわれであると認識しておりますが、それを裏づけるような気象庁の統計数値が出されております。引用いたしますと、日本の平均気温の基準値からのずれを偏差といい、ことし1月の偏差はプラス2.27℃で、1898年の統計開始以来、最も高い値であったというものであります。

本市においても、いつ異常気象による自然災害に見舞われるか予測がつかない状況であり、防災に対する意識をさらに強く持ち、日ごろから自助・共助・公助における役割をおのおのが認識し、備えを怠らないことが重要となってまいります。

また、結成を促進している共助のかなめである自主防災組織は、192組織、94.5%の組織率となっており、今後、まちづくり協議会と相まった防災活動を実施することにより、災害に強いまちづくりをさらに推進してまいります。

また、本年1月から2月末日までの火災・救急発生件数は、火災3件、救急356件となっており、前年同期と比較いたしますと、火災は3件の減、救急は53件の増となっております。空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期であり、市民皆様には枯れ草焼き等、火の取扱いには十分御注意願います。

また、例年、この時期はインフルエンザの発生しやすい季節ですが、ことしは1月中旬に中国で感染拡大した新型コロナウイルス感染症による猛威も、いまだ終息に至っておりません。手洗い、うがい等感染対策及び健康管理に十分注意されますようあわせてお願いいたします。

近年の災害は複雑多様化し、現場活動における潜在危険もますます増大いたしております。今後も、壱岐市消防団とともに、関係機関と連携を強化し、市民皆様の安全安心のために万全の態勢で努力をいたしてまいります。

次に、**道路・河川等の整備**についてでございますが、市道整備につきましては、新年度当初予算において補助事業の道路改良 2 路線、交通安全施設整備 4 路線、道路防災安全工事 1 路線と、起債事業 9 路線、単独事業 1 2 路線の整備費を計上し、急傾斜地崩壊対策事業について 1 地区の整備を予定いたしております。

また、昨年発生した公共土木施設災害 1 2 カ所については、繰越継続として順次復旧を進めております。市民皆様には大変御不便をおかけいたしますが、今後も引き続き早期復旧に向けて全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

公営住宅につきましては、壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備いたしております。社会資本整備総合交付金事業を活用し、新大久保団地新築工事と古城団地の改修工事を行います。また、起債事業として、大久保団地の屋根及び外壁改修工事、下水道接続等改修工事、安泊地区の外壁及び屋上防水等改修工事、下水道接続等改修工事を予定いたしております。

次に、**水道事業**につきましては、アセットマネジメントを基本とした中長期的な観点から施設管理を行うことで、公営企業として将来にわたって持続可能な安定経営を目指してまいります。

また、施設更新計画を策定した上で、老朽管や水道施設の更新を実施することにより、有収率の向上や施設の高寿命化を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、引き続き、大谷・古城地区及び志原地区の路面本復旧工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺地区においても整備が完了しておりますので、さらなる加え推進に取り組んでまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、新年度も、国、県の補助制度を活用し、105基の設置を予定いたしております。

次に、現在地での建替えを計画し、周辺地域皆様の御理解と御協力を賜り、昨年4月に着工した壱岐葬斎場改築工事につきましては、本年3月末までに火葬炉設備の試運転、調整を完了し、4月1日から新しい施設での業務運営ができるよう進めております。また、新年度からは、管理運営体制の見直しを図り、さらなる御遺族に寄り添った厳粛な対応と新しいサービス水準の向上を目指してまいります。

なお、旧葬斎場施設の解体及び駐車場整備、植栽等の周辺環境整備、進入道路の改良工事につきましては、引き続き実施いたしますので、駐車スペースが狭隘となり、整備完了までの間、市民皆様には御不便をおかけいたしますが、乗り合わせ等、御理解と御協力を賜りますようお願い

いたします。

次に、**いきっこ留学制度**についてでございます。

第3次壱岐市総合計画に掲げる離島留学制度「いきっこ留学」は、平成30年9月にスタートし、3年目となります。本年4月からの「いきっこ留学生」は、募集期間終了後も全国各地及び外国からも問い合わせ、学校見学等に来島され、その都度、受け入れへの対応を行っており、現在、里親留学4名、孫戻し留学1名、親子留学2名の計7名が新たな留学生として入市いたします。現在留学中の児童生徒のうち、継続される10名を加えると17名となります。

里親につきましては、新たに1名を委嘱し、計4名での受入体制となっており、今後も里親登録について、市民皆様の御協力をお願いいたします。

また、本年2月1日から離島留学生コーディネーターとして大森久子氏を委嘱いたしました。留学生、里親、保護者等が安心して留学生活ができるよう、離島留学制度の充実を図るため、留学生のケア、里親及び保護者との情報交換、島内外の小中学校訪問並びに体験入学等の企画、運営、島外への情報発信など交流人口の拡大に取り組み、3年後には起業、定住されることを期待いたしております。

次に、**聖火リレー**についてでございますが、東京2020オリンピック聖火リレーが、本年3月26日に福島県檜葉町をスタートし、全国47都道府県を回るルートで実施されます。長崎県は20番目のスタートとなり、本年5月8日、9日の2日間の予定であり、壱岐市においては5月8日、金曜日に実施されることが、オリンピック組織委員会から発表されました。聖火リレーの実施時刻、ランナー等詳細につきましては、今後公表され次第、周知してまいります。

リレーのコースは、原の辻ガイダンスから一支国博物館までの約1,700メートルの区間が予定されており、今回、会場設営費等所要の予算を計上いたしております。

次に、**国際交流とインバウンドの推進**でございますが、インバウンドの推進につきましては、本市を訪れる外国人観光客の状況は右肩上がりで推移しておりましたが、御承知のように昨年は日韓情勢の悪化により、韓国からの訪日客が激減しております。一昨年の本市への外国人の観光客実数は1,798人であり、そのうちの約3割、565人は韓国からでありましたので、昨年の外国人観光客数にマイナスの影響を及ぼしているものと考えております。

しかしながら、インバウンドの推進は国策として打ち出されるほど、観光振興には欠かせないものとなっており、東京オリンピック・パラリンピック開催期間中における壱岐市東京事務所を活用した情報発信や、福岡市との連携事業である米国市場に向けたプロモーションを実践してまいります。

次に、第4回目の開催となった「神々の島 壱岐ウルトラマン」については、ランナー向けのインターネット情報サイト内に掲載されている国内ウルトラマンランキングで全国第2位の高評

価を受けるなど、ランナー目線の運営を重視した結果が出ております。

本大会は、中高生や消防団をはじめとする各団体1,000人を超えるボランティアの皆様を支えられ、さらには沿道で応援してくださった市民皆様、関係団体の方々など多くの皆様から積極的に御参加いただいております。このことは、地域振興事業として、また、まちづくり事業としても大きな効果があったものと捉えており、事務局で試算した経済波及効果は4,200万円以上であり、本市の観光振興にも大きく寄与したものと考えております。

第5回の開催となる今年の大会は10月17日開催予定とし、より地域に密着した大会となるよう計画を進めておりますので、関係機関、団体の皆様の御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

地方財政につきましては、国の取り組みと基調を合わせた聖域なき徹底した見直しを推進する一方、地方が人づくり革命の実現や地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として、地方財政対策を講じるものとされております。

本市の令和2年度の予算編成に当たりましては、こうした地方財政をめぐる国の動向に注視しながら、「第3次壱岐市総合計画」の着実な実施を軸として、事業の選択と集中による効率的な予算配分を行うとともに、本市にとって有益な施策を最大限に活用し、雇用促進、島内経済の活性化につなげていくための予算編成を行っております。

一方、本市の財政状況は、平成30年度末の市債現在高が一般会計で263億5,700万円、対前年度7,035万円増であり、義務的経費の割合は38.0%、経常収支比率については92.3%、対前年度2.4%増と、依然として高い水準で推移いたしております。インフラ施設を含めた公共施設の老朽化や、高齢化の進展による社会保障経費の増、将来のまちづくりを見据えた大規模建設事業の増加などにより、近年、基金を取り崩した予算編成が続いており、今後においても厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画・公共施設等総合管理計画に基づいた行財政改革に取り組むとともに、長期的な展望に立った財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した令和2年度の各会計予算案は、経常的経費と市民サービスのために必要なもの及び継続事業並びに一定の政策的経費とし、一般会計の予算規模は236億4,000万円で、特別会計を含めた予算規模は321億8,346万円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定、一部改正に係る案件8件、予算案件14件、その他3件でございます。何とぞ十分御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い

申し上げます。

以上、今日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容について申し述べました。今後もさまざまな行政課題に対し全力で対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を１１時２０分といたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第５．議案第４号～日程第２９．議案第２８号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第５、議案第４号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第２９議案第２８号令和２年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上の２５件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案についての提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしております議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第４号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、令和２年４月３０日をもって、長崎県市町村総合事務組合から長崎市を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、令和2年4月30日をもって、長崎市が長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるためでございます。

これは、現在長崎市が本組合の事務のうち唯一加入している退職手当に関する事務において、市町村合併後、退職者の著しい増減が見込まれたことで、退職手当の予算の平準化を図ることができる本組合の共同事業に加入されていましたが、今後、合併直後のような退職者の著しい増減が予想されないことから、合併以前のように、長崎市独自において退職手当の予算管理及び支給事務を行いたいとのことで、退職手当に関する事務について脱退することになり、これにより長崎市は全ての総合事務組合の事務から脱退することとなるため、規約の変更が必要となりました。

次のページをお開きください。

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。別表第1規約第2条組合の組織から長崎市を除く改正でございます。これにより加入団体は12市8町8組合の計28団体となります。

次に、別表第2規約第3条第1号退職手当に関する事務について、長崎市を除くものであります。以下の表については改正はございません。別表につきましては、資料1の議案関係資料の1ページに載せておりますので、後もってご覧をいただきたいと思います。附則といたしまして、この規約は令和2年5月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第5号壱岐市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。提案理由は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市印鑑条例の一部を次のように改正するものでございます。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1議案関係資料3ページの新旧対照表を御参照願います。

改正内容でございますが、本件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に交付され、成年被後見人及び被保佐人の人権尊重の観点から、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度に

ついて、欠格条項の削除や、心身の保証等の状況の個別的・実質的な審査により、必要な能力の有無を判断する規定に見直すこととされました。

これを受け、総務省が所管する印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、本条例において規定する欠格条項等について所要の改正を行うものでございます。

施行の期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第6号から議案第8号まで続けて御説明いたします。

議案第6号壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓に関する事項について定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

これは、会計年度任用職員として任用されるジェットプログラム、国際交流員やALT、外国語指導助手等については、任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとして取り扱うこととされたため、改正するものであります。

第2条第2項は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓について、通常サービスの宣誓にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができると定めております。

これは、ただいま申し上げました任用の際のサービスや勤務条件に関する同意書への署名をもってサービスの宣誓を行ったものとして取り扱うこととするものであります。

以下、第2項の追加に伴う変更と様式については、押印箇所の表示を変更するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

次に、議案第7号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法、地方自治法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関し所要の改正を行うものでございます。

現在における本市の全ての非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員として任用しており、その育児休業等に関しましては、まず嘱託職員につきましては、壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第15条の規定により、壱岐市職員の育児休業等に関する条例を準用して、育児休業を承認することができるとしております。

また、その他の非常勤職員は、壱岐市臨時職員取扱要綱の規定により、任用されている社会保険適用の臨時職員及び雇用保険適用の臨時職員になりますが、育児休業をすることができない職員となっております。

これらの非常勤職員は、令和2年4月1日より、地方公務員法第22条の2の一般職の非常勤職員である会計年度任用職員として任用することとなりますので、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員に対し、育児休業等取得可能にすることなど所要の改正を行うものであります。

1 ページ目をお願いします。

第2条は育児休業をすることができない職員の規定であります。3号の（ア）は、これは特定の職に引き続き1年以上在籍する非常勤職員という規定でございます。

（イ）につきましては、その子供が1歳6カ月に達するまでに任期が満了しない、あるいは特定の職に引き続き採用することが見込まれる非常勤職員ということでございます。

そして、（ウ）は1週間の勤務日が3日以上、または1年間の勤務日が121日以上非常勤職員という規定でございます。

次に、第2条の2を第2条の5とし、第2条の次に3つの条項を加えております。

1 ページ下段から3 ページにかけて記載しておりますが、これは地方公務員の育児休業に関する法律において規定されている条例で定めるものとして、育児休業の対象となる児童の定めを本条例の第2条の2で条例で定める日として、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日の規定を、第2条の3で条例で定める場合として、養育する子が2歳に達する日まで育児休業できる旨の規定を第2条の4で定めるものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

第3条の改正でございますが、第3条につきましては、育児休業法第2条第1項のただし書きに再度育児休業をすることができる特別な事情を規定しております。

次に、5 ページをお願いします。

第10条の改正でございますが、これは正規職員の関係でございます。正規職員が再度育児短時間勤務をすることができる特別な事情を規定しております。

次に、7 ページをお願いします。

第20条の改正でございますが、これは部分休業について規定しております。部分休業は一定の期間職務に従事しない育児休業と異なり、一日の勤務時間の一部について育児のために勤務しないことを定める制度であり、勤務しながら育児を可能とするものであります。

次に、第21条では、部分休業をすることができる時間について定めております。非常勤職員の場合、1日に定められた所定の勤務時間から4時間45分を減じた時間を超えない範囲内で取得可能とするものであります。

次に、8ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

次に、議案第8号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職非常勤が厳格化、つまり任用要件が明確にされたため所要の改正を行うものでございます。

具体的には、これまで特別職の非常勤として定義しておりました各種委員等について、その業務内容により委託契約とすることが適当と思われる委員等について本条例から削除することとし、その他一部名称の変更並びに削除等に伴う番号の整理を行うものであります。

本条例の改正内容については、資料1の新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表の16ページをお願いします。

改正箇所については下線を表記しております。まず14、防災会議委員については、消防防災の関係として順番の整理を行うため、17ページの20番に変更しております。

次に、17ページをお願いします。

現19交通安全対策協議会については、18交通安全対策会議委員に名称を変更しております。

次に、現20交通指導員については、委託契約とするため削除しております。

改正後の21国民保護協議会委員については、これまでその他の附属機関の構成員及び非常勤職員に含めておりましたが、今回新たに追加をしております。

次に、18ページをお願いします。

現26市有林監督員につきましては、委託契約とするため削除、現29民生委員推薦委員会委員につきましては、28民生委員推薦会委員に名称を変更、35海洋センター運営委員会については、設置することがないため削除しております。

次に、19ページをお願いします。

現 3 6 海洋センター育成士 2 級については、委託契約とするため削除しております。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとございます。

以上で、議案第 6 号から議案第 8 号まで続けて説明をさせていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第 9 号から議案第 11 号まで続けて説明させていただきます。

議案第 9 号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料 1、議案関係資料の 22 ページから 55 ページの新旧対照表を御参照願います。

本案につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い参酌する国の基準が令和元年 10 月 1 日から改正施行されたため、このたびの国の新運営基準を参酌し、改正するものでございます。

なお、国の経過措置において、施行の日から起算して 1 年を超えない期間内において、参酌して定める市町村の条例が制定・施行されるまでの間、新運営基準は当該市町村の条例で定める基準とみなすこととされております。

主な改正内容でございますが、1 点目に幼児教育・保育の無償化に伴い、条例第 13 条第 4 項第 3 号の規定において、法第 19 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に掲げる小学校就学前の子供に係る副食費の提供に関する費用を、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、市民税非課税世帯や年収 360 万円以下の世帯を除き、保護者から支払いを受けることができる費用とするものでございます。

また、幼稚園においては小学校第 3 学年から、保育所等においては小学校就学前の子供から数えて 3 番目以降に該当する場合は、副食費の免除を行うものでございます。

2 点目に条例第 42 条及び附則第 5 条の規定において、特定地域型保育事業では、集団保育の

提供などの保育内容の支援や代替保育及び3歳から5歳児の卒園後の受け皿確保のための連携施設を確保しなければならないこととなっておりますが、代替保育の提供元として一定の要件を満たす場合に、小規模保育事業、事業所内保育事業を行うもの等を追加し、代替保育の提供に係る連携施設にかえることができることとし、さらに本年3月に満了となる連携施設を確保しないことができる経過期間を5年間延長するものでございます。

3点目に、改正法第58条の2の規定により、内閣府令で新たに追加された特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を、第2章第53条から第61条として新たに定め、特定子ども・子育て支援提供者が行うべき業務や社会的身分等による差別的取り扱いの禁止並びに秘密の保持など、質の確保を図るものでございます。

その他法改正に伴う略称の変更及び条項のずれなどを整備するものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1、議案関係資料59ページの新旧対照表を御参照願います。

改正内容でございますが、本案につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部改正により、これまで子供のための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関する調査等に対し、保護者や教育・保育を行うもの等が虚偽の報告等をした場合について、条例で過料を科する規定を設けることができるとされていたことに加え、子育てのための施設等利用給付についても同様とされたため所要の改正を行うものでございます。

施行期日については、附則のとおり公布の日からでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料１、議案関係資料６０ページの新旧対照表を御参照願います。

改正内容でございますが、本案につきましては、児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたって、これまで従うべき基準とされていた事業に従事するもの及びその員数の規定が削除され、全ての基準が参酌すべき基準に統一され、市町村の実態に応じた対応が可能となりました。

これに伴い、放課後児童健全育成事業の事業所における放課後児童支援員については、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならないとする第１０条第３項の規定の適用についての経過措置を、壱岐市の実態を考慮し５年間延長するもので、令和７年３月３１日までに研修を終了することを予定しているものを認めることとしたものでございます。

施行期日については、附則のとおり令和２年４月１日からでございます。

以上で議案第９号から第１１号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 真鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 令和２年３月１日付で保健環境部長事務取扱の兼務を拝命いたしましたので、私のほうから議案第１２号について説明をさせていただきます。

議案第１２号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市国民健康保険勝本診療所の閉院に伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

改正の内容は、第２条に勝本と湯本の２カ所の診療所の名称及び位置の定めがございますが、勝本診療所の閉院に伴い、湯本診療所１カ所に改めようとするものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、議案資料の資料１改正条例新旧対照表６１ページにございますので、後もって御確認をいただきますようお願いをいたします。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。経過措置につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第13号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について御説明申し上げます。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

それでは、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画につきまして御説明を申し上げます。

資料4の第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画をご覧ください。

めくっていただきまして、本計画は目次のとおり第1章から第7章までの構成といたしております。

1ページから4ページの第1章においては、計画の策定にあたってといたしまして、計画策定の背景と趣旨等を掲載するとともに、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間といたしております。

特に本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する支援事業計画でございます。次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画の内容を一部引き継いだものとなっておりますが、現計画が令和元年度をもって期間満了となることから、第2期計画として策定するものでございます。

策定にあたっては、壱岐市子ども・子育て会議において慎重に検討・協議を重ねていただき、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の子育て条例行動計画や、市の上位計画である壱岐市総合計画及び市の各種関連計画との整合性を図り、さらに本市におけるSDGs達成に向けての取り組みを推進するものとしております。

5ページから26ページの第2章におきましては、壱岐市の子ども・子育てに関する現状と課題として、統計資料から見た現状とニーズ調査結果の概要を掲載いたしております。

27ページの第3章におきましては、子ども・子育て支援の基本的な考え方として、基本理念に、1、安心して子育てできる壱岐の島、2、地域全体で支え助け合う壱岐の島、3、ゆとりをもって心身ともに健やかに育つ壱岐の島の3つを引き続き踏襲し、ゆとりと優しさで育む輝く未来ある島壱岐、出産・子育て・教育の希望がかなう協働の子育て環境づくりを将来像に掲げてお

ります。

28ページから46ページの第4章におきましては、子ども・子育ての環境整備として、子ども・子育て支援サービスについて、平成30年度に実施したニーズ調査の結果により、サービスの量の見込みと確保提供数を具体的に数値化し、目標値として定めております。

47ページから71ページの第5章におきましては、施策の展開として、現計画の検証結果を踏まえ、推進すべき施策ごとの各事業を掲載し、各事業を実施する担当部署及び関係部署との連携強化を図り、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を行うことといたしております。

72ページから82ページの第6章におきましては、令和元年6月に成立いたしました改正子供の貧困対策法において、市町村においても子供の貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを受けまして、本計画において一体的に策定することとし、子供の貧困に関する取り組みとして、教育の支援、生活就労の支援、経済的支援、連携体制等の構築の4つの基本方針に基づいた取り組みを行い、市民関係団体、関係機関等が積極的に連携し、全ての子供たちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力や可能性を延ばすことができるような地域社会を実現するため、本市の子供とその保護者に向けた取り組みを推進することといたしております。

最後に83ページ及び84ページの第7章におきましては、計画の推進に向けてとして、家庭・地域・事業者、そして行政の役割を明記し、本計画の実行のための推進体制強化を図るとともに、国県子育て支援関係者との連携と協働により、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることといたしております。

また、計画期間中において、進捗状況を把握・点検し、苓崎市子ども・子育て会議において評価いただき、必要に応じて見直しを行うことといたしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について御説明申し上げます。

沼津A辺地変更、芦辺浦辺地変更及び志原B辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、沼津A辺地は市道上坂線道路改良事業、芦辺浦辺地は市道芦辺滝ノ上中央線道路改良事業、志原B辺地は、市道井鯉坂線道路改良事業に辺地対策事業債を活用するために、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。議決をいただいた後、辺地に係る総合整備

計画を総務大臣へ提出することとなっております。

1 ページから 3 ページは、各辺地の整備計画書で、各辺地の事業内容、事業費等を記載しております。なお、議案関係資料 5 に各事業の位置図、平面図等を添付しております。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を 13 時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第 15 号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7 億 8,450 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 242 億 3,500 万円とします。第 2 項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の追加・変更は、第 2 表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第 3 条、債務負担行為の変更は、第 3 表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第 4 条、地方債の変更は、第 4 表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2 から 4 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等につきましては、記載にとおりでございます。

5 から 6 ページをお開き願います。

第 2 表繰越明許費補正、1、追加で、5 款 1 項農業費の土地改良施設維持管理適正化事業ほか 13 件の事業費総額 4 億 8,858 万 7,000 円、また 2、変更で 5 款 3 項水産業費の水産物供給基盤機能保全事業 1 件の事業費 3,600 万円につきましては、入札不調の影響や工事内容の変更等に係る設計協議、調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内に事業が完了しない見込みであるものについて、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として追加、または変更

の計上を行っております。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由等の詳細につきましては、別紙資料 2、令和元年度 3 月補正予算（案）概要の 30 から 33 ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

7 ページをお開き願います。

第 3 表債務負担行為補正、1、変更で、風民の郷の指定管理期間につきましては、昨年 12 月会議の補正予算（第 6 号）におきまして、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間として、債務負担行為の設定を行っていましたが、指定管理業務の内容等について協議を行った結果、指定管理期間を令和 2 年度限りとし、それに伴う指定管理委託料につきましても、限度額の変更を行うものでございます。

8 から 10 ページにかけましては、第 4 表地方債補正、1、変更で、事業に充当する地方債の借入限度額につきまして、県との協議による同意額に合わせ、それぞれ増減を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14 から 15 ページをお開き願います。

10 款 1 項 1 目地方交付税は、特別交付税で 6,162 万 2,000 円を増額しております。

次に、14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金、地方創生推進交付金ほか、事業の実績見込みにより 6,759 万 4,000 円を減額しております。

16 から 17 ページをお開き願います。

2 目民生費国庫補助金で、プレミアム付商品券事業費及び事務費補助金につきましては、事業の実績に基づき、合計で 960 万 8,000 円を減額しております。

次に、15 款 2 項 1 目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、事業の実績見込みにより 5,000 万円を減額しております。

18 から 19 ページをお開き願います。

18 款 1 項 1 目基金繰入金、減債基金繰入金及び合併振興基金繰入金は、主に地方債の償還や単独事業費への充当財源として計上していましたが、実績見込みによる事業費の精査に伴い、それぞれ減額しております。また、ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費の精査を行うとともに、ふるさと納税お礼の品代及び送料への充当財源として 1 億 2,400 万円を増額しております。

20 から 21 ページをお開き願います。

21 款市債につきましては、それぞれ起債を充当して実施する事業につきまして、事業費の精査によって借入額の増額、または減額の補正を行っており、総額で 2 億 7,070 万円を減額し

ております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料2の令和元年度3月補正予算（案）概要の主要事業の中から、主な内容について御説明いたします。

4から5ページをお開き願います。

2款1項13目国境離島振興費、創業事業拡大支援事業につきましては、事業の実績見込により6,000万円を減額しております。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業費につきましては、商品券の販売、換金業務に係る委託料等について実績に基づき4,160万8,000円を減額しております。

次に、1項4目国民健康保険事業費、直営診療施設勘定繰出金402万2,000円の補正は、診療収入の減に伴い、平成28年度より構造的な赤字に陥っており一般会計からの繰り入れが必要となっております。

6から7ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費は、平成31年3月会議におきまして、予算の執行を保留とされておりました健診センター建設事業につきまして4,466万4,000円を減額しております。

次に、12から13ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項4目畜産業費地域肉用牛緊急増頭対策事業につきましては、事業の実績見込により640万円を増額しております。

次に、16から17ページをお開き願います。

7款土木費2項3目道路橋りょう新設改良費は、国の補正予算第1号による社会資本整備総合交付金の追加内示を受け9,410万円を増額するもので、翌年度での繰り越し事業として実施するものとしております。

次に、20から21ページをお開き願います。

9款教育費2項1目学校管理費、小学校管理費は、箱崎小学校ほか、体育館の外壁、屋根改修工事の実績見込みにより2,350万円を減額しております。

22から23ページをお開き願います。

10款災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業で、現年災の補助事業分につきましては、実施設計に基づく工事費の精査により1,370万円の減額、現年災及び過年災の単独事業につきましては、翌年度に工期がまたがるため12月の補正予算第6号で債務負担行為の設定をしたものについて、新年度予算へ組み替えることとし、合計で5,600万円を減額しております。

そのほか、各事業の入札執行等実績見込みによる不用額につきまして減額補正を行っております。

す。

以上で、議案第15号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第16号から18号までを続けて説明をさせていただきます。

議案第16号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

令和元年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,867万1,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項6目後期高齢者診療収入を決算見込みにより427万円を減額いたしております。

3款2項1目一般会計繰入金については、減収分の補填として402万2,000円を増額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費、備品購入費について24万8,000円を減額しております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

令和元年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,660万4,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

８ページ、９ページをお開き願います。

歳入でございますが、１款１項後期高齢者医療保険料について、決算見込みにより５６０万円を増額いたしております。

４款１項２目保険基盤安定繰入金については、６７万３,０００円を減額しております。

１０ページ、１１ページをお開き願います。

歳出でございますが、２款１項後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入の決算見込み及び基盤安定負担金の確定により４９２万７,０００円を増額いたしております。

以上で、議案第１７号の説明を終わります。

続きまして、議案第１８号令和元年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について議御説明いたします。

令和元年度老岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７,５６１万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億９,１５７万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,８００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５,０３９万円とします。第２項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

８ページ、９ページをお開き願います。

歳入でございますが、３款１項国庫負担金２項国庫補助金、４款１項支払基金交付金、５款１項県負担金につきましては、それぞれ介護給付費の増額に伴い、追加交付が確定いたしましたので総額５,２３０万３,０００円を増額いたしております。

７款１項一般会計繰入金につきましては、地域支援事業費事務費分について、ケアマネジメント収入分を介護サービス事業勘定から繰り入れることにより１,２９３万９,０００円を減額しております。

１０ページ、１１ページをお開き願います。

７款２項基金繰入金につきましては、介護給付費の増加に伴い９７６万円の増額、７款３項介護サービス事業勘定繰入金につきましては、地域支援事業に係る人件費分として１,８００万円の増額、８款１項繰入金につきましては、前年度繰越金８４９万円を増額補正しております。

１２ページ、１３ページをお開き願います。

歳出につきましては、１款３項介護認定審査会費につきましては、介護認定調査を臨時雇用から委託に変更したことにより、賃金の減額、主治医意見書作成手数料を決算見込みにより減額、

合計５５０万円の減額でございます。

２款１項介護サービス諸費、２款２項審査支払手数料、２款３項高額介護サービス費につきましては、介護給付の増加により総額８，７２６万円を増額しております。

３款２項一般介護予防事業費、３款３項包括的支援事業費、任意事業費につきましては、人件費の減額をいたしております。

２４、２５ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明をいたします。

２款１項一般会計繰入金１，０００円を減額し、４款１項繰越金を１，８００万１，０００円を増額しております。

２６、２７ページをお開き願います。

４款１項保険事業勘定繰出金につきましては、介護保険事業特別会計の地域支援事業交付金から控除をされるケアマネジメント収入分を、介護保険事業特別会計へ繰り出しを行っており１，８００万円を増額しております。

以上で、議案第１６号から１８号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第１９号及び議案第２０号を続けて御説明申し上げます。

まず、議案第１９号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４１１万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億２，５６６万３，０００円とします。２項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

８から９ページをお願いします。

２、歳入ですが、５款一般会計繰入金で１，４１１万５，０００円を減額しております。

次に、１０から１１ページをお願いします。

３、歳出でございます。１款下水道事業費１項管理費で２８５万円の減額、２項施設整備費で２５０万円の減額をしております。

２款漁業集落排水整備事業費１項管理費で８７６万５，０００円の減額をしております。いず

れの事業も管理費及び施設整備費の精査による減額及び人事異動による人権費等の減額でございます。

議案第19号に関する主要事業は資料2の28から29ページに記載しております。あともって御確認をお願いします。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

第1条、令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和元年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款水道事業費用では882万2,000円の減額をし、補正後8億5,422万8,000円としております。

第3条、令和元年度壱岐市水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出の第1款資本的支出で1,400万円の減額をし、補正後3億6,051万1,000円としております。

本日の提出でございます。

6から7ページには、給与費明細書を、8から9ページには予定貸借対照表を記載しております。

10から11ページをお願いします。

収益的支出ですが、人事異動等による人権費の減額を行っております。

12から13ページをお願いします。

資本的支出ですが、支出で1,400万円の減額をしており、道路工事等における水道給排水管布設替工事費の実績による執行残分の減額及び基幹施設改良費の実績による執行残分の減額でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第21号令和2年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236億4,000万円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2から5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で令和3年度以降に発生する債務負担行為20件の内容につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債で、令和2年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債限度額の総額は21億8,820万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

1款市税1項市民税8億4,857万円は対前年度比24万4,000円の増で、令和元年度の見込み額等から算出した結果、個人分が1,147万7,000円の増、法人分が1,123万3,000円の減としております。

次に、16から17ページをお開き願います。

10款地方交付税で、今回、不足する一般財源につきまして普通交付税86億円、特別交付税7億607万円で、対前年度比4億7,547万円の増としております。

次に、24から25ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金で戦略産品輸送経費支援事業や離島留学生ホームステイ事業などの継続事業のほか、東京事務所情報発信事業などの新規事業を含め、

全14の事業に対する補助金として9,617万5,000円、地方創生推進交付金で壱岐しごとサポートセンターや壱岐市ふるさと商社への運営費補助金、壱岐市SDGs未来都市推進事業、壱岐島リブートプロジェクト事業などの全7つの継続事業に対し、2分の1の補助金1億1,446万5,000円、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金は、地球温暖化防止に資する低炭素の島づくりの実現のため、再生可能エネルギーの実用化実証試験システム設備の導入経費等に対し2億3,960万1,000円を計上しております。

また、関係人口創出拡大事業交付金は、地域外の企業や団体と連携し、都市住民等の地域への関心を高めるための取り組みを支援する新規事業に対し100%の補助金700万円を計上しております。

次に、28から29ページをお開き願います。

15款2款1目総務費県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、雇用機会拡充事業ほか4事業に対し事業種別ごとに国50から55%、県10から22.5%の補助率で、国費を含めて交付される補助金2億8,746万8,000円を計上しております。

次に、34から35ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金で、ふるさと応援寄附金につきましては、4億円の見込み額で計上しております。

次に、18款1項1目基金繰入金で、財政調整基金につきましては4億円を、減債基金につきましても、地方債の償還財源として同じく4億円をそれぞれ計上しております。また、特定目的基金につきましては、合併振興基金につきましては、まちづくり協議会費や安全・安心まちづくり交付金、庁舎間イントラ設備システム更新事業などの財源として、総額で8億290万円を、ふるさと応援基金につきましては、定住奨励事業や介護人材確保対策事業のほか、消防団の小型動力ポンプ積載車購入費などの財源として、総額で4億480万円を計上しております。

次に、42から43ページをお開き願います。

21款市債につきましては、全体合計21億8,820万円で、対前年度比2億2,010万円の減となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道本村神里線、市道山崎線など10路線の道路改良事業や郷ノ浦堆肥センターの堆肥発酵処理施設整備など全19の事業に対し3億1,060万円を計上しております。

次に、2目過疎対策事業債は、ハード事業分で市道黒崎線道路改築事業や漁村再生交付金事業、壱岐葬斎場外構及び解体工事、消防署のはしご車購入など全15の事業に対し6億2,750万円を、ソフト事業分で島共通地域通貨発行事業、漁業用燃油対策事業など全24事業に対し、基本限度額分2億5,990万円、限度額越え分2億1,710万円の合計で4億7,700万円を

計上しております。

次に、3目臨時財政対策債は、地方交付税総額の不足分を補填するため、国と地方で折半するルールに基づき、地方分について各地方公共団体で発行する地方債について3億5,000万円を計上しております。

次に、4目民生債は、緊急防災減災事業で、石田町総合福祉センターの発電機更新などに960万円を計上しております。

次に、5目商工債は、一般補助施設整備事業で、壱岐島リブートプロジェクト事業のハード事業分に890万円を計上しております。

次に、6目土木債では、自然災害防止事業で、船底地区急傾斜地崩壊対策事業に400万円を、公営住宅建設事業で古城団地改修及び大久保団地新築事業に2億5,230万円を、緊急浚渫推進事業で準用河川物部川の浚渫事業に250万円をそれぞれ計上しております。

次に、7目消防債は、緊急防災・減災事業で、勝本地区第2分団のポンプ車購入などに5,880万円を、防災基盤整備事業で、防災行政無線の屋外拡声局4カ所の更新事業に880万円を計上しております。

次に、8目教育債は、緊急防災・減災事業で、壱岐の島ホールの屋上防水工事に1,120万円を計上しております。

次に、9目災害復旧事業費債は、公共土木施設等災害復旧事業で、12月補正予算で債務負担行為を設定しておりました令和元年災の単独事業分につきまして6,700万円を計上しております。

次に、歳出について説明をいたします。

説明に先立ちまして、昨年3月に公告されました地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令によりまして、令和2年度から会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、地方財務の歳出科目28節のうち、7節賃金が廃止、8節以降について番号が順次繰り上がることとなり、令和2年度予算から適用しておりますので、あらかじめ御報告いたします。

それでは、別紙資料3の令和2年度当初予算案概要の主要事業の中から主な内容について御説明いたします。

別紙資料3の3から4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、まちづくり協議会設置事業は、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例に基づくコミュニティ活動を展開し、まちづくり協議会による協働のまちづくりを推進するものとして1億1,820万8,000円を計上いたしております。

次に、本庁舎建設基金積立金5,000万円は、将来の市役所本庁舎の建設に要する経費に充

てるため、基金の積み立てを行うものでございます。

5から6ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、自治体SDGsモデル事業は、持続可能な開発目標の達成に向け経済、社会、環境の3つの側面で総合的に事業を展開することにより、2030年の壱岐市の将来像の実現につなげるものとして4,922万円を計上しております。

同じく、企画費、エコアイランド推進事業は、歳入のほうで説明をいたしましたとおり、令和元年度より経済産業省の採択を受けて実施する継続事業で、再生可能エネルギーの水素変換、再エネルギー化を行う設備の導入経費として2億4,099万7,000円を計上しております。

9から10ページをお開き願います。

同じく6目企画費、壱岐なみらい研究所運営事業は、慶応義塾大学SFC研究所からの助言・協力のもと、地域創生プロジェクトの開発・実践と壱岐市の未来に資する高度人財の育成を行う連携協力事業として1,969万7,000円を計上しております。

同じく企画費、過疎地域集落再編整備事業は、基幹的集落に点在する空き家を行政が改修・整備し、貸し出すことで地域における定住を促進する新規事業で1,555万8,000円を計上しております。

次に、13から18ページにかけましては、2款1項13目国境離島振興費として、滞在型観光促進事業で2,000万円、離島航路・航空路運賃低廉化事業で6,530万2,000円、離島輸送コスト支援事業で農産物及び水産物の合計で1億5,667万2,000円、創業事業拡大支援事業、雇用機会拡充事業で3億円など、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業総額で5億6,591万2,000円を計上しております。

19から20ページをお開き願います。

3款民生費1項4目国民健康保険事業費、直営診療所施設勘定繰出金1,931万6,000円は、診療収入の減に伴い、今後においても赤字運営となる見込みであるため、一般会計からの繰り入れを行うものとしております。

次に、5目介護保険事業費、介護保険人財確保対策事業は、地域包括ケアの推進に必要となる医療、福祉に携わる人材の確保及び移住定住促進施策の一環として、市内医療機関等に就職された方の奨学金の返還及び家賃等の一部を助成する事業で1,442万円を計上しております。

次に、29から30ページをお開き願います。

4款1項3目環境衛生費、火葬場管理費は、現施設の解体工事及び新施設の外構工事について1億2,340万3,000円を計上しております。

次に、4目病院費、長崎県病院企業団負担金4億6,346万8,000円は、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく本部及び壱岐病院運営経費に係る負担金でございます。

次に、33から34ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項3目農業振興費、有害鳥獣被害防止対策事業は、カラス、タイワンリス等による農作物や光ケーブル等への被害を防止するため、それらの駆除・捕獲等に係る経費につぎまして2,790万8,000円を計上しております。

37から38ページお開き願います。

5款1項4目畜産業費、地域肉用牛振興対策事業は、肥育素牛の価格高騰による肥育農家の経営基盤の弱体化を防ぐとともに、竜崎牛出荷頭数の確保を図るため、竜崎牛維持確保緊急対策事業として子牛の導入経費に対する補助金1,750万円を計上しております。

次に、43から44ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、漁業用燃油対策事業は、漁業用燃油の高騰に伴う沿岸漁業の窮状を鑑み、漁業経営の安定と水産物の安定供給を維持するため、漁業用燃油の購入に対し1リットル当たり10円を補助するもので、6,566万5,000円を計上いたしております。

次に、49から50ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、戦略産品輸送経費支援事業につきましては、離島活性化交付金を受けて実施する事業で、焼酎や衣服、寝具などを製造する島内業者に対し、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費に対する補助として5,536万円を計上しております。

次に、4目観光費、竜崎島リブートプロジェクト事業につきましては、平成30年度から地方創生推進交付金を受けて実施する継続事業で、イルカパークの再整備による観光集客の拠点化を目指し、外貨を稼ぐ仕掛けづくりを行うことで島内経済の活性化、循環の仕組みを構築するものとして7,986万円を計上しております。

次に、53から54ページをお開き願います。

6款1項5目都市事務所費、東京事務所管理費及び活動費は合計で1,386万4,000円を計上しております。

55から56ページをお開き願います。

7款土木費2項3目道理橋梁新設改良費は、補助事業で、黒崎線道路改良事業ほか全8路線で3億8,610万円、単独事業で前目1号線道路改良事業ほか全12路線の継続事業に1億2,730万円、辺地過疎債の起債事業で、谷江本線改良事業ほか全8路線に2億4,540万円を計上しております。

次に、59から60ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費は、公営住宅等長寿命化計画により老朽化した市営住宅の建て替え、改修並びに下水道への接続等を行うもので、新大久保団地新築事業など合計で4億5,070万3,000円を計上しております。

61から62ページをお開き願います。

8款消防費1項1目常備消防費で消防署郷ノ浦支署のはしご車の購入費として1億5,235万2,000円を計上しております。

63から64ページをお開き願います。

8款1項5目災害対策費で、指定避難所や避難場所への避難経路等の情報を明示し、夜間の避難誘導にも対応できる高輝度蓄光誘導標識を設置するものとして1,658万3,000円を計上しております。

65から66ページをお開き願います。

9款教育費1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するもので5,000万円を計上しております。

次に、2項1目小学校管理費は、田河小学校の体育館外壁・屋上防水工事、箱崎小学校の校舍改修工事、瀬戸小学校の体育館床改修工事など合計で1億2,551万1,000円を計上しております。

次に、69から70ページをお開き願います。

9款6項1目保健体育総務費で、東京オリンピック聖火リレー事業で1,021万2,000円を計上しております。

次に、10款災害復旧費で1月の令和元年度補正予算第7号で、債務負担行為の追加を行いました平人地区の地滑り災害を含め、農地及び農業用施設等の令和元年災につきましては、今回、過年災として計上しており、また公共土木施設等災害の単独分につきましても、令和元年度予算から組み替えて計上するもので、合わせまして2億7,153万1,000円としております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

そのほか基金の状況見込については資料の77ページに、地方債の状況に関する調書は78ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第21号令和2年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 議案第22号から24号まで、続けて説明をさせていただきます。

議案第22号、令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和２年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３８億２,９４４万４,０００円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４,９３９万７,０００円と定める。第２項については、記載のとおりでございます。

一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れ最高額は２億円と定める。

歳入歳出予算の流用、第３条については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、８ページ、９ページをお開き願います。歳入でございますが、１款１項１目一般被保険者健康保険税は、６億１,８９５万５,０００円を計上いたしております。

１０ページ、１１ページをお開きください。４款１項１目保険給付費等の交付金につきましては、２７億９,４６９万円を計上いたしております。

６款１項１目一般会計繰入金につきましては、法定分として、総額２億７,８７８万３,０００円を計上いたしております。

１２ページ、１３ページをお願いいたします。６款２項１目財政調整基金繰入金につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加等による歳入不足を補うため、１億３,２７１万円を計上いたしております。

１８ページ、１９ページをお願いいたします。２款１項１目一般被保険者療養給付費につきましては、２３億４,０００万円を計上いたしております。２目の退職被保険者療養給付費につきましては、１,５００万円を計上しております。

２款１項１目一般被保険者高額療養費につきましては、３億５,４０２万９,０００円でございます。

２０ページ、２１ページをお開きください。２款４項１目出産育児一時金につきましては、４２万円の３０人分の１,２６０万円。

３款１項１目医療給付費は、７億１,３６２万９,０００円を計上いたしております。

３款２項１目後期高齢者支援金として、２億８３０万円。３項１目介護納付金として、８,６６３万１,０００円を計上いたしております。

次に、療養施設勘定について、御説明いたします。

３６ページ、３７ページをお開きください。診療施設勘定の歳入につきましては、１款診療収入として２,９７０万３,０００円。

３款２項一般会計繰入金は、診療収入の減少に伴う歳入不足を補うため、１,９３１万６,０００円を計上いたしております。

38、39ページをお開きください。歳出につきましては、1款1項総務管理費として、4,839万7,000円を計上いたしております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号、令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,177万7,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、2億1,097万1,000円。

4款1項の一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合わせまして、1億3,943万6,000円を計上いたしております。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、3億4,723万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号、令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億3,210万2,000円。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,537万8,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせまして、5億6,316万5,000円。

3款1項1目国庫負担金につきましては、歳出の介護サービスに対応するもので、5億

9,408万7,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金の1目調整交付金は、3億5,105万3,000円。2項3目の地域支援事業費交付金につきましては、合わせて8,887万9,000円を計上し、4目被保険者機能強化推進交付金は、500万円を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金につきましては、9億6,751万4,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをしており、5億6,373万6,000円を計上いたしております。2項基金繰入金は、給付費準備基金から3,662万9,000円を計上いたしております。

14、15ページをお願いいたします。2款1項介護サービス諸費については、32億5,920万円を計上いたしております。

2款3項高額介護サービス費は、8,980万円を計上いたしております。

16、17ページをお願いいたします。3款1項介護予防生活支援サービス事業費については、1億9,243万7,000円を計上いたしております。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、2次予防指導事業、介護予防普及及び啓発事業などの費用、3,800万1,000円を計上いたしております。

18、19ページをお願いいたします。3款3項1目包括的支援事業・任意事業費は、1億358万2,000円を計上いたしております。

38、39ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入について、御説明いたします。歳入については、1款1項予防給付収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業利用者の方へのサービスプラン作成についての居宅サービス計画費の収入といたしまして、3,242万6,000円を計上いたしております。

40ページ、41ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款1項総務管理費は、事務的経費として2,366万円を計上いたしております。

2款1項居宅介護支援事業費は、島外在住の対象者にかかるケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第22号から24号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第25号、令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,089万9,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は、記載のとおりでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定めます。第5条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

10から11ページをお願いいたします。2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の6,189万2,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金等を計上しております。

5款繰入金は、一般会計からの繰り入れ2億2,775万円を計上しております。

12から13ページには、8款市債として、公共下水道事業の分を計上しております。

14から15ページには、3、歳出として1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として12節委託料に施設管理業務費などを計上しております。2項1目施設整備費の14節工事請負費は、インフラ等整備工事費として、大谷地区及び志原地区の管路敷設後の道路舗装本復旧工事などを計画しております。

18から19ページには、2款漁業集落排水整備事業費、1項1目一般管理費を掲載しており、18節負担金補助及び交付金として、下水道加入に伴います助成金などを、2目敷設管理費の12節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務費などを計上しております。2項1目施設整備費の12節委託料は、施設の老朽度の調査を行い、機能保全計画書の策定業務費などを計上しております。

25から31ページは給与費明細書を、32から33ページは債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第25号に関する主要事業は、資料3の73から74ページに記載しております。あともって、御確認をお願いします。

以上で、議案第25号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第26号、令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,088万9,000円と定める。2項は、記載のとおりでございます。

第2条、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明をいたします。

8ページ及び9ページをお願いいたします。まず、収入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目船舶使用料については、1,500万円を計上しております。平成31年度と比較しますと、718万8,000円減少しておりますが、これは国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による県及び市の負担金を、運賃収入同様に船舶使用料として計上しておりましたが、今回、科目をそれぞれ別に負担金として設けたこと、また三島地区における人口の減少等により、乗船運賃の減を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金及び3款県支出金につきましては、国庫補助金は4,750万1,000円。県補助金は1,666万4,000円を計上しております。国庫補助金のうち建設整備補助金500万円につきましては、現在のフェリー三島が建造から17年が経過し、老朽化も進行しておりますので、令和2年度に新船建造に係る調査事業を予定しております。その調査費用については、上限が500万円となっておりますが、全額補助対象となります。なお、国庫補助金につきましては、標準的な事業費等を前提とした事前算定方式により内定した額であります。昨年度と比較しますと、減額となります。一方、県補助金につきましては、国からの補助残をもとに算定することになりますので、昨年度と比較しますと増額となる予定でございます。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国、県の補助残等と、ただいま御説明をいたしました国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による市の負担金分を計上しております。

10ページ及び11ページをお開き願います。歳出について、御説明いたします。1款運航費、1項運航管理費、1目一般管理費につきましては、経常的な経費であります。船員関係については海事職員4人、会計年度任用職員3人の人件費を計上いたしております。

次に、12ページ及び13ページをお開き願います。26節公課費70万4,000円につきましては、消費税納付金でございまして、簡易課税に基づくものでございます。2目業務管理費につきましては、主に経常的な経費であります。10節需用費の修繕料2,150万円につきましては、主に中間検査とドックにかかる修繕料でございまして、また、13節使用料及び賃借料

につきましては、ドック検査時における臨時船の用船料でございます。２項建設整備費につきましては、歳入で申し上げましたとおり、新船建造に係る調査事業及び関係予算を計上しております。

１６ページから２３ページにかけましては、給与費明細書でございます。

以上で、議案第２６号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第２７号、令和２年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について、御説明いたします。

令和２年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８,３５７万４,０００円と定める。第２項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

４ページ、５ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計８,３５７万４,０００円。前年度と比較しますと、３,８７６万５,０００円の減額となっております。減額の理由といたしましては、農業機械銀行特別会計で雇用いたしております機械オペレーター及び作業員について、令和２年度から地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、任用要件が明確にされ、委託契約とすることが適当と認められることから、令和２年度から新たに壱岐市農業機械銀行振興会を組織し、本振興会において雇用することといたしております。そのため、道路、公園等環境管理業務については、新たに組織する振興会が受託を行うことから、受託事業収入の廃目により減額となったものでございます。

６ページ、７ページには、歳出の部の事項別明細書を掲載いたしております。

次に、８ページ、９ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。１款使用料及び手数料、１項１目使用料６,８０９万７,０００円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして、３５１万９,０００円を増額いたしております。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、これまで嘱託職員１名分の人件費の２分の１を一般会計より繰り入れておりましたが、令和２年度より繰り入れは行わず、廃目といたしております。

３款２項１目減価償却基金繰入金１,５４４万円は、トラクター及びトラクター作業用アタッチメント購入のための繰り入れを予定いたしております。

５款諸収入、２項１目受託事業収入については、先ほど説明のとおり廃目といたしております。

１０ページ、１１ページをお開き願います。歳出でございますが、１款総務費、１項１目一般

管理費 8,352 万 3,000 円で、前年度と比較しますと 3,876 万 5,000 円の減額となっております。減額の理由といたしましては、先ほど説明のとおり、機械オペレーター及び作業員の共済費及び賃金については、令和 2 年度から新たに組織する振興会において予算化を行うために減額といたしております。そのほか、トラクター及びトラクター作業用アタッチメントの備品購入費として、1,565 万 8,000 円、振興会運営のための機械銀行負担金として 2,543 万 5,000 円を計上いたしております。

14 ページには、給与費明細書を掲載いたしております。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第 28 号、令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第 1 条、令和 2 年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第 2 条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入、第 1 款水道事業収益は、8 億 3,496 万 9,000 円。支出、第 1 款水道事業費用は、8 億 2 億 1 千 5 万 4,000 円とします。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。2 ページをお願いします。収入、第 1 款資本的収入は、2 億 6,781 万円。支出、第 1 款資本的支出は、3 億 4,833 万 2,000 円とします。

第 5 条から第 7 条は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4 から 7 ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出を記載しております。

8 ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、10 から 13 ページには、職員の給与費明細書を記載しております。

14 ページには、債務負担に関する調書を記載しております。

16 から 23 ページには、令和元年度末と令和 2 年度末の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

17 ページには、中期といたしまして、固定資産の減価償却の方法や引当金の計上方法などを

記載しております。

24ページをお願いします。令和2年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益、1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,588万6,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、一般会計繰入金1億2,390万3,000円、及び長期前受金戻入金1億5,739万円などを計上しております。

26ページをお願いします。支出でございまして、1款水道事業費用、1目原水及び浄水費は、水質検査委託料2,497万4,000円や、水道施設の電気料1億986万円などを計上しております。2目排水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務委託、漏水調査委託、水道施設運転監視委託料等を、8節修繕費は、水道施設修繕費などを計上しております。

28ページには、4目減価償却費3億8,181万8,000円などを記載しております。

30から31ページをお願いします。資本的収入及び支出でございまして、1款資本的収入ですが、1目他会計出資金2億3,371万円を計上しております。2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替負担金を計上しております。

31ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に給配水管布設替工事及び基幹施設改良費として遠隔監視通信施設等を更新するための工事経費を計上しております。2項資産購入費は、量水器や量水ボックスの購入費を、3款企業債償還金は2億486万6,000円を計上しており、これまでの建設改良等に伴う企業債償還金を計上しております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月4日、水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時14分散会

令和2年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和2年3月4日 午前10時00分開議

日程第1	議案第4号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第5号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第6号	壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第7号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第8号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第9号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第10号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第11号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第12号	壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第13号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第15号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第13	議案第16号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第17号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第18号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第19号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第17	議案第20号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第21号	令和2年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第19	議案第22号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会 計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第23号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別 会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	議案第24号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予 算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第25号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第26号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予 算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	議案第27号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計予 算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第28号	令和2年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番	山川	忠久君	2 番	山内	豊君
3 番	植村	圭司君	4 番	清水	修君
5 番	土谷	勇二君	6 番	久保田	恒憲君
7 番	音嶋	正吾君	9 番	小金丸	益明君
10番	町田	正一君	11番	鵜瀬	和博君
12番	中田	恭一君	13番	市山	繁君
14番	牧永	護君	15番	赤木	貴尚君
16番	豊坂	敏文君			

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君
副市長兼保健環境部長事務取扱 …………… 眞鍋 陽晃君
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 久間 博喜君
企画振興部長 …………… 本田 政明君 市民部長 …………… 石尾 正彦君
建設部長 …………… 永田秀次郎君 農林水産部長 …………… 谷口 実君
教育次長 …………… 堀江 敬治君 消防本部消防長 …………… 下條 優治君
総務課長 …………… 中上 良二君 財政課長 …………… 松尾 勝則君
会計管理者 …………… 松本 俊幸君 保険課長 …………… 木屋村伸吾君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第4号～日程第11. 議案第14号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第11、議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についてまで11件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で議案第4号外10件の質疑を終わります。

日程第12. 議案第15号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第12、議案第15号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第 13. 議案第 16 号～日程第 17. 議案第 20 号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 13、議案第 16 号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）から、日程第 17、議案第 20 号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 5 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第 16 号外 4 件の質疑を終わります。

日程第 18. 議案第 21 号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 18、議案第 21 号令和 2 年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをします。

日程第 19. 議案第 22 号～日程第 25. 議案第 28 号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 19、議案第 22 号令和 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第 25、議案第 28 号令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算までの 7 件を議題として、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第 22 号外 6 件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第 4 号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついてから、議案第 14 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についてまで、
及び議案第 16 号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）から、議案第
20 号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）まで、並びに議案第 22 号令和 2 年度
壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、議案第 28 号令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算ま
で、23 件をタブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託
します。

お諮りします。議案第 15 号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）及び議案第 21 号
令和 2 年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く 14 人で構成する予算特別委員会を設置
し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15及び議案第21号については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任にすることに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に小金丸益明議員、副委員長に植村圭司議員と決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、あす3月5日木曜日午前10時から開きます。

なお、あすは一般質問となっており、4名の議員が登壇予定となっています。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時07分散会

令和2年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和2年3月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 6番 久保田恒憲 議員
11番 鵜瀬 和博 議員
4番 清水 修 議員
13番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 山川 忠久君 | 2番 山内 豊君 |
| 3番 植村 圭司君 | 4番 清水 修君 |
| 5番 土谷 勇二君 | 6番 久保田恒憲君 |
| 7番 音嶋 正吾君 | 9番 小金丸益明君 |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鵜瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君 |
| 14番 牧永 護君 | 15番 赤木 貴尚君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君		
副市長兼保健環境部長事務取扱		眞鍋 陽晃君	
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君	保険課長	木屋村伸吾君
健康増進課長	山川みね子君	環境衛生課長	大谷 俊也君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、6番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。久保田議員。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 久保田恒憲君） 皆さん、改めましておはようございます。

一般質問に入る前に、御存じのように、世界で、そして日本で、コロナウイルスの猛威が皆さんの不安の大きなもととなっております。

壱岐市においても、同様にコロナウイルスに対する不安の声が上がっておりますが、先月、2月の22日に、壱岐病院の病院企業団5周年記念の集いがありまして、その中で、壱岐病院、そして医師会、保健所、この方たちの挨拶の中で、壱岐にもしコロナが入ってきたら、今言いました医師会、壱岐病院、保健所の連携でしっかりと対処していきますというようなお話をいただきました。まず、いろんな不安の声が壱岐市内にも広がっていると思いますが、このことを申し述べたいと思います。

詳しくは、同僚議員が複数名、コロナウイルス関係で質問を挙げておりますので、その中でしっかりと議論をして、市民皆様にお伝えをしていただきたいと思いますと思っています。

それでは、1番、久保田が一般質問に入らせていただきます。

まず第1項目、東京事務所開設に向けての準備はということで、今まで何回となく、私たちの東京事務所の開設、そして福岡事務所の閉鎖については考え直すべきではないかということで質問等してまいりました。しかし、壱岐市においては打って出るんだと、厳しい状況の東京かもしれないけど絶対に成果を上げるという決意のもとに、東京事務所開設が進められてきています。

そこで、前回も、どういう戦術、戦略をもってこの激戦区に打って出るんでしょうかというようなことをお聞きしました。その中で、今までいろんなセールスの基本であります方針を述べていただきました。今度の行政報告の中にもあります「壱岐市東京事務所の開設について」ということで、「具体的には、旅行社への営業活動と百貨店やレストラン等での物産イベントの開催を大きな柱とし、目標を定めて活動を展開してまいります。東京事務所の事業を推進する上では、東京壱岐雪州会をはじめ壱岐に縁のある、ゆかりのある方々のご協力をいただくことが必須であり、長崎県東京事務所、県内他市の東京事務所、福岡市東京事務所、日本橋長崎館等の関係機関との連携をしっかりと図りながら、本市の認知度向上に取り組んでまいります」という具体的な取り組みの内容が示されています。

これ、今まで言われたことですので、質問の通告に書いておりますように、それ以後、新たな取り組みの方法等を考えられたのか。明確にこういうことを考えているんですよということを、お尋ねをしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 6番、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

東京事務所開設に向けての準備はということで、これ、お答えは行政報告と一部重複することがあるかもしれませんが、お答えをいたしたいと思っています。

東京事務所開設の準備状況でございますけれども、事務所をお借りする株式会社ファウンテック様との協議や長崎県東京事務所及び県内他市の東京事務所等への訪問など、4月1日の開所に向けて鋭意準備を進めております。

配置する職員2名につきましては、既に派遣する職員1名、これは管理職でございますけれども、内示を行いました。

また、あと一人の現地採用の職員につきましては、公募を行った結果、長崎県東京事務所で観光物産センター所長の要職を務められた経歴をお持ちの方から応募がございまして、その方を採用したところでございます。この方は、長崎県東京事務所で延べ15年間の勤務経験がある方で

ございますので、本市の東京事務所の活動に大きな役割を果たしていただけるものと考えております。

開設後の壱岐市の宣伝方法で新しい計画があるのかという件につきましては、例えば東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた情報掲出ができないかなど考えられるかと思いますが、情報があふれる首都圏での有効な宣伝手法は何があるのかを、事務所開設後に、先ほど申し上げました2名の職員を中心に、これ、冒頭申し上げました関係機関の方々の知見をいただきながら探求してまいりたいと考えております。

東京事務所のミッションは、東京圏における本市の認知度向上を図り、国内外への情報発信につなげることであります。その目標を達成するための戦略が事務所の開設そのものであると考えております。その戦略の下に来る戦術として、業務の柱として考えておりますのが、旅行社への営業訪問とレストランや百貨店等での壱岐フェアの開催をと考えております。

具体的な目標といたしましては、旅行社へ営業活動を年間延べ200社以上、レストランや大型店舗等での壱岐フェアを年2回開催、この柱となる2つの業務のほか、I k i I k i サポートショップの掘り起こしのため、年間延べ30件を訪問し、5件の新規認定ショップ獲得を目標といたしております。

このほか、地域おこし企業人の発掘や企業誘致、企業団チーム等の合宿誘致、本市へのふるさと納税のPR、中央官庁への情報収集など、東京に事務所があるメリットを最大限活用してまいります。

また、長崎県東京事務所や県内他市の東京事務所、福岡市東京事務所、日本橋長崎館などの関係機関との連携を図り、東京壱岐雪州会を初め、壱岐市にゆかりのある方々、また連携協定を締結している企業、大学等の支援をいただきながら、本市の認知度向上につながる取り組みを進めてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 目新しいものはないですね。

今、市長のお答えの中に、壱岐にゆかりのある方というお話がありました。結局はそこなんですよ。私も、ない知恵を絞りながら、どういうふうにしていったらいいのかと思って、実は東京のある方が、長崎市出身の人が、長崎県を応援している方がいらっしゃって、その方のついで、東京もそうだけど、おろそかになる福岡市においても人脈を形成したいなと思って、その方と福岡でお会いしました。お会いして、福岡の偉い方とは会うことができたんですが、人脈を形成するまでには至りませんでした。

でも、その中で気づいたことは、結局その方も、人脈はあってももうすぐ80になろうとなら

れている方です。当然、いろんな会社の経営者あるいは東京壱岐雪州会に集まれる方も多分もう50だったり60だったりですね。私ももうすぐ69ですけど、これは別に余計なことかもしれませんが。我々の年代の発想と違うところ、そういう人たちに動いてもらわないといけないんです。

私はそのとき気づいたのは、ああ、やっぱり我々の年代ではちょっとワンパターンだなと思っているところに、私の娘が東京にいますけど、東京事務所はこういうことだよったら、最初はええっと言っていたんですけど、やると決めた以上は応援しなくちゃいけないなという話をしていました。うん、そうだねと言っていました。

そしたら、あるとき、その後、東京で、銀座か新橋か忘れちゃったけど、キャンペーンやっているよという画像が送られてきました。神津島のキャンペーンです。神が集う島、神津島に行こうというキャンペーンがありました。そのキャンペーンの模様の写真です。その中で、焼酎も売っているよと、壱岐とかぶっているね。その情報をもらって、ああ、なるほどな、そういうことが発信できるのは若い人ですよ。

うちの娘もとにかく、壱岐出身の若い人、東京に多分かなりいると思うんです。私が知っているだけでもかなりいますから。皆さんの子供さん、社会人、学生、そういうゆかりのある人たちに、まず、東京事務所を開くよと、先ほど言われましたように、協力してくれよということを発信してくださいよ。それは壱岐の人に発信すればいいわけです。そしたら、壱岐の人が、ああ、そうだな、じゃあ自分の子供は今大学に行っているな、自分の子供は東京で働いているな。そうすると、東京雪州会、年代の高い人たちと違うところに発信の人たちが見つかるわけです。その人たちの得意なSNSですか、私、不得意ですけど。そういうところで発信してもらえば、それは、私はすごい援護射撃になると思います。今までと同じようなパターンは、同じ行政とか何かの出先機関はやっているわけですから。壱岐市は壱岐市を挙げて、壱岐市民を挙げてやるんだという姿勢を見せることが、まず大切だと思っています。

私自身がそういうふうにして気づいたこと、自分が動き回っても所詮、年寄りちゅったら失礼ですけど、そういう年代にしか伝わらないな。その人たちが伝えようとしても、やはり同じ年代の人たちのネットワークしか使わないかもしれない。じゃあ、見過ごされているネットワークがあるんじゃないかと思ったら、身近にあるわけです。ひょっとしたら、高校生とか中学生ぐらいまででもいいかもしれません。最近、何かオタクがよくわかりませんが、いろんな違う分野で集まるあるいはネットワークが広がるというのがあります。信じられないようなことに夢中になる子供たちがいます。でも、それはそれで壱岐を発信する一つの機会と捉えれば、プラスじゃないですか。だから、そういうのは、やはり自分が動いてみて見つかるんです。自分の力のなさあるいは見識の甘さ、勉強不足が初めて自分が動いてみてわかるんです。

ですから、今から私がお願いしたいのは、壱岐市民の人に皆さんの力を貸してくださいと。その力を貸してくださいはどういう方法かというのを考えていただいて、今言いましたように、自分の子供さんとか親戚でも何でもいいですから、そういうつながりを通じて発信しましょうという取り組みを考えて、すぐ実行していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 久保田議員の今の御提案、本当に素晴らしいと思います。私たちも、そういったところで、担当は考えていたのかもしれませんが、私自身の発想は今御指摘のとおりでありまして、ぜひ私たちもオール壱岐で、ONE TEAMでやっていただく。そのためには、今、まさに久保田議員が御指摘のように、東京にいらっしゃる壱岐の方々、若いの方々、そしていわゆる学生も含めて、そういったことでONE TEAMをつくっていくぞという、こんな気概で取り組みたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） ぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、私も微力ながら、今でも携帯に残っている子供たちの、東京で働いている子もいますので、その子たちにも、こういうことだからできる限りの協力をしてくれと、何かいい知恵があったら貸してくれというふうに連絡をしていきたいと思います。

もう一点、通告はしていなかったんですが、気になることがありますのでお尋ねをいたします。

行政報告の中で、27ページ、「国内外交流が盛んなまちづくり」ということで、「国際交流とインバウンドの推進について」、最後のほうに、「東京オリンピック・パラリンピック開催期間中における壱岐市東京事務所を活用した情報発信や」、次、「福岡市との連携事業である米国市場に向けたプロモーションを実践してまいります」。これ、ちょっと私の勉強不足だったかもしれませんが、米国市場へ向けたプロモーション、どんなことかなとちょっと私も思いつきませんでしたので、この御説明をいただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 米国市場へ向けたプロモーションということでございますが、これは、本年度から、福岡市を中心に7つか8つの都市で連携を結びまして、アメリカ向けにプロモーションを実施しているところでございます。今までは東アジア中心にプロモーションをやってきたところでございますが、今回のいろいろな問題等もありまして、視野を大きく広げなければいけないということで、福岡市を中心にしましてPR等を現在進めているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） だから、どんなPRをしているんですか。要は、例えば、アメリ

カというのが出たから、いつもインターナショナルを私言っていますので、あれ、どんなことかなと思ったんですよ。プロモーション、じゃあ、何を売り込むんですかということなんです。それは決まっているんですか。150万都市の福岡市とこんな小っちゃな壱岐市では、売り込むものも違うかもしれません。ですから、それをどういうふうにして差別化して売り込んでいるんですか。そこまで考えられているんですかということです。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） この事業につきましては、壱岐市のほうでは、やはり神社仏閣等がアメリカの観光客等につきましては売り込める素材と考えておりますので、その辺を中心にしましてPRに努めているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 観光ということですね。

私も、前にも話しましたが、立命館アジア太平洋大学の准教授に私のイギリス人の空手の後輩がいて、よく話すんですけど、例えば留学とかいうのの目的だったら、日本にはやはり要するにアジアの人しか来ませんと。日本人は、アメリカとかイギリスとか、ヨーロッパとか先進国からの留学生を求めているような雰囲気もありますけど、それはちょっと難しいですよ。留学であれば、間違いなく、日本よりも少しおくらしている発展途上国のアジアとかそういうところですよという話を聞きましたが、そうだなと思ったんですよ。

ですから、逆に観光という面で言えば、御存じのように、私、空手やっけてまして、沖縄は空手発祥の地で、ものすごい外国人が来ます。ヨーロッパ、アメリカからです。お金のある人じゃないと来れませんからね。

ですから、そういうふうにターゲットをしっかりと絞って、この国にどういう発信をしたら壱岐に来てもらえるのか。今言われたように、例えば神社であるとか、この前のサブカルチャーじゃないですけど、こっから言う、日本の文化なんです。アメリカにない、日本独特の、日本固有の文化を見に来るんで、そういうところをしっかりと押さえながらプロモーションをしていただきたいと思っております。これは、私の意見として聞いていただければ結構です。

それでは2番目、博物館10周年を契機に、活性化の取り組みをされてはどうですかということです。

壱岐市の観光には大いに役立っております。私が一番最初議員になったときには、博物館がまだ完成しておりませんでした。ああいうものをつくってどうするとなんというようなことを言われる人もいたようです。でも、あれは、旧4町時代の町長さんが県に行ってお願ひして、長崎県の埋蔵文化財センターを壱岐に持ってきてくれませんか。そして、壱岐博物館とかいうような形になったのは間違いのないわけですよ。

そのときに、もうでき上がっているものに対してわあわあ言ってもしょうがないから、私は、あるものはぜひ利用して活性化につなげるべきだということで、御存じのように、私が取り組んだこともあります。同僚議員たちにもお願いして、「原の辻活かして日本一の島」というキャッチコピーをつくって、商標登録をして、微々たる活動はさせていただきました。

ただ、壱岐に来る観光客がやはり博物館は必ず行くんです。特に天気が悪かったようなときには、博物館は寄ります。これが10周年迎えました。ぜひ、博物館それから原の辻、一緒なんです。逆に、原の辻があったから博物館があるんです。原の辻という貴重な弥生時代の遺跡があったからこそ、県の埋蔵文化財センターも壱岐に持ってこれたんです。ですから、これは絶対にもう一回、この10周年という節目を契機に、ここに書いてありますように文化観光推進法というのが今度の国会で可決されそうです。これに向けての取り組みをしていただきたいということで、ここに質問あてさせております。

10年間の来館者数も聞くと書いてあるんですけど、もうそれはいいです、何かの機会にでも発表いただければ。この文化観光推進法について、もう既に、あなたに言われるまでもなくアンテナをちゃんと広げているから、手を挙げる準備を進めているよという答えをいただければ幸いなんですけど、一応、この文化観光推進法の活用を提案するという私のこの質問に対しての答えをお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員の2点目の御質問にお答えいたします。

まず、一支国博物館の来館者数でございますけども、よろしいということでございますが、まずお答えをしたいと思います。

2月末時点で、103万2,845名となっております。開館から4年間は年間10万人を超える入館者があっておりましたが、5年目以降は9万人台で推移している状況でありましたが、本年度は6年ぶりに10万人を超える見込みで推移をしております。

次に御提案の、文化観光推進法を活用してはとの御提案でございます。

この法案は、本年2月7日に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案が閣議決定をされております。

この法案につきましては、博物館を初めとする文化施設を文化観光拠点施設として、その機能強化や地域の文化観光推進の取り組みを国が後押ししようとするもので、法律案が成立した場合、文化観光拠点施設の収蔵品の魅力向上、多言語化、学芸員の増員、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、広報などの取り組みに対して国が補助をするほか、文化観光推進計画の中で他地域の交通機関の共通パスを発行するなどの手続を簡素化する特別措置が可能とされております。

本市の有する国の特別史跡である原の辻遺跡を初め日本遺産構成要素など多くの文化遺産、ま

た本市の観光資源も有効に活用するため、博物館の指定管理者である株式会社パブリックビジネスジャパンと協議・連携を図り、本市への誘客及び入館者増の取り組みを強化しているところでございます。

議員御提案の文化観光推進法の活用につきましては、拠点計画及び協議会を組織した上での地域計画を作成し、国の認定が必要でありますので、今後、その活用につきましては、関係部署と連携をとりながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） その順番を、関係部署と何とか協議会とか踏まないといけないのでしたら、もう早急に取りかかってください。これ、25カ所ですね。もう皆さん、行政の長ですから御存じだと思いますけど、例えば文化観光推進法がいきなりぽっと出るわけじゃないんですよね。その前には、こういう関連の人たちが、こういうものをつくってどうかしようという流れが起きているんです。そういうのをいち早く、よく言うアンテナを張って、つかんで、法律の制定ができれば、すぐにぽっと手を挙げられるようにやっていくのが一番なんです。実際、そういうふうに行われているケースもあります。これがそうだとは言いませんけど。

ですから、今からでも、今そういうふうに行われているのでしたら、もう手を上げる前提ですぐに取りかかってください。何とか協議会なんちゅうのは後から、それこそ形だけつけてもいいんです。まずは情報を仕入れて、どういうものを提出しなくちゃいけないかとかいうのを調べて、すぐに走り出してください。そうしないと、絶対に乗りおくれます。

それが、例えば国とのつながりであるとか専門家とのつながりであるとか、そういうネットワークがあるかないかなんです。例えばこれは教育委員会の関係かもしれませんね、博物館とか何か言ったら、文科省との中で。あるいは、何か別のことであれば、これ、何か国土交通省とかも書いてありますけど、ここにもう概要なんかが出ていますね。これネットから調べたんですけど、文科省のホームページに。

これ出したところは文化庁企画調整課というところですから、ここすぐ電話して、これ応募しようと思っているんですけど、どんなことやればいいのかって聞きゃあいいんです。そしたら、多分教えてくれると思います。教えてくれなかったら、あんたんところが出しているんだから、教えてくれないなんていうことはないだろうがと言ってみてください。私が電話してもいいですけど、ちょっと私が電話しても、内容的に得意な分野じゃないので。ぜひ、今言いましたように、アンテナを張るちゅうのは、そういうことなんです。

私がいい加減なこと言っていると思われたらいいませんから、一例を申し上げますと、今、高齢者は筋力トレーニングとかが叫ばれています。私、そういうのの専門家ですから、そういう会合に行ったりあるいはそういうセミナーに行くんです。あるときに、まだ高齢者の筋力トレーニ

ングを厚労省とか何かが進めるという方針を出していないときに、もう既にそういう流れを見越して、そういう専門の機械を使った研修会がありました。私もそこに行きました。これは最先端だと思って。もうすぐそういう高齢者の筋力トレーニングが国の方針として出されますと、だからあなたたちは早目に勉強して、こういう機器を使って準備しといてくださいという研修会だったんですけど。そこで、初めて私もそういうマシン、今、若い人たちがやるマシンじゃなくて、高齢者用のマシンを使って、すごいなと思って。その取り組みを国が発表した途端ですよ、いいですか。いろんなメーカーが、そのマシンをもう売り出したんです。ということは、既にそういう情報を得て、機械を売り込む準備を進めていたんです。それは、そういう流れに詳しい人たちのネットワークがあったからです。

ほかにもあります。大学の教授とか何かが、いろんなことをやる時に国の補助金を使ってやっている。私たちが知らないような補助金を使ってやっている。それは、大学の先生だから、そういう高い知識のネットワークの中で、国会議員とか何かがいたでしょう。そういう人たちの情報を得て、すぐに補助金の申請をして、そういう事業に取り組んでいるんです。

そういうことはもう皆さん御存じでしょうから、ぜひそういう流れに乗りおけないようにしてください。まして、私が思うのは、離島なんで、離島はある意味有利なんです。離島で初めてというと、例えば公的財団法人でも、そういうところが手を挙げれば、離島は有利なんです。逆に言えばチャンスなので、知らないでぼうっとしていたら、別の離島に取られるかもしれません。

ということで、これについても検討いただいて、ぜひ早急に調査して、取り組む方向に踏み出していきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 久保田議員の、この法案につきましては早急に取り組むべきであるということでございますが、現在、この法案につきましても、一支国博物館では整備済みの部分もございますので、この辺につきまして、まだ整備が必要という部分につきましては、来年度、観光振興計画を作成する予定としておりますので、あわせまして研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） わかりました。整備済みのところがあるんですね。じゃあ、整備済みじゃないところもあるかもしれませんし、要は、こういうのができたら、国の補助制度ができたら、どっかに自分たちが取れるところないかなと思って調べるんですよ。そこが大切だということをお伝えして、この項は終わります。

3番目、海産資源の確保と活用を急ぐべき。ここに書いてありますのは、要するに、もう今回はウニに限ってです。これも、ここ数年、ウニがとれないということで私もある人から相談を受

けまして、どうかしてくれないと困ると。マスコミでウニノミクスとかあるから、そういうのも調べてくれよと。

観光客が食を求めて壱岐にも来ます。その中で、ウニというのは非常に魅力的な食材なんですね、御存じのように。それがとれなくなると、値段も高くなるということで数年前も相談されて、そのときには私の知り合いの漁師の方をお願いして何とかあったんですけど、今回はとにかくもう全島的にとれていない。漁師の方も、とって中身がないんで、もうとらないというような話をされました。

そこで、私も、これはと思っていたところに、新聞記事で、9月ぐらいでしたか、九州大学の水産実験所が、クローバーを食べさせておいしいウニの身になるということがわかったので特許をとったという記事がありました。これはいいなと思って。

ウニノミクスは、もう全世界的にウニノミクス、できた餌を食べさせるということで、それを飼うということなので余り特徴はないわけですね、壱岐の特徴は。難しい。そしたら、クローバーだったら岳ノ辻でもどこでも生えていますから、まして、幸せのクローバーとか書いてあって。これだと思ひまして、ぜひこの先生にちょっと相談してみようかと思ったわけです。

壱岐市にお願いしてもいいんですけど、御存じのように、公務員が動くには旅費だの何だのいろんな制約があります。まして、私がここに行ってみたらって言って、行って、ちょっと時間切れでしたとかしたら、それこそ無駄足を踏ませるわけにもいきませんので、私みずから電話して、先生とアポとって、事情を説明に行きました。津屋崎でしたかね。そしたら、非常によく理解できるということで、じゃあ、壱岐市もこういうふうに困っていますので、市の職員を派遣したら、先生、壱岐市の話も聞いてもらえますかという話をしたら、ああ、それはもう、ぜひ聞きましょうということで、それから壱岐市に行って、こういうことだったから、よかったら行ってみてくれというお話をしたら、壱岐市もすぐ動いてもらって、その先生と話をされて。

私も、壱岐市にその話を振ってから、もうしばらくそっちのほうは置いて、年末にちょっと心配になったので先生に電話を入れました。壱岐市から伺いましたけど、どうでしたか。先生が言われました。いろんな自治体の方がお見えになったけど、壱岐市の自治体の方の説得力はすごいと。熱心であると。だから、自分としてはこういう熱心なところとぜひ仕事をしたいと思っていますよという回答をいただきましたので、安心しました。それから、ああ、もう今回の一般質問はこれにしようと思って、ここにその後どうなったのかということも挙げております。

ただ、これを挙げた後に、私が考えたのはもうとにかく急いでやらないと、ほかの自治体とか行って先を越されたら、それこそ壱岐の取り組みとしてできなければ、壱岐のウニもそうだし、加工業の人もそうだし、旅館とかそういうところもそうだし、大変なことになるなと思って、スピード感があるということで自分が動いて、壱岐市も動いて、次に新年度予算でどうのと言われ

たらその間どうなるかわからないと思っていたら、先生が大学の研究所の予算が取れたのでということで先日お見えになりました。きのうです。私もこの議会が早く終わったので、先生の感想を聞きに、お会いして、どうでしたかという話を聞きました。

ここまでは、多分、農林水産部長のほうも御存じだと思いますので、もし、そういう情報で、きのうのことまでおわかりであれば、それを受けての壱岐市の今後の取り組みが、具体策があれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 6 番、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

九州大学水産実験所と壱岐市の橋渡しを行ったが、その後の経過はどうかといった御質問でございます。

昨年 10 月に、議員から、クローバーなどのマメ科植物を餌としてウニ養殖技術の特許を取得されている、九州大学大学院農学研究員の栗田助教を御紹介をいただきました。その後、福岡県福津市にあります九州大学生物資源環境科学府附属水産実験所に担当職員を派遣し、協議を行っております。

その際、壱岐市はアスパラガスの産地であり、出荷する際に切れ端等の残渣が発生することをお話をしたところ、九州大学や栗田助教が推進したいと考えておられる SDGs の考え方にも合致することから関心を持っていただき、ウニの餌として、アスパラガスの残渣を活用した研究が共同でできないか検討していただいております。

あわせて、新年度に開催予定の磯焼け対策等講演会の依頼を行い、快諾をいただいております。

市といたしましても、アスパラガスの残渣を活用したウニ養殖の研究の実施に向けた検討を行った結果、壱岐栽培センターでの一部施設を活用するよう計画をいたしております。また、現在、市内では民間業者がキャベツ等を餌にウニ、アワビの陸上養殖に取り組まれておりますが、栗田助教などの専門家に御助言をいただけるよう、民間業者とも連携してまいりたいと考えております。

このような取り組みを進めることによりまして、ウニ等の安定供給が図られ、水産業の振興並びに観光振興につながることを期待をいたしております。

それで、先ほど、久保田議員からもおっしゃいましたが、昨日、九州大学の栗田助教におかれましては、事前に調査ということで壱岐市に御来島いただき、壱岐栽培センターと、箱崎海域でございましたけれども藻場の状況を視察をされて、あわせて関係者との意見交換をいただいております。藻場調査については、かなりやはり磯焼けが思ったよりも進んでいるということをおっしゃっておられました。

今後とも、その連携強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 私も立ち話程度でお昼を食べて、その後はまた、先生たちはさっき言われた藻場調査に行くということでなかなかスケジュールがなかったんで、最後、箱崎漁協にその調査から船で帰ってくる4時ぐらいにまた私も箱崎漁協に行きまして、外で立ち話しかできなかつたんですけど、お話をさせていただきました。

そうしますと、やはりこの壱岐市の動きの速さ、それからそれに対する各関係機関の協力の速さ、これに感心したと。ほかの自治体は、それこそ、ええっていうぐらいの協力しかやられないところもあると。それに比べて、壱岐市は、例えばきのう参加していただいたのは、先ほど言いましたように、壱岐栽培センターアワビ種苗場の所長、それから長崎県の壱岐振興局の農林水産部水産課の所長、長崎県総合水産試験場種苗量産技術センターの主任研究員とか、そして藻場にはダイバーもいたと。藻場に潜るときにダイバーもいたようですけど、そういう人たちがすぐに壱岐市の行動に集まってくると。こういうことはすごいという、お褒めの言葉をいただきました。

そういう立ち話をしていまして、漁船で藻場に行かれたときの船員の方か誰かが近寄ってきたので、誰かと見たら、私の知っている高校時代の空手の教え子でした。彼も、いろんな活動があるんだったら、ぜひ何でも言ってください、協力しますからというような温かい言葉をかけてくれました。

このように、やはり事の重大さがわかれば、いろんな人たちが力を合わせてくれると思います。先を見て、未来を見るのも大切なんですけど、今までの壱岐市の観光とか食の中で非常に重要な資源であったウニ、この足もとが崩れかけているのをじっとして待つということはありませんからね。たとえそれが養殖であろうと、おいしいものがあれば、絶対に人はそのおいしいものを求めてやってきます。

御存じでしょうけど、今、養殖、フグもあります。養殖フグも壱岐にあつてすごいなと思うんですけど、長崎県の養殖のトラフグというのは、生産量日本一なんです。私も知りませんでした、恥ずかしながら。

橘湾を望む戸石町では、もう20年以上前からこのトラフグの養殖をして、今では天然物と変わらないおいしさを誇って、とらふぐ・かき祭りとかいうのをやられて、もう第16回になるそうです。それが、やはりその地域の活性化にもつながっております。

養殖かどうかわかりませんが、松浦は御存じのように、アジフライの聖地を目指しています。アジフライ、これを一つの売りにしております。

前も話しましたが、新上五島なんかでも、養殖マグロを使って食堂なんかが取り組んでおります。私が行ったときには6店舗ぐらいでしたけど、今度は10店舗とか、ふえています。

今から、やはり天然物も大切ですけど、海の栽培、養殖は、切り離せません。逆に、こっちにシフトしていくというのはもう時代の流れだと思いますので、せっかくある壱岐の資源を絶やさないように。ウニもそうです。それから、今言いましたフグもそうです。ほかにもあります。真珠養殖したアコヤガイの貝柱とか、最近ではカキもあります。夏の岩ガキもあります。最近ちょっととれているかどうか調べていませんけど、ナマコもあります。

食べる文化がないから、なかなかフグも壱岐では難しいと言われてはいますが、文化なんかつくればいいんです。戸石町なんか、もう既に、だからできているようです。地元のフグを食べよう、そして地元の養殖フグおいしいからいろんなところに宣伝をしよう。福岡から車で2時間だよというような宣伝をしています。松浦も車で2時間です。壱岐が、そういう食のいいものを集めて壱岐でキャンペーンをしたら、福岡からジェットフォイルで1時間半です。

呼子のイカも、心配なんで唐津に行ってみました、唐津の旅館で呼子のイカを出しているって。そこでも、私たちが食べたイカが最後と言われました。イカを食べられると言っていましたけど、漁師さんの不漁のときもありますからなかなかとれないんで、お客さんのイカが最後です。じゃあ、ほかの人はったら、いや、ほかの人には別のを出すんですよって。それじゃ、満足しませんよ、イカを食べに来ているんですから。

壱岐もぜひ、ウニを求めて来られるお客さんが落胆しないように、壱岐の食物、壱岐の魅力を求めて来る人たちが落胆しないような取り組みをぜひ真剣に考えて進めていただきたいと。私自身も、それに少しでも力を、援助できることがあれば、もちろんそういうアンテナを張りながら、いろんな情報集めながら行動に移していきたいと思っております。

もし、追加で何か執行部のほうから御意見があるようでしたらお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 2番目の質問で、次に養殖フグと今ある資源の活用にも力を入れるべきとの御質問でございます。

本市の水産業では、マグロ、イカ類を含む多くの魚類、ウニ、アワビ以外に、養殖フグ、内海湾のカキ、郷ノ浦町漁協管内の岩ガキ等もあります。これらの水産資源につきましては、本市の観光資源になり得る可能性がございます。

季節を問わず提供が可能な食材である陸上養殖によるフグの活用は、年間を通した誘客が期待できますので、議員おっしゃるとおり、力を入れる必要があると考えております。現在、フグの養殖場の見学とフグのランチをセットにしたツアー商品を壱岐市観光連盟が民間事業者と連携して開発しており、実際の予約も入っている状況でございますので、壱岐の新しい素材として、今後も積極的にPRしてまいります。

なお、市外への販売につきましては、それぞれ販路は確立はされているとは思いますが、それ

以外に、壱岐市ふるさと商社でも取り扱っております。この販売につきましても、強化を図ってまいりたいと考えております。それで、最近の販売量でございますけども、１２月ぐらいから出始めまして、この２月末までで大体１９９キロ出荷されているというふうに報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田議員。

○議員（６番 久保田恒憲君） ありがとうございます。私たちも、新しい資源の宣伝にも力を入れていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を１１時５分とします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１１番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。鵜瀬議員。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１１番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、１１番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。

大きく２点。１点目は、今話題の新型コロナウイルス対策について。もう一点が災害廃棄物処理計画について、お尋ねをいたします。

まず、１点目の新型コロナウイルス対策について。

新型コロナウイルスが昨年１２月に中国武漢市で発生し、中国国内で感染が広がり、日本国内においてもクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の集団感染など、複数の患者が確認をされておりましたが、去る２月２０日に福岡市内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認をされております。その後も連日各地で感染者が増加し、死亡者も出て不安な日々を過ごしております。

また、全国の小中高校、特別支援学校の一斉休校など、市民の関心も大変高く、この件に関する質問は私を含め３人おりますので、しっかりと感染拡大防止策について回答をお願いします。

この新型コロナウイルスにつきまして、7点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目、新型コロナウイルスが中国で発生した後の壱岐市内における、これまでの経過と対策会議等の設置状況はどのようにしてきたのか、お尋ねをいたします。また、その対策本部等の所管は多岐にわたると考えますが、市の主管窓口は総務部の危機管理課なのか、お尋ねをいたします。

2点目、壱岐市内で感染者が発生した今、福岡市との往来の多い壱岐においては、フェリー、ジェットfoil、オリエンタルエアブリッジの乗り場の水際での感染拡大防止策が重要であると考えます。万が一、島内で感染者が発生した場合、風評被害等により観光業を含め、島内経済に多大な打撃となると考えます。ベイサイドプレイス博多、長崎空港、各港では「持ち込まない、持ち込ませない」が重要であると考えますが、現時点でどのような対策をしているのか、お尋ねいたします。

3点目、去る2月20日、新型コロナウイルス感染者が発生した福岡、熊本市では、感染を拡大させないために、当面1カ月間、市が主催するものは原則中止、または延期するという方針を出しております。

2月26日に政府も同じように、この一、二週間感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は中止・延期または規模縮小等の対応を要請をされております。

本市においては、2月27日に市主催または関連のイベント行事については、3月まで原則中止もしくは延期をすると発表されております。今後、イベント行事について感染拡大が長期化した場合、民間主催による要請も含め、今後どのような方針かお尋ねをいたします。

4点目、福岡市で感染者が発生後、島内においてマスクや消毒剤等在庫が少ないと聞いております。市民はじめ、島内外の多くの利用者が集う公共施設等での感染拡大防止に向けたアルコール消毒等の設置状況はどういう状況か、お尋ねをいたします。

また、感染弱者の多い介護施設等は、民間管理者で独自に感染拡大防止策を実施されておりますが、このような備品不足の状況では県、市としての支援も必要と考えます。去る2月26日、西海市では備蓄用のマスク2万4,000枚、2月27日平戸市では20万枚市民に提供しているようですが、買い物弱者の独居老人約1,700人など感染弱者の高齢者に配布ができないか、お尋ねをいたします。

また、現在、壱岐の備蓄用マスクの在庫状況はどのようなのか、お尋ねをいたします。

5点目、私も保護者の一人として、子育て、学校、教育環境について質問をいたします。

集団活動の多い学校や幼稚園、保育所等の感染リスクが高い、子供の利用する施設における感染拡大防止策はこれまでどうだったのか、お尋ねをいたします。

2月27日に安倍首相が全国の小中、高等学校、特別支援学校を3月2日から春休みが終わるまで休校するように要請がありました。それを受けて2月28日、長崎県教育長からは3月2日から3月24日まで休校するよう、各市町教育委員会へ要請がっております。

本市教育委員会は、小中学校は3月2、3は通常どおり登校、3月の4日から6日までは臨時休校、3月9日以降は3月5日10時までに教育委員会が態度決定するようになっておりましたが、3月4日、きのう発表の教育委員会の内容ですと、3月7日から3月15日までとして、16日以降については3月12日10時に決定すると休校日を延長されております。

県内の小中学校は、3月4日から3月24日までほとんど休校する中、なぜこのような方針が出されたのか、お尋ねをいたします。また、高校入試、卒業式、入学式を控え、高校入試及び小中学校の卒業式、入学式についてはどのように対応するのか、お尋ねをいたします。

また、休校の間、保護者が仕事で休めない場合の対応として、家庭状況を把握し、必要最低限の人数に限って受け入れ登校させるとのことでしたが、具体的にどのような子供を対象としているのか、お尋ねをいたします。

休校中、学校には先生はいるのか、出勤をしているのか、またこの休業が長期になった場合に授業時間数が足りない場合の対応と通知表等評価、及び3月の休校によりまして給食費の返納はするのか、あわせてお尋ねをいたします。

また、現在、離島留学生を受け入れておりますが、そうした場合に里親等の対応はどのような形にされているのか、あわせてお尋ねをいたします。

万が一、例えば学校、保育所等で感染者が発生した場合の、出席停止や臨時休校の基準など、市、教育委員会の方針と学校現場、保護者への周知はどのようにするのか、お尋ねをいたします。

今回の要請では、保育所、幼稚園、学童については対象しないとなっておりますけども、改めて市及び教育委員会は小中学校の対応の状況とあわせて、これらの施設については通常どおりの対応とすることを、新型コロナウイルス関連の新着情報として発信すべきと考えますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

もう一点ですけども、この休校によりまして高校は3月4日から24日まで休校となっております。その際の、バスで通っている定期券の払い戻しについては、対策本部等ではどのように対策をとられているのか、お尋ねをいたします。

6点目、万が一、市内で感染が発生した場合、隔離病室など病院等の受け入れ体制は大丈夫なのか、お尋ねをします。

また、厚生労働省は2月23日、新型コロナウイルス治療のため新型インフルエンザ治療薬アビガンの投与の準備は進めていくと発表されております。また、3月3日は報道等では吸入用ステロイドとして未熟児、新生児から高齢者まで広く用いられる安全な薬剤であり、気道の慢性炎

症の抑制に効果がある喘息の治療薬シクレソニドが有効というような報告があっておりますけども、市内の病院の状況は、準備等は進んでいるのか、あわせてお尋ねをいたします。

これまでの質問をまとめますと、今後も国、県、市、病院、そして福祉関係機関が、情報共有と市民等への感染拡大防止策に向けた周知を含め、官民協力して感染拡大防止に努めるべきと考えます。今後の、感染拡大防止に向けた対策はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

以上、答弁によりまして、再度質問をさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 11番、鵜瀬和博議員の御質問、新型コロナウイルス対策について御回答いたします。

私のほうからは、教育委員会の対応以外について説明をさせていただきます。

感染が世界的に拡大し、国家レベルでの対応がなされている新型コロナウイルス感染症への対策は、本市における主管窓口は総務部危機管理課としております。

質問①のこれまでの経過等でございますが、まず市民皆様への感染症予防対策の周知につきましては、手洗いやマスクの着用を促す内容の告知放送を、1月30日木曜日から開始をいたしまして、現在まで適宜実施をしております。また、市のホームページでは2月6日木曜から感染予防対策及び新型コロナウイルスに関する情報を掲載し、ケーブルテレビでも正しい手洗いの方法の実演や予防について、壱岐保健所と合同で放送させていただいております。

市の組織行動といたしましては、2月3日月曜には市の課長等会において、全国的な状況や感染防止対策について、情報共有を図っております。また、同日、壱岐保健所の呼びかけと連携をいたしまして、新型コロナウイルス感染症対策会議を長崎県壱岐病院で医療関係機関の担当者に御参集いただいて開催をしております。

翌2月4日火曜には、県の本庁と県内保健所のテレビ会議に本市職員も参加し、情報の共有を図っております。2月5日水曜には、手指消毒液の設置と咳エチケットポスターの掲示を市役所の4庁舎、そして壱岐空港ターミナルビル及び各旅客船ターミナル、観光案内所に設置依頼をしました。

2月20日木曜日に、福岡市で新型コロナウイルスへの感染者が確認されたとの発表を受けまして、翌2月21日金曜日に市の課長等職員による対策会議を開催し、情報共有及び各部署での今後の対応策について協議をいたしました。また、同日、壱岐保健所と市により2回目となる新型コロナウイルス感染症対策会議を壱岐の島ホール会議室で開催し、医療、福祉及び行政の関係者における情報共有と連携強化を図っております。

2月25日火曜には、壱岐市感染症危機管理対策本部を設置し、市長を本部長、副市長、教育

長を副本部長とし、部長等を構成員とする第1回対策本部会議を開催をいたしました。この中で、感染予防対策の市民への周知を徹底すること、及び壱岐市が主催あるいは関連する行事、イベントについては当面、1カ月間3月末まで原則自粛、中止または延期することを決定しております。

なお、中止や延期された主な行事やイベントについては、取りまとめ次第、公表するといったしました。公表につきましては、2月28日金曜日、自粛するイベント等32件のうち、主だった13件を公表したところでございます。なお、中止、延期等の周知につきましては、それぞれの主幹部署からも丁寧に行っております。

また、もし壱岐市内で感染者が発生した場合につきましても、今後は民間にもイベント行事等の自粛をお願いしていくことになると思っております。

そして、3月2日月曜には、壱岐市感染症危機管理対策本部の第2回対策本部会議及び幹事会を合同開催し、課長等以上の職員を参集し、情報共有及び今後の対応に万全を期すための協議及び指示を行っております。

次に、質問の②ベイサイドプレイス博多及び各港でどのような対策を実施しているかとの質問でございます。

まず、ベイサイドプレイス博多及び博多ふ頭第2ターミナルでの対策につきましては、消毒液の設置、手洗いの励行、新型コロナウイルスに関するポスター、チラシの掲示を行っているとのこと。マスク着用につきましては強制ではないが、できる限り着用するよう促しているとのことでした。

次に、市内の各フェリーターミナルの対策につきましては、消毒液の設置、手洗いの励行、新型コロナウイルスに関するポスター、チラシの掲示を行っているとのこと。マスク着用につきましては、マスクが不足していることもあり、徹底されておりましたが、できるだけ着用していただくようお願いをしております。

あわせて、市内の各ターミナルにおいて、予防啓発のための館内放送をお願いしております。また、フェリー、ジェットフォイルの運行者である九州郵船株式会社につきましては、マスク着用、手洗いを励行しているとのこと。本市と直結した福岡市で、新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたことを重く受けとめるとともに、水際の防止策の重要性を考慮し、今後も九州郵船株式会社等と連携を図り、ほかに有効な方策がないか検討してまいりたいと考えております。

壱岐空港及び長崎空港における対策は、ロビーやトイレ等への消毒液の設置、手洗いの励行、新型コロナウイルスに関するポスター・チラシの掲示を行っております。また、常駐する航空会社の職員につきましては、マスク着用を義務化しているとのこと。

市直営の「フェリーみしま」での対策につきましては、船内及び待合所への消毒液の設置、手

洗いの励行、新型コロナウイルスに関するポスター、チラシの掲示を行っております。マスクにつきましても、船員に対しては着用を義務化しております。

質問③については、①の経過で述べさせていただきましたとおりでございます。

質問④のマスクや消毒剤等在庫が少ないとの御意見でございますが、議員御指摘のとおり市内の店頭には在庫なしや、入荷日未定の表示がほとんどで、入荷してもすぐ売り切れとなる状況でございます。市でもマスク等の発注をしておりますが、手に入りづらい状況が続いております。

消毒液についても、先ほど説明しましたように市役所、各庁舎と島の入り口である港、空港などには、市と県から手指消毒液の設置を行っていますが、この事態の収束が見えなければ市も備蓄分が底をつき、入手に苦慮することとなる場合も考えられます。まずは、対策の基本は手洗いでございますので、小まめに正しい手洗いをお願いいたします。

マスクの備蓄状況でございますけれども、市役所全部署の現在の保有総数は3月3日現在で6,359枚でございます。そのうち、危機管理課保管の災害等対策用備蓄量が3,000枚でございます。また、健康保健課保管の1,500枚を合わせまして計4,500枚が在庫管理しながら活用できるマスクの保有数になります。その他につきましては、老人ホーム、保育所、家畜診療所等、5部署で別々に業務用に保管及び使用をしておるものでございます。

そして、手指消毒液の市の保有量でございますけれども、市役所全部署で119.8リットル保有しております。また、弱酸性次亜塩素酸水の原液を80リットル入手予定でございまして、希釈4倍、薄めると4倍になるものでございまして、追加して320リットルの消毒液の確保ができます。

現段階におきましては、マスク等の市民への配布につきましては、市の備蓄量が限られておることから、多くの市民への配布が物理的に無理ではないかと考えておりまして、公共の場などでの活用に限定せざるを得ないところでございます。このように、市の備蓄量が少ない状況で今後、国県への支援要請について県に確認しましたところ、国は感染割合が大きい地域、北海道へマスク配布等行っているが、同様の支援は在庫を持たない長崎県においては厳しい状況であると。なお、今後県内で感染者が出た場合においても、継続して市と連携した対応を行うことは言うまでもない。現在は手洗い、うがい等の徹底を推進するとのことでございました。

⑤の質問の保育所等における感染防止対策としましては、園児受け入れ前の保育室の消毒、清掃を徹底、登園や退園時における保護者等も含め手指消毒の実施、3歳以上児のうがいと手洗いの徹底と指導、手拭きタオルの共有禁止、検温を小まめに行うなど、従来行っておりました感染症に対する予防対策を、感染症予防マニュアルにのっとり対応を行っております。

仮に、保育所等関係部署で感染症が発生した場合における休園等の対応基準といたしましては、最新の情報として文科省から令和2年2月25日付通知の児童生徒等に新型コロナウイルス感染

症が発生した場合の対応について、第2法に準じまして学校保健安全法第19条に基づき、感染児童及び濃厚接触者はともに、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の登園停止措置を行うことになります。

臨時休園につきましては、保健所など関係機関の指導に従いつつ、休園することによって保護者の方々に多大な御迷惑をおかけいたしますが、子供たちを守ることを第一に、また地域全体での感染防止と流行阻止のため、積極的な臨時休園を検討することになると考えております。

市立老人ホーム、地域生活ホームひまわりの家、障害者地域活動支援センターひまわりにおける、これまでの感染予防に向けた対策としましては、3施設共通の対応として小まめなうがい、手洗いの履行、アルコール消毒の実施、マスクの着用を含む咳エチケットの順守、加えて入所施設、老人ホームひまわりの家として不要不急の面会者の受け入れ自粛、通所施設ひまわりとして咳、発熱の症状のある方の利用中止を行っております。

また、観光客等の来島者への対策としましては、2月18日付で市内宿泊施設宛てに、次の文書を送付しております。

コロナウイルス対策に取り組んでいる日本政府観光局のウェブサイトのお知らせ。英語、中国語、韓国語、優しい日本語で示した24時間多言語コールセンターの御案内。また、観光案内所3カ所に除菌液、啓発ポスター、多言語コールセンターのチラシを掲示、市ホームページにも観光事業者が活用できるよう感染予防の多言語化チラシ等を掲示しております。

⑥の質問でございますが、島内で患者が発生した場合の治療体制については、先ほどの経過にありましたが、既に壱岐病院、壱岐医師会、福祉施設、消防、警察等の関係機関による対策会議を保健所と合同で開催をいたしております。また、壱岐病院においては、院内の治療体制整備について、状況の変化に応じて数度の院内対策会議を重ねていただいております。

議員お尋ねの隔離等につきましては、壱岐病院が有している10床の感染症結核病床が準備されており、発熱外来から入院までの手順も整っていると報告を受けております。病院の体制につきましてでございますけれども、これは2月28日に市の中で行いました中央安全衛生委員会を開催した折に、産業医として壱岐病院の向原院長に出席をしていただきまして、お話を伺った内容でございますけれども、壱岐病院に新型コロナウイルス感染症対応の発熱外来を設けられております。

位置については差し控えますけれども、患者様の導線を一般の外来患者様と分けるための配慮がされております。診察室にはレントゲン、電子カルテ等も設備をしているということでございます。事前の電話連絡を受けて、診察室へ誘導する方法がとられております。発熱外来は、午前中は1時間おきに、玄関で来院者の発熱のチェックと問診を行っているそうです。国の指針どおり、不要不急の方は御遠慮願うということでございます。

一般外来等の対応は、朝から20時まで玄関に職員一人を配置し、来院者のチェックをさせているということでございます。また、来院者に検温、手洗いの徹底、最小限の接触をお願いしております。もし、病院職員が感染した場合には、一時休館とするそうでございます。現在、BCP（業務継続計画）をつくらせているとのことでございます。

彦岐病院のミッションとしては、重症の方を入院させるということでございます。感染者の入院治療につきましては、現在、先ほど申しましたが10床を確保しているが、対応は5名分でマンパワーが限界ということでございます。これはあくまでも現時点の話でございます。それで、対応できなければ通常の外来を断ることになるかもしれないということでございます。

彦岐病院での一般外来の対応が限界となった場合は、一般の通院者に電話で薬の処方箋を発行したり、長崎病院や彦岐市内の病院との連携を図ることになります。市内では、彦岐病院が発熱担当となるなど、他の病院でその他の病気の患者の対応をするなどの連携を図るとのことです。このことにつきましては、彦岐医師会で既に調整済みとお聞きをしております。

続きまして、新型コロナの治療薬についてでございますけども、国の報道発表のとおり臨床試験の段階でございます。新型インフルエンザの備蓄薬につきましては、アビガン、これは国が備蓄をしております。県にはタミフル、リレンザ、イナビルなどが備蓄されているとのことでございます。

⑦の質問、今後の感染予防に向けた対策でございますが、今後においても国県の指示等を遵守し、彦岐保健所や市内医療機関等と連携を図りながら対策の推進を継続します。市内においては、彦岐市感染症対策本部を中心に、対策及び情報の共有を図り、万全の体制で臨みます。あわせて、市民の皆様には感染予防、不安の軽減につながるよう告知放送、ホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、情報提供等の徹底を継続するとともに、状況に応じた迅速かつ柔軟な対応を実施してまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 11番、鵜瀬議員の質問の⑤につきまして、教育委員会のほうからお答えをいたします。

ただ、先ほどは通告にない形でお尋ねになった部分がありましたので、約8項目かと思いますが、私のほうでもし聞き落としがありましたら、後ほど御指摘をいただければと思います。

まず初めに、防止策はこれまでどうだったのかということにつきましては、学校や幼稚園では基本的な感染予防対策として、うがいと手洗いの徹底、咳エチケットの実行、教室等の小まめな

換気、感染を予測したドアノブ等の施設設備の消毒、大勢の子供たちが一緒に空間にいる場合は、長時間にならないように配慮すること、また小まめな換気をする。会場の入り口にはアルコール消毒液を設置するなど、部外の方の対応に努めております。

感染拡大を防ぐための適切な措置をとるよう指導してきております。卒業式、入学式についてということですが、壱岐市教育委員会としては、基本的には学校行事の中で最大の儀式である卒業式については、子供たち卒業生の気持ちを考え、これまでどおりに実施できるように各学校は、先ほどの感染症予防対策を徹底させて取り組んできているところでございます。

今後の状況の変化によりましては、そのあり方については当然考えなければいけないと思いますし、学校のほうも今臨時休業措置を取られた中で、練習の時間も当然少なくなってきましたし、これまでどおりの卒業式ができるのかという考え方を持ちながら、縮小するとすれば、あるいは時間を少なくするとすれば、入場者についてをどうするか等を検討し、それぞれの学校、児童生徒数の数によってその対策等も異なってきますので、学校と教育委員会が連絡をとりながら、その分については対応をしていきたいと考えております。

議会のほうからは昨日、来賓としての議員の出席については、このような状況だから遠慮をするという早目の御指摘、御指導をいただいていることも、学校のほうには既に伝えているところでございます。

休校の要請に対して、壱岐市教育委員会はなぜこのような方針を出されたのかということにつきましてですが、突然の形での3月2日から3月24日までの休校、正式に法令上は休業という言葉で私どもは呼んでおります。よって、臨時休業ということでこれを徹底をしていっておるわけですが、壱岐につきましては、突然でもありましたが、学校についての子供たちの体調の変化等、特段見受けられないことも含めて、教育委員と協議をしながら校長との意向をもとにし、校長からは保護者等、子供等の考え等も含めて聴取いたしました。

そのことをもとにして、まずは月曜日になる3月2日、火曜日の3日は今の状況だったら、先ほどの感染予防対策を徹底させることで登校させることができるとこう判断をして登校をさせ、臨時休業に向かう準備等をこの2日間でしながら、子供たちにも保護者にも安心してもらえる方法として、そのように考え、4、5、6を臨時休業日とまずはすることで、壱岐市の場合は様子を見ることとし、市長のほうにも報告し、承認をいただいて、そのような発信をしたところでございます。

そして、昨日お話のように4月9日以降につきましては、先ほど言われたとおりの臨時休業日の措置を、済みません、3月9日以降です。3月15日まで措置をさせていただき、きのう周知を図ったところでございます。

子供を預かることについての、学校への指導の中でのお尋ねでございますが、やはり仕事をし

ていらっしゃる保護者にとっては、大変な部分もありますし、小学校の低学年、または特別支援学級に通っていて、一人では家庭の中での生活に不安があるという子供がいるはずでございます。そういう子供たちにとっては、この休業日の部分をどうするかということを、各学校は担任が保護者とまず連絡をとっております。そして、そういう状況があるようでしたら、学校のほうに登校させて構いませんよと。私たちで見ますよ。そう親と連絡を取り合って対応させていただいているというのが、この意味でございます。

狭い部屋に大勢を集めるという形はいたしませんで、さわやかな空気の中で学校生活をさせるということを基本にして考えております。もっと極端に言いますと、午前中じゃなくて、午後も預かってほしいと言われる家庭には、お弁当をつくって持ってこさせてもらえば、それは十分対応できると各学校がしております。

関連するようで、休校中の先生方はどのような形かということですが、基本的に通常勤務でございます。これは、台風接近等に私たちが行う臨時休業のときも、教職員は当然通常勤務ということで皆さんが理解をしているところでございます。

この2日、3日には休み中の準備をしましたが、きのう、きょう、あすについても、あるいは来週についてもまず勤務をしながら、子供の状況等を適宜に判断し、連絡を取り合って、親さんとも連絡を取りながら適切な休業期間の生活ができるように教師は働いているはずでございます。とりあえず、この時期は1年のまとめの時期になりますから、いろいろな形でする仕事はたくさんあると考えます。

給食費の返納につきましてのお尋ねでしたが、今週が3日間、来週が5日間の予定になりますので、当然返納することになります。このことは学校給食運営協議会の中でも相談をするし、その取り扱いについては認めてもらうつもりです。ただ、この返納の仕方についてはまた相談をいたします。振り込みをしますと、今手数料が大変上がっておりますので、中学3年を卒業する子は今後給食を食べませんが、進級して給食を受けるものについては、そのまま預かってという形も考えられないことはないので、相談をしたいと考えます。離島留学生についての里親については、子供がこちらに滞在をしていれば、当然のその対象になって支給をいたします。

教育課程の状況については、御心配いただいている折、私どもも心配します。突然3週間、例えば休むということになれば、当然おくれが出ます。この3週間のおくれは取り返しはききません。新年度に向かって新しいスタッフで対応するように国のほうは言っておりますが、そんなに簡単なことではないと考えております。ただ、壱岐市は先ほどいいますように状況を見ながら、できるだけ子供たちに学習をする機会が1日でも多くあればいいということを基本的に考えて、教育委員会のほうでは審議をしているところです。

あと、出席停止の措置については、御承知のように学校健康安全法の中で、こういう伝染的な

病気あるいは感染をしたものについては、学校のほうが停止措置をすることができるということをお伝えしておきます。

幼稚園についての登校についても、先ほど総務部長のほうからの話の中にもありましたし、検討させていただきます。集団生活をしている学校、つまり幼稚園も入りますが、学級が基盤でございまして。その学級の中に何人の子供が毎日いるのか、全て把握をしております。10人から19人がほとんどでございまして。長時間になるのか、45分たてば休み時間になります。外に出ます。中学校も50分になれば出て行って、新しい空気を吸いながらまた臨むという形もありますが、現在のウイルスの感染状況、拡大状況をしっかり把握しながら、子供たちと保護者の期待に応えられる教育委員会でありたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） まず、コロナウイルスの対策本部につきましては、最終的に感染症危機管理対策本部ができたのが2月25日で、主催のイベント、延期または中止等の要請につきましては2月28日でした。教育委員会は3月2、3が通常どおり登校ですが、実際にホームページ掲載されていたのは3月3日になっております。

今、私が教育委員会に質問した個々の質問については、多分保護者の皆さんが不安になれている項目だと思います。あいにく、一般質問の時間内では時間がありませんので、今後いろんな情報についてはホームページの中でまとめ、新型コロナウイルス関連の情報についてという項目がありますので、実は今上がっているのが危機管理課と健康増進課と教育委員会になっております。

ホームページの新着情報の中には、例えば今、飲食店とか宿がキャンセル等も発生して経営が大変ということで、中小企業の資金繰りに関する融資等の情報についてもアップされておりますので、企画振興部の観光商工課においても、まとめの中にもぜひアップしていただくことをお願いいたします。

情報は、やはり一元化が大事でありますし、皆さんのホームページの一番関心あるところは、まとめの新着の新型コロナウイルスになっております。ぜひ主管であります危機管理のほうで、主管ということですので、そこを通じてまとめていただくことをお願いをしますので、それについての答弁と、もう一つは民間に対するいろんなイベントの要請については、島内で発症した場合に要請をするということでした。

それでは遅いだろうとは思いますが、万が一、民間がイベントを中止した場合、ほか発生したところは、例えば公共施設の使用料等の免除とかをされております。その点について再度どのような対応をするのか、お尋ねをいたします。

そして、病院の体制につきましては、壱岐病院、そして保健所、医師会ががっちりとスクラム

を組んで、体制については受け入れるように十分準備をしていると。場合によっては外来を、他市にもありましたように御遠慮する場合もあるということです。今後の引き続きウイルス、そして手洗い、うがいですかね、その辺の励行をしながら、静観をしていきたいと思いますが。

あともう一つは各交通機関の、ジェットフォイルは特に手すり等もぜひ九州郵船さんに、椅子とかも拭いていただいたほうが、よりまだ感染防止はあるんじゃないかと思いますので、その点について再度お尋ねをします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、1点目がホームページ等における情報の一元化ということでございます。これにつきましては、全体を担当しております危機管理課のほうでチェックを入れて、発信の漏れがないように努めてまいりたいと思っています。

次に、民間へのイベント自粛の要請につきましては、基本的には市からそういう発信をするように、もし感染者が島内で出た場合には、そういう中止、自粛を促すようにしますが、例えば公共の施設、壱岐の島ホールとかその他、もろもろ減免とかいろいろ行事等についてしております。これについては、講演の依頼が各団体から来ておりますけども、その場合、一定の期間についてはそういう趣旨のもとに、壱岐市が講演はしないというような形の方針は今、もうとおるところでございます。

次に、交通機関、特に九州郵船等、その他もろもろ手すりとか、つり革とかもあるでしょうけども、その辺の消毒については市のほうからお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） やはり、これは目に見えない敵と戦うわけですから、各個人がいかにか手洗いとうがいを励行して、おそれのある方はマスクをしていくというのが大事かと思いますが、いろんな形で品物不足とかありますので、その辺については今後とも、市、県を挙げてバックアップをしていただきたいということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、災害廃棄物処理計画についてですが、近年の災害は多種多様化しておりまして、予想もできない災害が頻繁に発生し、被害も甚大であります。昨年の12月会議一般質問におきまして、我が家の防災マニュアルは来年度充実改定をして、避難所そしてハザードマップの掲示看板も増設、そして自主防災の育成に努めるとの回答をいただき、防災意識の高揚を含めさまざまな取り組みが進められております。

また、毎年行政の最大の責務であります人命救助を主体とした防災訓練も、現組織を超えた広域的な訓練となり、各機関機関との連携、情報共有なども図られております。そのような中、や

はいろいろなところで災害があっておりますが、そうした折に、使えなくなった畳、家電製品、家具などの大量の災害廃棄物が復旧の妨げとなって、その災害廃棄物の取り扱いが、課題となっているようでございます。

環境省が示した産業廃棄物指針によりますと、災害廃棄物は市町村が包括的な処理責任を負う一般廃棄物に位置づけられ、災害廃棄物の処理またはまず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、発生した災害廃棄物の処理において、実用的な技術情報を盛り込んだ計画を立てるとなっております。

が、現実的には、各市町村に言っておりますが、この計画については市町村全体の3分の1しか計画を立てておりません。長崎県では、平成30年3月に策定をしており、各市町へその策定マニュアルを配布しております。災害はいつ、どういう形で起こるかわかりません。離島である本市の策定状況についてお尋ねをいたします。

また、この策定後につきましてはスムーズに実施できるように実行計画の策定と、防災訓練と同じように一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業者等関係者によるシミュレーション訓練、意見交換も必要と考えますが、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 11番、鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

災害廃棄物処理計画について、壱岐市の策定状況はというところでございます。近年においては、平成28年度熊本地震をはじめ、平成30年度7月豪雨、それから令和元年度8月豪雨などの予期しない災害に見舞われまして、多くの被害者や避難者が出ていることに加え、これに伴う災害廃棄物も多く発生をしております。

議員御指摘のとおり、国及び長崎県が策定を促進しております市災害廃棄物処理計画につきましては、現在、素案につきましてはほぼでき上がっている状況でございますが、計画の中で最も重要となります仮置き場の候補地の選定に時間を要しておりますが、主管課の協議を経まして、残り時間わずかとなりましたが、今年度中に策定をしたいと考えております。

また、28年2月28日付で環境省より市町村向けに災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き、これ処理マニュアルでございますが、環境省のホームページに公表されたところでございます。災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施できるよう、災害廃棄物処理計画とあわせて調整を図りながら、防災対策の一層の充実強化を図ってまいります。

次に、シミュレーション訓練、意見交換も必要ではとの御質問でございますが、災害廃棄物対

策指針は地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑、迅速に行うため平時の備え、さらに災害発生直後から応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に、参考となる必要事項を取りまとめたものでございます。

平成30年に熊本地震の近年の災害の知見をもとに改正されております。これをもとに、県内では島原市、平戸市、松浦市、雲仙市の4市で災害廃棄物処理計画が策定済みでございます。さて、一般的に発災後の廃棄物処理対応は後回しとなるために、処理等の調整に着手したときには、大量の廃棄物が発生しているとともに、処理に関するノウハウや人手が不足し、他市町村に支援を求めるにも、本市の地理的状況を考えますと調整に時間がかかることも想定されます。

また、たとえ計画や施設が整っていたとしても、それを動かすのは人や組織であり、大規模災害を見据えた廃棄物等の処理の訓練の必要性は高いといえます。本市では、自然災害を想定した防災訓練を2年に1度実施しておりますので、この中の訓練項目の一つとして行えないか、まずは関係機関と協議をして訓練計画の策定を図りたいと考えております。

さらには、平時から廃棄物の収集運搬業者、処理業者及びリサイクル業者等の関係者との連携、調整を行い、いざというときに連携がとりやすい環境を今後整備してまいります。

以上でございます。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（11番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。ぜひ早目に災害廃棄物処理計画をつくっていただきまして、実りある策定になりますことを、期待をしております。

先ほど、新型コロナウイルス対策についてのホームページについては、危機管理課が取りまとめるということでありました。参考にですけども、教育委員会サイドでも私が言った部分はQ&Aでぜひ入れていただいて、福岡市、熊本市のコロナウイルスに対するホームページをぜひ参考にさせていただいて構築をしていただければということを要請をいたしまして、私の一般質問を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。3月会議の一般質問、3番目でございます。

先ほどのコロナ対策等のことで、やはり、大変重い課題をどこの自治体であれ、世界各国抱えながらの現状での、このような市議会一般質問させていただきますが、少し、ちょっと、今の状況には合わない部分もあるのかもしれませんが、私としては、日ごろ考えたり、壱岐市の状況などを見る中、また、行政報告などを抱えながら考えた次第でございます。

通告に従いましての質問に入る前に、一つ御礼申し上げます。

それは、2月28日に今年度も市長特別表彰をしていただきました。皆さん、マスクをかけ、受賞のときだけ、マスクを取ってという、本当にいろいろな配慮をする中での、この式典は中止せずにしていただきました。その多くの表彰の方々が今年度もスポーツでの活躍において、全国大会という出場での実績ということで表彰を受けられたわけですが、特に今回は、ねりんピックの方がお二人入られたことが、私もその年代でございますので、やはり、生涯スポーツを、こういった子供の時代に鍛えたものをしっかり老年期までも継続して続けるという、そういう違った意味でいいなと、頑張ってみたいなというような、そういう気持ちを持たさせていただきましたので、あわせて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今回の一般質問の主な内容になります滞在観光に伴うスポーツ合宿等のことになるんですけれども、この内容は、今年度の9月会議において、鶴瀬議員から、スポーツ環境の整備についてということで、かなり環境整備についての質問がなされましたし、私としては、個人的には、やはり、陸上競技場とかいう、そういったものをどうかして壱岐にもつukれないだろうかという思いは消せないわけでありまして、そういった思いはあっても、壱岐市の今の現状、基金を切り崩してのいろんな事業なども、ずっとされてきておりますので、なかなか、そこまでは、距離が、ハードルが高く長いのかなというふうに思いましたので、今回は、滞在型観光の促進ということで質問させていただきます。

市長も行政報告の中で述べられましたように、教育旅行での成果や三菱電機のコアラーズなどのスポーツ合宿の実績から、一応の理解はできるわけですが、県内の五島市と比べれば、スポーツ合宿誘致実績は、やはり少ないように感じます。有人国境離島法における地域社会維持推進交付金事業というの、4番目に、この滞在型観光促進というのが上げられているかと思うんですが、その実績をこれまで以上にも上げるために、壱岐の文化財や壱岐の環境条件などを活用した文化財と文化面も含めたスポーツ合宿の誘致推進が最も効果的ではないかと考えるものですから、

その推進状況から、まず3点伺います。

1つ目は、バスケットボール女子日本リーグでの活躍の三菱電機コアラーズのほかに、教育旅行は除いていただいて、文化・スポーツ合宿の誘致はありましたかということ。スポーツ合宿は滞在型観光とはならない部分もあるのかもしれませんが、一応、第3次総合計画の中でも、スポーツ合宿の強化というようなことも上げておられますので、その辺のことが1つ目です。

2つ目、風民の郷の指定管理について、12月会議以降、産業建設常任委員会での審査により指定管理の期間が1年になりましたが、御存じのように、この風民の郷周辺は文化財の宝庫であり、近くには、風土記の丘を中心に多くの古墳があり、また、日本遺産第1号に認定されている生池城跡もあります。大清水ため池周辺道路はサイクリングコースとして、ずっと前の、いわゆる風民の郷ができたときの事業の一環として整備されています。

少し足を延ばせば、勝本ダムにある野球場や湯本温泉等も近くにあるわけですから、いろんな面で、あそこの利用活用というのは、確かに少し町なか等ではないので、寂し気な感じもするわけですが、活用の大事さという部分はあろうと考えます。

もう、その風民の郷には、食堂や研修室などを備えておりますし、ここを拠点にその周辺が活用できるような、何か具体的な検討は、市のほうではありませんかというのが2つ目の質問です。

私は、この周辺をよく利用するものですから、このごろ、あのサイクリングコースの樹木が伐採されて、見違えるような場所に変身していますし、林の中を見てもみると、何かの予定地らしい、リボンのついたくいがずっと立っていたり、樹木が結構だんだんに伐採されたりするのが目に見えて感じるもんですから、その辺のことで、何かお考えがあるのではないかなというような気持ちも含めての質問です。

3つ目ですが、もし、壱岐市での観光促進において、文化・スポーツ合宿誘致への推進を検討されるのであれば、幾らかの施設等の環境整備なども必要になるのではないかと考えますので、その辺の意向があるのかどうかということを3点目にお伺いいたします。

まず、3つのことをよろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 清水議員の滞在型観光の推進につきまして、3点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の合宿の誘致の実績とその現状と課題と見通しについてでございますが、スポーツ合宿の誘致の実績につきましては、今年度は三菱電機コアラーズのほか、活水女子大学陸上部の皆様が2回合宿を実施されております。

近年では、十八銀行女子陸上部を初め、肥後銀行、鹿児島銀行、メモリード、九電工、マツダ、

キャノンの陸上部、視覚障害者マラソンの道下美里選手チームといった陸上競技の合宿に御来島いただいております。過去には、女子バレーボールのNECレッドロケッツ、男子バスケットボールのライジング福岡にも御来島いただいた実績がございます。

また、本年2月3日にイルカパークの指定管理者の主催ではございますが、長崎市出身の元女子バスケットボール日本代表の中川聡乃選手、元男子バスケットボール日本代表の渡邊拓真選手に御来島いただき、小学生から高校生向けのクリニックを開催していただき、今後も定期的に来島したいとの御意向でありました。日本のトップリーグで活躍されているチームの合宿や選手の来島実績ができたことで、合宿地として、本市を認知いただき、複数の団体から視察を受けております。

令和2年度の見込みといたしましては、5月に三菱電機コアラーズの2回目の合宿が決定しております。また、女子バスケットボールのトップリーグで11連覇中のJX-Eneosサンフラワーズにも御視察に御来島いただき、前向きに検討をいただいております。

現状での課題といたしましては、壱岐への合宿の目的は、主に体力強化トレーニングであり、筒城浜ランニングコースや砂浜、ゴルフ場を利用した走り込みなどの練習環境については高評価をいただいております。が、ランニングマシン、バイク、ウェイトトレーニングなど、機材の機能や数の不足について、チームから御指摘をいただいております。

また、宿泊施設についても、体力回復のために十分な休息が必要になることや、選手のストレスを軽減するためにも、食事や宿泊施設の環境が重要視されております。

陸上部は主に、旅館、民宿で受け入れていただいております。部屋については特段要望はございませんが、風呂、トイレについては、朝昼夕の練習ごとにシャワーを浴びたりするため、スケジュールどおり合宿を行うために、シャワーの数や広さ、トイレの数などに要望がございます。また、バスケットボールは、体育館空調の有無、バスケットゴールの数、トレーニングルーム機材の充実などが合宿条件に挙げられるほか、リーグのトップチームとなるとホテルのランクにもこだわりがあり、現状の壱岐島内のホテルの中でも、ハイクラスのホテルの要望もございます。

2点目の御質問の風民の郷周辺の活用についてでございますが、道元古墳や布気古墳群などの古墳が確認されているだけでも9基ありますが、現時点においては、発掘調査が行われておらず、かつ全てが民有地であることから検討は行っておりません。

生池城跡周辺の活用については、壱岐風土記の丘をベースとして、東は鬼の窟古墳、南は笹塚古墳や双六古墳まで紹介したオリジナルマップを作成しており、風土記の丘に来場された方に紹介を行っているところです。

そのマップには生池城跡も含まれており、お勧めスポットとして、また、時間がある方には、ウォーキングも兼ねてお勧めしているところです。

昨年度に壱岐市歴史文化基本構想をまとめ、その中で、生池城跡周辺を古代一支国の中心地として題して、歴史や文化の周知や活用を行うための文化財保存活用地域計画の作成に向け、現在準備を行っています。今後、文化や文化財以外でも幅広く活用を図るため、ウオーキング等、運動や健康増進にもつながり、また、それが滞在型観光につなげることができるよう、地域計画を作成してまいります。

3点目の御質問の文化・スポーツ合宿等への推進のため、整備すべき施設環境整備についての意向についてはということでございますが、スポーツ合宿誘致につきましては、社会教育課及び観光課で連携し、長崎県スポーツコミッションの御協力をいただきながら積極的に取り組んでおります。今後は、市内施設整備の充実や受け入れ環境の整備に努め、宿泊施設等、民間とも協力しながら、壱岐で合宿してよかったと満足していただけるような環境を構築し、誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 3つについての御回答ありがとうございます。

例えば、一概に県内の五島市での取り組みなどと比べるのはいかがなものかと思いますが、先ほど言われた有名な実業団や選手の方々にいろんな形で、壱岐に来島され、その分を発信して、壱岐のPRをして、この滞在型観光を促進していくという目的といいますか、そういう方針はよくわかりますが、例えば、五島市では、もう1年、30年度、ほかの年もそうなんです、122団体、小学校13団体、中学校13団体、高校46団体、大学16団体、実業団16団体、一般9団体、クラブ13団体、1,939人の来島がその年だけでありますし、延べ宿泊日数にしても、4,487日利用されています。少し前に五島市にもちょっと行きましたので、こゝしも、そういった実績は継続の見通しはありますかというようなことを聞きましたけど、十分ありますと、ただ、今、コロナのことで、合宿の取りやめとかいうことはあっているので、昨年よりは少し落ちるかもしれないがというようなことは聞きました。確かに一流の方は一流のものを求めてくるのが当然かと思えますし、なかなか、そこまで、壱岐市の財政状況やいろんな環境整備状況ができてないというか、ないので、どうしても、比べられてしまうということもありますし、もう一つは、補助の仕組みのことで、少し差があるのかなというのが調べて思いました。

壱岐市の滞在型観光誘客促進事業補助金交付要綱などと比べても、少しそういった補助の額とか、期間とか。壱岐の場合は、例えば、1,000円ですし、1日1,000円ですし、3日間を限度としての補助とかいうようなことなんですけど、五島市では結構期間も長く、補助も幾つかに分けてされていて、または、いじ団体では上限を10万円にしてあったり、これだけの実績が

あるというのは、それだけのものを支出されているわけですから、相当な額になられるんだなと思いつながら、その分は地域の経済の活性化に十分あらわれるんだとは思いますが、私がここで、また考えたのは、いわゆる一流の方を呼ぶことも当然大事ですが、今の壱岐市の状況から見れば、少人数で、安く、気軽に利用できる施設というあたりを売りに、いわゆるスポーツだけでなく、文化とスポーツをミックスして、いわゆる何人かのグループで気軽に行って、そこでいろんな体験をしたり、体を鍛えたり、そういう学習をしたりというようなことができるのが、例えば、五島市にはない取り組みじゃないかなと考えたりするわけです。当然壱岐市の取り組みもいろんな面ですぐれているものがたくさんありますし、景観やいいところもたくさんあるわけですから、当然その中で、どちらかを選ぶというときに、何か、大きなものというよりは、こつこつ着実にというような、そういった路線をとということで、少し提案を兼ねて再質問をさせていただきます。

いわゆる先ほども言いましたように、風民の郷には、今、食堂そして弁当があります。合宿所に改修できないかという思いなんです、そこには、シャワーとかいう、そういうトイレとか、シャワーの施設、そして研修室もありました。先日、1月の産業建設常任委員会のときに、初めて、そこの中に入って、こんな施設があったんだという正直驚き、あくまで、私は、ああいう、弁当とか、食堂とか、そういう部分のあれかなと思っていたんですが、やはり、これまで、あそこを体験館として中心につくられた思いがそういった中で感じることはできたんですけども、これを何とかして利活用できないかなという思いのほうがすごく強くなって、こういう提案をしているわけです。例えば、いわゆる食堂とは別に調理室というのがあります。調理室は結構広いスペースがあって、そこは、今はあまり必要がないので、使っていないというようなことだったりしたものですから、そこを少し改修して、そこに二段ベッドなり、グレードの高いものじゃなくて、いわゆる少人数でも少しそこに寝泊まりしていただいて、また食事もでき、昼とかも、お弁当や何かを食べることができれば、非常に気軽に利用できる施設ができないかなと、のことを考えるわけです。そして、このごろのトレーニングは、走り込みとか、そういうことだけでなく、クロカンとか、トレイル、いわゆる風民の郷から大清水ため池におりる山道だったり、生池城に登る山道を少し歩いたり走ったりできるようなコースに少し切り開いてできれば、また、そういったコースもできる。結構あそこは坂道や何かもそれなりにあったりしますし、そう交通量が多いわけでもないで、少し雰囲気的には寂しい部分もあるかもしれませんが、やはり、そういった少人数の方々は、そういった場所をどっちかというと逆に望まれるのではないかと、ほかはないのでとのことを思ったりします。

もう一つは、雨天時の練習場所というのが、私たち毎日何かしら練習をする者にとっては、小中学生も含めて不足面を感じます。特に大谷等が使われないと、壱岐の島ホールのトンネルに行き、横のトンネルに行き、皆さん、あそこで走り込みをしたり、ダッシュをしたり、そうい

った練習をよくされています。それで、あそこの風民の郷の近くか何かにそういった雨天練習ができる多目的広場みたいなのを、テントを屋根に張っていただいてというような、そういったものをできれば、もっともっと、先の話かもしれませんが、利活用も深まるし、勝本ダムの野球場では毎日のように勝本の老人クラブの方々がグラウンドゴルフをあの野球場でされています。そういう方々も、そういう施設の横にある例えば、屋根つきの多目的広場があれば、そこでして、昼はゆっくり風民の郷に行ってとかいうような、そういったことも、地域の方も活用できるというようなことなど、いろいろ考えたりしております。その辺のことが、まず、風民の郷周辺の利用についてです。

もう一つは、ちょっと質問の中には入れていませんでしたが、この後も市山議員が芦辺中学校の跡地利用のことで言われるんですけども、芦辺中学校のあの食堂の建物は、まだ活用ができると思うわけです。給食室です。全部取り壊されるのか、その辺はよくわかりませんが、あそこを起点に、そういった施設を少しずつ充実させていけば、体育館もあるし、前の運動場も2つありますから、グラウンドもありますから、すぐにでも、そういったスポーツ合宿等の誘致なんかもできていくんじゃないかというようなことも少し考えます。今の件については、後ほどの市山議員さんの御質問等の中でもあれば構いませんけれども、私としては、そういった風民の郷周辺の文化・スポーツ合宿の利用、目的は、少人数で気軽に利用できる、そういった場所の提供などを考えてみたんですが、何か御意見があれば、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 清水議員の追加の御提案でございますが、まず、合宿誘致につきましては、先ほどは大規模な合宿誘致に答弁をさせていただきましたが、本市のほうでは、島外スポーツ団体誘致事業補助金というのがございまして、5名以上のスポーツ、そして、文化愛好者に対しましては、先ほど言いましたように、清水議員が言われましたように、1日1,000円、3日を限度とした補助金を要綱つくっておりますので、そちらのほうを活用していただければ、小規模な人数での合宿も活用できるのではないかと考えております。

次に、風民の郷周辺の、利用した、活用した文化・スポーツ合宿ということでございますが、まず、スポーツ合宿につきましては、いろいろな合宿の希望がございます。砂浜がいいとか、ゴルフ場がいいとかございますので、まずは、現在ある施設を利用していただければと思っております。風民の郷周辺につきましては、どのような活用ができるか、やはり、研究が必要ではなからうかと思っておりますし、風民の郷自体につきましては補助金がございますので、補助金終了後、その辺の活用については、担当部署と協議する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（４番 清水 修君） ありがとうございます。提案があったから、すぐ云々ということではないのは当たり前だと思いますし、幾らかでも、壱岐にある今の施設財産、そういった文化財等含めて有効活用して、壱岐のすばらしさが情報発信できるように御検討をしていただければ、幸いです。

それでは、２つ目の質問に移らせていただきます。

高齢者の運転免許自主返納者への支援についてのお尋ねです。

高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いなどによる交通事故は社会問題になっていますので、今国会の補正予算の中でも、サポートができる安全装置をつけることに対する補助などが半額出るようになっていきますし、予算がつけられるようになりましたし、中古車でも取りつけるときには半額補助が出るような、そういった仕組みも聞いているんですけども、そういった事故を自分が起こして加害者になったりなんかするのが、やはり、怖いちゃうか、やはり、もう自分は、これ以上は運転せんほうがいいというふうに思われた方は、自主的に返納をされているわけです。壱岐のこういった車がないと生活ができない環境においては、なかなか自主返納まで踏み切る人は、そんなに多くはないと思いますが、自主返納された方が、少しお声を聞くと、バス停まで行くのに困っているとか。または老人会の活動に参加するときに、迎えとかは来てくださるんだけど、ちょっと気の毒だから、何とかして自分で行きたいとか、そういうことで、このシニアカーの補助とかはないとよねというようなことでお声を聞いたもんですから、この質問に至ったわけです。

いわゆる要介護認定者の方々につきましては、そういう補助がもう随分前からありますので、うちの母も、それで購入した経緯も知っているつもりですが、要介護認定を受けないまま、免許証を返納した場合の支援についてです。

ほかの自治体とか調べれば、いろんな取り組みがありますし、タクシー券を幾らか支援するとか、そういう取り組みなど見られるわけですが、壱岐の場合は、そういったシニアカーの補助あたりが１番そういう返納の方々にはいいのではないかなと考えますので、自主返納者への支援について何か取り組みがありましたら、よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） ４番、清水修議員の質問、高齢者の運転免許自主返納者へ支援についてお答えをいたします。

本市で行われている高齢者の運転免許証返納に対する支援は、壱岐地区タクシー協会が平成２８年９月１９日から実施されております運転経歴証明書の交付を受けた６５歳以上の方に対して、タクシー料金の１割引を実施するという制度と平成３０年４月２日から壱岐地区交通安全協

会で実施されております交通安全協会会員で運転免許を自主返納した方に対する運転免許経歴証明書の交付手数料1,100円の全額助成制度がございます。

なお、先ほど清水議員からもお話がありました65歳以上の高齢運転者による衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載されました安全運転サポート車の購入等を補助するサポカー補助金が国の本年度補正予算で成立しておりますことをあわせてお知らせいたします。3月9日事業開始とのことでございます。

次に、高齢者の移動支援といたしましては、65歳以上の寝たきり高齢者で、移送が困難な方を自宅と医療機関等の間を送迎する移送サービス、外出支援サービスや、高齢者福祉の増進を図るため、75歳以上の高齢者に対し、市内路線バス乗車カードを交付し、1路線100円で乗車できるサービスを実施しております。

昨今、加齢による高齢者の運転操作ミス等から引き起こされる交通事故が全国的に頻発している中、本市を含め離島過疎地域においては、運転免許自主返納後の移動手段の確保が大きな課題となっております。移動手段の確保は、高齢者の社会参加を図る上でも重要であり、議員御指摘の買い物支援や通院、バス停までの移動手段については、先進事例を参考に交通政策関係部署、まちづくり協議会を初めとする関係機関と連携し、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（4番 清水 修君） 今、総務部長さんからお答えいただきました、タクシー協会からの支援、路線バスでの100円バス券、運賃ですね、それとか、安全協会の証明書については初めて知りましたが、いわゆる移動手段の確保について、今後も検討されていくということですが、なかなか、すぐにそういった抜本的な手だてというのはできないんじゃないかなと思う中、やはり、シニアカーの補助というのは、ぜひ、御検討をしていただきたいなと重ねて思う次第です。その辺の検討の有無は、先ほどは御回答いただけてないと思うんですが、やはり、総務部長さんとも言われましたように、移動手段の確保というのが1番返納者に対する課題といたしますか、1番の問題だと、問題というか、切実な願いになっていると思いますので、ぜひ、お願いをしたいのです。要するに、今高齢者運転者のサポカー制度ができていけば、さらに免許証を所有して運転をする方は引き続きふえるじゃないですけど、減らないというか、そんなには減らないと思うわけですね。要介護的になられるか、もしくは、ちょっと危険を感じて返そうかなという、こればかりは憶測的に言ったら非常に失礼ですけど、あえて健常者で返されるという方は少ないんじゃないかなと思いますので、ぜひ、このシニアカーの補助についての検討の余地があるのかないのか、

その辺、御回答いただければ、よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 保険課長。

○保険課長（木屋村伸吾君） 清水議員からの追加の質問にお答えをしたいと思いますっております。

介護保険制度におきましては、高齢者のシニアカー利用につきましては、要介護２以上の認定者の方は介護保険給付の対象となっております。介護認定を受けていらっしゃらない方の給付ということになりますと、現在のところ、対象となっていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 木屋村課長、今後検討するか、そういう答弁をお願いします。白川市長。

○市長（白川 博一君） 今の段階で、シニアカーについて、補助を出そうという考え持っておりません。と申しますのも、先ほど総務部長が申しましたように、今まさに、まちづくり協議会の中で、いわゆる、自助、互助、公助、そういった段階ございますけど、いわゆる、互助の段階にこのまちづくり協議会がどの程度できるものか、そういったものを今地域公共交通の問題とあわせて、まちづくり協議会で研究いたしております。その動向を見ながら、やはり、まちづくり協議会では対応できないよというようなことになれば、改めて、議員御指摘の制度も考えることになるんじゃないかならうかと思っておりますので、いましばらく御猶予いただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（４番 清水 修君） ありがとうございます。自分の地域のまちづくり協議会でも、その課題は出されておりましたし、幹事会、準備委員会等でも、そういった取り組みをどうやって進めていくのかということも検討課題になっていますので、今市長が言っていただきましたように、一緒に検討しながら、また、どうしても困られる感じがなかなか払拭されないというか、心配が多いということであれば、また、御相談をしていきたいと思います。ともあれ、きょう、滞在型観光の推進についての文化・スポーツ合宿等の取り組み、そして、免許返納者への方へのそういった支援などを質問させていただきましたが、いろんなこういった課題とありますが、課題は、いろんな分野が錯綜といたしますか、連携し合って、また少しずつ改善できているものだと思います。少しでも市民の皆さん方の生活がより豊かに、そして、壱岐に来られる島外からの観光の方々等がより満足していただけるような環境整備や、または地域への応援なども、私もできる範囲してまいりたいと思っておりますので、そういったことを約束しながら、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時45分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れさまでございます。

本日、最後の一般質問の登壇者でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、13番、市山繁が通告に従い、一般質問を行います。質問事項は3点でございますが、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をいたします。簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1項の質問の新型コロナウイルスの感染予防対策につきましてでございますが、この3月会議の一般質問では、先ほど登壇された鵜瀬議員と私と明日質問されよる山川議員が通告されており、重複する点が多いと思いますが、誰も緊急事態の思いは同じと思っております。これは世界中が危惧する伝染病であり、感染拡大への危機感を持っております。そのような事態を感知して、壱岐市ではいち早く予防対策を各関係機関と協議され、市内全域へ公共告知放送で注意を喚起されておりますが、現在は緊急事態となっており、壱岐市では何事でも他市より早く対応されますので、島内の感染予防として対策本部の設置をされたく今回質問を予定しておりましたけれども、それが3月会議の一般質問の通告の締め切りが2月25日の午前であり、締め切り前に通告書を準備し、通告しますので、通告書の提出から10日目の本日と明日の2日間でございますので、一般質問のその日程であり、今回のような緊急時には質問の内容のずれが生じてまいります。私の持っていた緊急事態の対策本部設置の提言は時期外れとなっておりますが、先ほどこの件、新型コロナウイルスの対策につきましては、午前中、鵜瀬議員から多岐にわたり質問がございました。そして、総務部長と教育長から関係する対応について詳しく答弁をいただきましたので、私も御理解をいたしましたけれども、私の通告も違った点もございますので、質問をさせていただきます。

そういうことで、25日の一般質問通告の日に国の感染防止対策の基本方針が示され、それを受け、壱岐市も壱岐市感染症危機管理本部会議を開催され、本市の感染予防のため、市が主催する各関連するイベント等、規模に関係なく原則自粛することを決定し、通達されましたが、2月27日北海道の感染の拡大のため、北海道の鈴木知事は小中高校に対して、全校臨時休校を要請

され、次には安倍首相も政治判断として、全国自治体へ小中高の臨時休校を要請されました。

それにより、各自治体の教育関係、保護者も急なことの対応で困惑されておりますが、保育園と児童保育の保護者の負担軽減のため、休園されていないが各自治体では学童保育を利用することが多くなっております。保護者が助かっておりますけれども、学童保育では、普通昼からが多いようでございますけれども、今、朝はやくから遅くまで開業しております。その対応に小学校の教室を利用されたり、人員不足となり教職員の方の応援を受け、対応に苦慮されておりますけれども、児童の増加に対し、安全対策、感染対策はどのようなになっているのか。これは通告はしておりませんけれども、教育長に壱岐の学童保育の状況を教えていただければと思っております。

次に、2項の新型コロナウイルス感染防止によるイベントや不特定多数の集会の自粛と消費と経済の影響についてでございますが。これは通告よりもこの自粛の消費と経済がふえておるわけでございますが、今回の新型コロナウイルスは中国の武漢市で発生し、ダイヤモンドプリンセスの船内での集団感染により拡大し、渡航歴のない一般住民にも感染拡大し、国内では北海道、関東、関西、中部、四国と感染が発生し、九州だけにはと願っておりましたけれども、2月20日に九州では熊本市に5人、福岡市に3名、大分市に1名、山口県に1名と身近に発生し、最悪の事態となりつつあります。特に、福岡市ではこの感染者の発生では、人数のことだけではなく、対岸の火事とは思えず、火災は消化されますけれども、伝染病は空気伝染であり国難といえるような事態となっております。

今後憂慮されるのは、福岡は壱岐対馬の島民の交通の要衝であり、玄関口であると同時に唯一の経済圏であります。現在、運航されているフェリー、ジェットフォイルは島民と島外からの足として、公務関係、そしてまたビジネス関係、施設関係の方々を初め、壱岐対馬の島民の島外への病院への通院など、人流や物流に多く利用されておることが感染を普及されます。運悪く、島内感染者が発生した場合、この小さい島内ではその対応が危惧されますが、それよりも風評被害と離島の海上運行の停止となれば、物流が停止し、島民の生活に大きな影響が生じ、壱岐経済に大きな打撃となってまいります。絶対にこのウイルスの感染は島民みんなが自覚と防止すべきであると思っております。

次に、イベントや不特定多数の集会等は自粛となっておりますが、そのため、関係する各事業には、自粛によるキャンセルによりまして、予期せぬ多大な影響が出ております。今回の小中高の休校でも、小中学校の給食も停止となるため、食材の牛乳、パン工場、それと取扱店、そしてまた、肉類、そして野菜など、季節の作物であり、予定している小松菜を初め、各野菜は売り場がなく、小松菜については、知恵を絞って被害を抑えているようなところもあるようでございます。

壱岐市の給食センターに納入業者の対応はどのようにされておるのか。また、島内感染した場

合、その交通運休の場合の緊急な対策等についてはどのように考えておられるのか、2点をお尋ねいたします。

そうということで、ちょっと私は咳が詰まったようでございますから、失礼しましたけれども。答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を認めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 13番、市山繁議員の御質問、新型コロナウイルス感染予防対策についてお答えします。

先ほど、議員の発言のとおり、日々情勢及び政府の対応も変化をしております。本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく壱岐市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しておりまして、今般の新型コロナウイルス感染症の対応も初期段階ではこの行動計画によって実施しようと考えておりました。市内では、2月3日には壱岐保健所とともに壱岐医師会、長崎県壱岐病院など関係機関と第1回新型コロナウイルス感染症対策会議を実施し、情報共有を行ってまいりました。しかし、壱岐市新型インフルエンザ等対策行動計画は感染症法第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項の新感染症を対象としております。今般の新型コロナウイルス感染症は感染症法第6条第8項の指定感染症に該当するため、対策本部を設置する上で、この根拠となり得ないものとなりました。この点については、昨日、安倍総理から打ち出されました特措法の改定方針でも説明をされております。そうした中、議員御指摘の福岡市で新型コロナウイルス感染症が確認される状況になったために、壱岐市感染症危機管理対策本部設置要綱を制定をいたしまして、即日、市長を本部長、副市長、教育長を副本部長として部長等で構成をいたします壱岐市感染症危機管理対策本部を設置をいたしました。第1回対策本部会議を開催をしております。

鵜瀬議員の答弁でも申し上げましたが、この中で感染予防対策の市民への周知を徹底すること、及び壱岐市が主催あるいは関連する行事、イベントについては当面、1カ月間、3月末まで原則自粛、中止または延期することを決定しております。そして、2月28日に自粛するイベント等の主なものについて、公表したところでございます。

なお、壱岐市感染症危機管理対策本部での対策の検討や具体的な対応、方法等については先ほど申しました壱岐市新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠して実施をしているところでございます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員。

○議員（１３番 市山 繁君） そうした対策については十分検討されておるということで私たちも安心しておりますけれども、これは非常に重大な問題であります。感染防止集団が感染のケースについてはクラスターがクラスターを呼ぶと言われておりますので、よく状況を把握されたいと思っておりますし、小学校の休校に伴い、原則開所するよう要請された学童保育所につきましては、小学校の空き教室を利用し、過密状態を防ぐよう通達をされておりますが、壱岐市についてはまだそのようなことはないのかどうか。

そして、放課後等デイサービス事業をするよう都道府県に要請をするとしておられますが、どのようになっておるのか、この状況２点についてお尋ねをいたしたいというふうに思っております。これも通告しておりませんので、状況だけ。

そして、２項につきましては、対馬は韓国に近く、壱岐市は福岡に近く、両方から挟まれておるような状態でございますが、感染者が出ないことを私も願っておりますけれども、万が一対策でも物事は基準どおりにはいかないのが多いわけでございますので、前もって対策、検討が感染を防ぐことになると思っております。１人でも感染者が出ると感染者拡大、感染防止が厳しくなります。今後も壱岐市民に危機管理の呼びかけを実施されるようにと思っておりますが、この件につきましてもう１回お願いいたしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 市山議員のお尋ねの放課後子ども教室等の空き教室の利用についてのお答えをいたします。

きのう、きょうと壱岐市における臨時休業が始まりました。きのう、きょう調査をいたしておりますが、壱岐市にある放課後子ども教室等の子供たちを預かる施設では定員内で十分対応できている。別の意味では、１年生、２年生の低学年の子供たちについても適切な形での家庭での生活ができていると判断をしており、その要望はまだ届いておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 市山議員からの質問の流れの中で、壱岐市に感染症が発生した場合、今後総合的な対応についてでございますけれども、先ほど申しましたように新型インフルエンザ特措法に新型コロナウイルスの適用を改正する方針が昨日安倍総理から打ち出されました。これは、国会審議が必要となりますけれども、つまり新型コロナウイルスを特措法の対象とすることになります。これにより、緊急事態条項の適用が可能となるというふうに聞いております。この内容につきましては、政府としては最悪の事態において、不要不急の外出自粛の要請、そして施設の制限、停止の要請指示、そして臨時の医療施設の開設、土地建物の強制使用などが可能ということになると思っております。これはあくまでも最悪の事態でございますけれども、今後事態が悪化すれば、政府、国、そして県の指示に基づいて壱岐市も対応することになると思っております。

す。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） そういうことで、政府も取り組んでおりますから、私たちもこの危機をぜひ感染しないように乗り越えていかなければいけないというふうに思っております。それで、これはまたあとは山川君も質問されるようにしておりますので、次に移りたいと思います。

私もコロナでございませんが、何かつかえたごたつてですね発言がちょっとしにくいような気がいたします。

次に、2項の芦辺中学校跡地の有効利用についてでございますが、この点につきましては、先般も一般質問をいたしました。御承知のとおり、旧芦辺中学校舎は耐震診断、耐震調査の結果、不適格だったため、候補として関係機関と協議の結果、移転、新築となり、旧那賀中学校跡地へ令和元年11月1日にすばらしい新校舎が完成し、移転をされました。

廃校となった旧芦辺中学校は元芦辺町立田河中学校時代に昭和時代の昭和25年に通称鹿山を造成され、建設され、この場所は壱岐島でも有数の景勝地であり、静かで学び舎には最高の校舎であり、私も母校であり、移転が決定されたときは思い入れが多い学び舎が移転されるのが非常に残念に思いました。廃校となれば、この景勝地である優れた場所でも哀れな姿でみすばらしい寂しい感じがいたします。3月には解体設計され、解体をされることが計画されておるようでございますけれども、体育館は地域のスポーツ交流の場としてそのまま残されるので思い出は残りますが、建物は解体され、更地となりますとすばらしいグラウンドでも利用しなくなると、すぐ雑草が繁茂し、荒廃地のようになります。

この跡地利用の計画は校舎移転が決定された時点で、私は質問いたしましたように、物事には相手があり、すぐには計画どおりにはいきません。しかし、移転決定から2年を経過しておりますが、この地が早く生まれ変わるように提言をしておりました。が、その後、一般公募、あるいは不動産関係に相談等されたのか、その後の取り組みについてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、2項の企業誘致の取り組みについてでございますが、これは私の見解でございますけれども、先ほど清水議員からもスポーツの関係ということでございますけれども、誘致するには、社会情勢の変化を認めて、その状況によっては幸に転ずることもあると思っております。現況の新型コロナウイルスの発生により、世界中が感染防止策に緊張感と経済の低迷が危惧されておりますが、それが事実となっている企業も出てまいっております。それは一例でございますけれども、中国での新型コロナウイルスの発生、感染が拡大し、中国進出の企業から物品輸出の禁止に

より、中国からの部品の調達ができない状態となっております。その中でも、特に、自動車メーカーは部品製造から組み立てまで現地で生産し、完成品として販売をしており、部品も日本へ逆輸出をされておりますが、それが今回のような事態となり、部品の調達ができず、トヨタを含めた各自動車各社は部品の代替の生産を探すなどその対応に追われておるようでございます。そのように報道されております、日産自動車九州（福岡苅田町）は中国からの部品の調達ができず、2月14日の稼働を一時停止をされており、2月17日は主に輸出車を生産するラインを停止しており、自動車メーカーが国内感染者を拠点を停止するのは初めてと言われております。

中国へ輸出の当時は、法人税や人件費、そして求人、また膨大な用地と九州から距離的にも近いということでの進出と言われておりましたが、壱岐市は県内であり、利便性もよい。現在このような状況となり、自動車関係ばかりではなく、多くの外国への進出をしている企業も見直しを検討しておると思われま。国境離島新法でもそのようなことを検討し、見直し、現在事業拡大、そして事業操業は島内で限られております。地方創生の意味から見て、今地元代議士、あるいは壱岐市出身の方、そして（……）もおいででございますし、雪州会もあります。そうした政治力などもございますけれども、そのように当たっていただいて交渉が成立できればと思っております。それが、交渉ができなくてももともとでございますので、各業界が見直しの時期に英知を結集して令和の取り組みとしての御見解をお尋ねいたしたいと思っております。

この2点について。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 13番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

旧芦辺中学校の跡地利用については、29年6月の議会でも市山議員より質問があり、市としての利用計画がないのであれば、早期に一般公募を行うなど、民間で活用するよう提案がございました。昨年の11月新校舎に移転後は体育館については、お話のように市民の健康づくりや競技力向上など、社会体育への利用に興じております。が、グラウンドについては、特に団体等での利用申し込みがないのが現状でございます。また、体育館前の駐車場は芦辺中学校スクールバスがふえましたので、その4台分の駐車場としても日々利用しております。

現在、旧校舎建設建物について、解体設計工事が完了いたしました。解体工事の入札につきましても発注準備を進めております。もちろん、議会のほうでこの工事については繰り越しを御承認いただいているところでございます。

5月末をめどに体育館を除いて校舎部分を更地化するよう計画をしております。先ほど午前中の清水議員のお話にありましたように、給食室は残らないのかということについて、ここで触れさせていただきますが、耐震補強工事が認められない建物となり、新しい校舎を改築するその補

助基準の中から旧芦辺中学校の校舎とその校舎に付属する建物について一部を残すようであれば、全体の補助そのものが認められないという基準の中から、残念ながらやむなくこの給食室及びトイレ等やや新しくつくられたものについても解体をすることになります。

よって、これまで廃校跡地利用については、随時利活用事業者等の受け付けを行ってきましたが、事業化の計画書の提出までにはいたっておりません。今回校舎が解体されて、更地化された状況を見ていただいて、改めて事業家に起業ができるかという気持ちをもっていただいて、何とかいい方向に誘致ができたりすればありがたいと思っていますところです。

管財課とも協議をしながら、今後も一般公募などを行うとともに、壱岐市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づきまして、引き続き廃校跡地の利活用について検討を進めてまいりたいと考えています。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 市山議員の２項目めの芦辺中学校跡地の有効利用についての企業誘致の取り組みについてお答えをいたします。

新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大により、中国では製造業などのサプライチェーンに大きな影響を与え、工場の稼働を一時停止する企業が出てきており、日本企業への影響が出始めていることは議員御指摘のとおりであり、壱岐市においても製造業等への影響が少なからず出てくるのではなかろうかと心配しているところでございます。

壱岐市の企業誘致の取り組みといたしましては、壱岐市は離島であり、四方を海に囲まれ、交通アクセスに限りがあり、流通コストがかさむなど、厳しい条件下にあるため、情報通信のインフラ整備や人材の育成確保に留意しながら、地理的距離や交通事情に左右されにくく、流通コストが比較的かからないコールセンターやソフトウェア業など情報通信関連企業や軽量で高付加価値品の製造を行う企業の誘致を進めてきたところでございます。

また、企業誘致の活動については、本市単独での活動には限りがあることから長崎県産業振興財団の御協力のもと、壱岐市への立地を検討されている企業様へ訪問活動や視察への対応を行っているところでございます。

さらに、有人国境離島法の施策の１つである雇用機会拡充事業補助金は誘致企業が立地を検討する際に、追い風となり、壱岐の拠点への初期投資や人件費等に御活用をいただいているところでございます。

先般の行政報告でも申し上げましたが、長崎県産業振興財団と連携して誘致を進めていた東京に本社を置く２社の壱岐進出が決定いたしました。２社の進出により、職業選択の幅が広がり、

地域活性化につながるものと期待しております。

議員御指摘の自動車メーカー等の海外製造拠点を壱岐市に誘致可能であれば、相当規模の雇用創出が期待されると思いますが、一方で全国的な人手不足の現状もございます。

そのようなさまざまな状況の中でいろいろな課題を解決しながら取り組んでいく必要があろうかと存じます。人口減少対策は喫緊の課題であり、島内若者等の定着のため、本市の置かれている状況に合致する産業の育成や企業誘致への取り組みを積極的に展開していきたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員。

○議員（１３番 市山 繁君） コールセンターもいいわけですけど、これはコールセンターの予定もあるわけですか。後で答弁ようございますが。

この旧芦辺中学校跡地は場所としてはどの業にも私は適していると思っておりますし、解体後の敷地も上と第１、第２グラウンドでございます。校舎の跡と３区画あるわけですが、面積も校舎跡地は４,１００平米、約１,２４２坪。第１グラウンドが１万２,１４０平米、約３,６７８坪。下段の第２グラウンドが９,７１８平米、約２,９４５坪であります。第１グラウンド、第２グラウンドの合計が６,６２３坪。反別で言いますと、２町１反８畝ぐらいございますが、これはプールも相撲場もあそこのトイレ倉庫は、加わっておりません。今のグラウンドだけでございますから。利用価値は十分あると思っております。分譲も考えられますが、活性化と雇用を見るときに企業誘致ができれば、若者の定住となり、若者の成婚にもつながるのではなからうか。そして、人口の少子化対策となり、全てが希望を持てるようになります。実現は厳しいと思いますが、今のこの時期と感じております。

先ほど、福岡の荏田町の日産自動車九州の福岡工場では、３月１４日の報道では６日から１４日まで中国からの部品の調達不能のため、一時停止が発表され、今後の生産体制の検討に入っております。佐世保の朝長市長はこのことには関係なく、新工業団地整備へ意欲を燃やしておりますが、新たに工業団地を設置する際には、時間をかけずに着手できるよう準備を進めたいと言っておられます。

壱岐市とは立地条件は違いますが、佐世保市は平成１６年から１８年度まで延べ２,７４０件の企業を訪問し、これは１日何回も行っているわけですけど、本年度も延べ１,０００件を超える見通しで、市長もトップセールスに取り組んでおられ、機械製造業などを中心に７社の視察に結び付いたと言われております。

これは先ほど言いました優秀な人材が申されておりましたように、優秀な人材が確保できることと。そして、地震が少ない安全安心な地域性を評価されたと言われております。

交渉は何事も1回でできないわけでございますので、地域性をよく説明し、何回も足を運ぶのが企業誘致であると思っておりますので、これに対してわかったことですが、一言、市長の御見解をお願いしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 市山議員の御質問にお答えします。素晴らしい考え方だと思います。今、壱岐も逆参勤交代で実は自動車関係で申しますと、デンソーの東京の支店長が非常に壱岐を気に入っていただいて、何か一緒に仕事をできないかという御提案も受けております。

しかしながら、私はこの企業誘致というのは誘致する土地とかそれから環境、それも大事でありますけれども、1番大きなのはエネルギーです。電力です。この電力を他の都市よりも安く、もし提供できるならば、私はこれ以上の企業誘致の力はないと思っているんです。ですから、将来的にこの電力を今、43円1キロワットかかっております、壱岐は。それを九州電力のいわゆる何て言いますかユニバーサル料金で販売を21円ぐらいで私たちは電気を買っているわけです。そういう中で、大きな電力を壱岐で賄う。これはそれだけもう赤字になるわけですね、九電は。そういった問題もございます。

ですから、ただ環境的にとか、土地があるとか、そういったことでなくて、電力という面で私は将来的に今計画をいたしております水素発電であるとか再生可能エネルギーをたくさんつくるとか、そういったやはり電力を安く供給できる。そういった島を目指すとは私はこの企業誘致に大きな力になると思っているわけです。その辺も含めて、将来的に考えていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） おっしゃったように、企業は人材、そして水、電力、そしてコストですね。そうしたことが言われておるわけです。この間報道でも安倍首相が東京の一極集中はとめられないと半分諦めております。そうしたことで、企業を地方のほうにまわすというような計画もされておるようでございますので、これは取り組んでもともとですから。さっき言ったように、やっぱり通っていかないと、企業の誘致はできないわけですから。ひとつ、皆さん、頑張って、壱岐のために尽くしていただきたいというふうに思っております。

それから、3項の市内の災害の防災減災調査についてでございますが、2018年度、2019年度は全国に大きな災害に見舞われております。その爪痕がまだ残り、現在まで復旧工事が行われております。壱岐市でも同じく50年に一度と言われる集中豪雨により、各地でがけ崩れ、土砂災害、農地災害など、多大な被害をこうむりましたが、市の迅速な災害工事の発注と建設業者の人手不足の献身的な努力によりまして、復旧工事も予定通り今年度完成ということでございますが、遅れた分については繰り越しで予定されておるようでありますが。政府は、この

ような災害を鑑み、２０１９年度補正予算、２０２０年度の当初予算で、災害危険箇所の防災減災に多額の予算を計上し、防災減災箇所を閣議審議するようでございますが、壱岐市では建設関係では土砂崩れ、土砂災害の危険箇所、あるいは道路の危険箇所の調査をされておると思っておりますけれども、これについて調査をされている状況についてお尋ねしたいと思っております。

そして、また、農林関係では、全国的にため池の調査が行われておるようでございますけれども、これも地形により異なり、一般でいう通称低地ため池とは別として、ため池は雨が少量なときは枯渇するまでの役目を果たすありがたい水だめでありますが、一旦豪雨となりますと水量限度の自動流水となっておりますけれども、豪雨は集中的で急激に水量も増加し、激流となり、堤防の確認、激流に対する下流の状態など危惧されます。壱岐島のため池は１９０ぐらいあるようでございますが、幸い壱岐島は高い山が少ないので、それだけ小さいため池も多いようでございますが、災害の危険性の調査確認について、現段階と調査予定についてお尋ねをいたしたいと思っております。そういうことで、御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） １３番、市山繁議員の御質問にお答えをいたします。

建設関係での土砂崩れ、土砂災害の危険箇所の調査を行っているかとの御質問でございます。

建設部所管の施設といたしまして、１級、２級、その他の市道を合わせ、３，９２７路線、総延長１，３２９キロメートルを管理をいたしております。これらの道路敷に存在します自然斜面、法面構造物等について、土砂災害等を引き起こす危険のある箇所を早期に把握するため、災害が発生した場合甚大な影響を与えるであろう１級、２級市道等の主要道路に存在する施設８７カ所につきまして、平成２５年から５年に１回の頻度で、全箇所の近接目視による詳細な点検を実施しております。本年度２巡目の点検を終えたところでございます。

また、平成２９年４月に壱岐市道路法面等維持管理計画を策定いたしまして、この計画に基づき調査結果による法面の危険度を判定し、対策の優先順位を設け、危険度の高い施設から計画的に補修等の対策を進めているところでございます。

防災、減災の予算確保についてでございますが、令和元年度当初予算で国の社会資本整備総合交付金にて、通常の法面对策費用約２，９００万円に加えまして、防災減災のための３カ年緊急対策費用としまして、約５００万円の交付を受けております。

また、令和元年度補正予算にて、追加で３，７００万円の内示を受けたところでもございます。また、本年度、壱岐市国土強靱化地域計画も策定しましたことから、今後も予算確保に努め、防災減災に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 13番、市山繁議員の御質問の農業用ため池関係についてお答えいたします。

農業用ため池の災害の危険性の調査確認につきましては、低地ため池並びに個人ため池を除く、壱岐市のため池台帳に登載された191カ所について、平成25年から27年の3年間で行った全国一斉点検によりため池の機能診断を行っております。このため池一斉点検結果を踏まえ、漏水量が国の基準を超えている箇所を対象とした市内15カ所のため池について農村地域、防災減災ため池整備事業を活用し、平成25年度から県営事業により、年次的に整備を実施しているところでございます。

今後の調査予定につきましては、令和2年度にため池36箇所の浸水想定区域図を作成し、それに伴う7箇所の点検調査を行います。また、ため池直下に家屋や公共施設等がある3カ所について、ハザードマップの作成を計画をいたしております。これらは、国の100%定額補助事業を活用して作成を計画しており、既に国の元年度補正予算の内示をいただいております。作成後はハザードマップの配付や市ホームページに掲載を行い、市民の皆様の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 建設、そして農林課でもいろいろ点検調査計画をされておるようで、私は心強く思っております。そうしたことで、今後も頑張っていただきたいと思います。

それにあわせて、ダムにおいても4つぐらいですかね。これについても、年数も経っており、老朽化のこともございますが、特にダムのがりゅうについても考慮されたいというふうに思っていますから、その点については何も別状はないですかね。

それでは、答弁はないですか、何かあったら。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁はありませんか。農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ダムにつきましても、県の管理等の関係もございますので、そちらとともに連携を取りながら点検等行ってまいる所存でございます。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（13番 市山 繁君） 私も県の関係もございますから話し合って、検討していただきたいというふうに思っております。

ちょっと4分残りでしたが、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす3月6日金曜日、午前10時から開きます。なお、あすも一般質問4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時46分散会

令和2年 老 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和2年3月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

5 番 土谷 勇二 議員
1 5 番 赤木 貴尚 議員
7 番 音嶋 正吾 議員
1 番 山川 忠久 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 山川 忠久君	2 番 山内 豊君
3 番 植村 圭司君	4 番 清水 修君
5 番 土谷 勇二君	6 番 久保田恒憲君
7 番 音嶋 正吾君	9 番 小金丸益明君
10番 町田 正一君	11番 鵜瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 赤木 貴尚君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君		
副市長兼保健環境部長事務取扱		眞鍋 陽晃君	
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君	健康増進課長	山川みね子君
環境衛生課長	大谷 俊也君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ報告します。
壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、5番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。

本日も一般質問2日目でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、5番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。

今回は、2点、マイナンバーカードと環境問題についてでございます。

その前に、新型コロナウイルスの件で、昨日、同僚議員の質問で対策がとられていることはよくわかりました。新型コロナウイルスで、大変、日本、全世界がおかしくなっております。マスクなどの不足、どこにも品がない状態です。

けさのニュースで、マスク買い占めや転売を罰則する規定、国民生活安定緊急措置法を活用すると言ってありました。ヤフオクでは、960枚のマスクが、当初は九百何万円とかいう値段が

ついて、5万3,000円ぐらいで落札したそうです。けさちょっとヤフオクですか、トイレットペーパーを見ますと、9,251円、そういう形で、あとはもう楽天（……）からは削除、この関係で、もうしないということで削除をされておりました。

ほかの自治体でも、きのうも同僚議員が言われましたように、西海市、平戸市、市役所に訪れた人や高齢者には、災害用の備蓄マスクなどを配ってあるということです。ほかの宮城県ですか、角田市では、市内在住の妊婦さんや、お産で里帰りされている妊婦さんにも対象で、マスクが配布されているそうです。

壱岐市でも、やはり十分、不自由をされている妊婦さん、高齢者の方には、特に配慮していただいて、配れるものがありましたら配っていただきたいと思います。

また、ちょっと郷ノ浦あたりに行ってみましても、飲食店、旅館とかホテル、普通やったら3月ですので、卒業式、送別会、歓送迎会、こういう事である程度、正月、2月はだめでも3月は、どうにかなるというような形でしたが、ことしは、普通、僕たちも取りやめをするように、お客さんが少なく、大変やっていけないという状態になっております。危機感がありますので、少しでも役に立つようにと思っていったら、またコロナとか言われるけん、そのところをもう少し——新型コロナも2週間から3週間が山と言われておりましたが、このままで行きますと、いつまで続くかわかりません。壱岐市に入ってこないことと、早く終息に向かっていくことを願いたいと思います。

それでは、質問に移ります。

まず、1点目でございます。マイナンバーカードについてお尋ねをいたします。

私は、ことし、マイナンバーカードの更新の通知が来ました。2015年12月からと記憶しておりますが、通知カードが来まして、2016年1月からナンバーカードが発行されております。ナンバーカードの有効期限は10年ですが、電子証明の更新は5年ごとということで、私はすぐ、カードをつくりましたので、もうあれから5年たっております。

当時は、全ての日本国民に番号がつくと大騒ぎをしておりました。今では——私はつくりましたが——申告をするだけに使うぐらいで、それ以外は使うこともなく、たくさんの診察券やほかのカードと一緒に、カード入れ財布の中に入っております。ほかの人に聞きましても、マイナンバーの通知は来たけど、マイナンバーカードはつくっていないという人が多いようです。

世間の人はどのくらいつくっているのか、少しインターネットで調べてみましたら、総務省のホームページは、全国、昨年の11月1日時点で14.3%と示してありました。余りにも加入者が少なく、壱岐市の場合は、どのくらいの方がカードをつくってあるのか気になり、また、何で取得者が少ないのか少し調べてみますと、取得するのが任意であること。ナンバーカードの利便性が少なく、利用するメリットを感じないというのが現状のようです。

しかし、2020年、ことしからですか、マイナンバーカードを活用し、マイナポイント、消費活性化策が実施予定です。これに対する準備はいかがでしょうか。工夫次第では、いろいろな使い方が可能となる事業と聞いております。

本市においても、今後の政策展開に当たり、利用すべきと考えますが、いかがでしょうか。その前に、マイナンバーカードの取得を促す措置が必要だと思います。

先週の市報に、マイナンバーカードの取得、マイナポイントのことが載っておりました。私もスマートフォンでやろうと思いましたが、機能がついていないのか古いのか、私の頭が古いのかわかりませんが、ポイント獲得までできませんでした。そのことは後もって聞くとしまして、それでは、次の3点、4点をお尋ねします。

壱岐市では、マイナンバーカードの普及率はどれくらいですか。県内では高いほうですか。

2020年度、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施される予定ですが、実施状況はいかがですか。どのような対応を予定されていますか。

マイナポイントの利用が始まります。マイナンバーカードを住民に取得していただき、マイキーIDを設定していただくことが必要であると思います。

2021年からは、マイナンバーカードを健康保険証として利用することも決まっているようです。円滑にナンバーカードを発行する必要があると思いますが、壱岐市の取り組みはいかがでしょうか。マイキープラットフォームの運営はどうなっているか、お伺いします。

もう一点、これは通告はしていませんでしたが、他の自治体では、コンビニで住民票をとれる利点があると書いてありましたが、壱岐市では、前に、コンビニが少ないので対応する機械をつけていないかなんかで、とれないということは聞いておりましたが、壱岐市以外の福岡とか、よそで、マイナンバーカードで壱岐の住民票はとれるのか、お伺いをいたします。これは通告していないので、もし回答がわからないなら、後もってお知らせをいただければと思っております。

以上、あとのを入れて5点、よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。5番、土谷議員の御質問にお答えいたします。

最初の質問の①の質問、壱岐市でのマイナンバーカードの普及率についての質問でございますが、2月16日現在、交付枚数4,903枚、交付率が18.3%、長崎県21市町中、第4位の普及率となっております。

国においては、令和4年度中に、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定をしておりまして、今後は、議員御指摘のとおり、本年9月からの消費活性化策の実施や、令和3年3月からの医療健康保険証としての利用開始により、普及が加速化するものと思われま

す。

参考までに、普及率、交付率でございますけれども、県内第1位が大村市22.5%、第2位が佐世保市22.1%、第3位が五島市18.8%でございます。

次に、②の質問、マイナンバーカードを活用した消費活性化策については、国が事業推進しておりまして、キャッシュレス決済事業者を対象に参加の募集をされております。2月19日までに23の事業者が登録されているとのことでございます。

本事業については、国からキャッシュレス決済事業者へ、直接マイナポイントのプレミアム分が交付される予定であります。国、県からは、市町村に対して、マイナンバーカード取得とマイキーIDの設定、支援等を推進するよう通知があっております。

マイナポイントを利用するには、土谷議員の3番目の質問にございますとおり、マイキーIDを設定し——これは本年7月からでございますけれども——7月から始まる予定のマイナポイントの予約手続を済ませた方が、9月から利用開始できることになっております。

このマイキーIDの設定については、インターネットに接続し、ICカードリーダー、カードの読み取り機でございますけれども、それを所有され、つまり、環境が整っていれば、御自分のパソコンやスマートフォンなどで取得することができます。

また、環境が整っていない場合は、市役所の各庁舎に備えつけの端末で設定、可能できることになっております。

今後は、マイキーID設定等について、市民皆様に、改めて周知してまいりたいと考えておりますが、マイキーIDの取得には、マイナンバーカードの取得が必須でございます。まずは、カードの普及を進めていく必要があると考えております。

次に、③の質問、壱岐市の取り組みについてでございますが、国のスケジュールとしましては、2023年、令和5年3月には、ほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目指し、令和2年度に実施予定の消費活性化策や、令和3年3月から、マイナンバーカードの健康保険証利用の運用開始に向けた医療機関への支援などが予定されているとのことでございます。

先ほど申し上げましたマイナポイントの予約手続や、今後予定されている健康保険証利用については、マイナンバーのオンラインサイトであるマイナポータルなどで設定を行う必要があります。

壱岐市としましては、これまでホームページや市広報紙などでマイナンバーカードの申請について、市民皆様に周知をしておりますが、引き続き普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、④マイキープラットフォームの運用はどう考えているかとの質問でございますが、マイキープラットフォームは、マイナンバーカードを活用し、公共施設などのさまざまな利用者カー

ドを1枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなど、インターネット回線を通じ、個人の情報としてデータ化することをあわせ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを、地域経済応援ポイントとして全国各地に導入、合算し、さまざまな住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした、国が掲げている事業構想でございます。

マイナポイントや健康保険証利用も、マイキープラットフォームの運用に該当しております。これまでの壱岐市の取り組みといたしましては、マイナポータルのぴったりサービスにおいて、子育て関係の届け出が、スマートフォンなどを使用して申請できるようにしております。

他市の先進事例といたしましては、壱岐市と同様の取り組みを行っている自治体のほか、図書館の利用カードや、選挙時の期日前投票の入場受付、バス等のＩＣカードなどの利用もございます。

壱岐市としましては、マイナンバーカードの普及率の向上によりまして、マイナンバーカードの機能に対する市民ニーズなどの把握を図りながら、新たな活用を検討していく必要があると考えております。

なお、以前から協議を続けておりますけれども、国境離島島民カードの兼用・併用につきましても、今のところ、県のほうからは具体的な連絡が、指示があっていないところでございます。

最後に、追加質問されました壱岐市のコンビニでの住民票がとれるかということでございますけれども、現在のところ、とれる状況に至っておりません。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（５番 土谷 勇二君） マイナンバーカードの取得も壱岐市は１８．３％、全国平均より多いみたいですね。多分これからは、マイナポイント、健康保険証のかわりになるということで、少しは普及も上がると思います。

マイナポイントを使いたい人は、１０代、２０代では、アンケートをとったら７０％以上、また、５０代以上の高齢者でも７０％以上が、マイナポイントを利用したいという結果が書いてありました。その反面、不安視する声もあるようです。セキュリティーが不安である。それと、言われるように、手続が面倒くさいので、少し敬遠気味であるということです。

次に、手続の面ですが、総務課に行ったら、各庁舎でパソコンを使ってやっていただけるということで、あれは、たしかスマホでも、対応したスマホじゃないとできないことになっているんです。欲しい人は庁舎に行って、カードを皆さんつくっていただければ、そのポイント、健康保険証のかわりと、先ほど部長が言われましたとおり、または島民カードも一緒にできれば、１枚

あれば集中して使えるような形をとっていただければと思っております。

4番目は、マイキープラットフォーム、この中で、自治体ポイント、これは、まだ壱岐市は活用自治体にはなっていないのでしょうか。その点と、長崎県では平戸市が、平戸ポイントをつくっております。ほかに、去年は大体101団体ぐらいが、自治体ポイントを加入してあったと聞いております。

ポイントによる地域需要の拡大で、地域にお金が落ちるようになれば、また消費の活性化になるのではないかと思っております。ふるさと納税の返品も、そういう品を使えばいいのではないかと思っておりますが、そのマイナポイントの件をもう一度聞きたいと思えます。

言われましたとおり、マイナンバーカードと利用者カードを利用して、図書券カードとか、それとか健康ポイント、これも自治体から出していただけるようになっておりますので、あわせてできればと思っておりますが、自治体ポイントについて、もう一度お尋ねをしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 土谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、マイナポイントの手續自体が、まだ開始できておりません。今後、その活用が始まる前に、やっぱり先ほど言われましたマイキーIDの設定等の支援体制が、市としてもいると思っております。

例えば、言葉自体も、皆さん初めて聞く方もいらっしゃると思えます。それで、御自分の家庭にカードリーダーを持ってある方もほとんどいらっしゃらないんじゃないかと思っております。そういう中で、市の庁舎の窓口に、今、マイナポータル用の端末の準備をしておりますけども、その操作についてもなかなか難しいんじゃないかと思っております。

私も、マイナポータルを開こうとしましたけども、開くのは開きます。ただ、普通、活用するについては、必要がないもんですから、今まで使ったことなかったんですけども、それ自体もなかなか人に聞かないとわからない。私も、まあ年齢は重ねているほうですけども、もっとそれ以上の年配の方になれば、もっと難しいんじゃないかと思っております。

そしてまた、スマートフォンあたりを所持されていない方などについては、なおさらのことじゃないかと思っております。そういう中で、今後、登録等に窓口が混雑すること考えられますし、支援窓口等の設置についても、今後必要じゃないかと内部で協議をしておるところです。

先ほど申されました自治体ポイントの活用につきましては、今のところ、まだ事業導入について検討に入っていないところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（５番 土谷 勇二君） ありがとうございます。私も、マイナンバーカードの更新ということで、ちょっと調べても難しい言葉ばかりです。頭から行きよったら、今度、前調べたことは忘れてしまうて。

しかし、やはりポイント制とか健康保険証とか、やっぱりそれに使えるということは、みんなに知ってもらって、市民にとってプラスになることやったら、ぜひカードをつくっていただいて、利用していただくことも一つの手だと思いますので——広報紙、この前市報に出ていた、気づかん人はもう全然わかりませんので、ぜひこれからも、プラスになるようにやっていただきたいと思います。

これで、１番目の質問は終わります。

それでは２点目、環境問題について、お尋ねをいたします。

壱岐市では、SDGs 未来都市の取り組みの一つである気候変動や異常気象の危機を認識して問題解決に取り組む気候非常事態宣言を、国内で初めて——昨年の９月会議で可決した今後の取り組みとして、リデュース・ごみの排出抑制、リユース・再利用、リサイクル・再資源化、リフューズ・ごみの発生回避の４Ｒを徹底。

２０５０年までに、市内で利用するエネルギーを、化石燃料から、再生可能エネルギーへ完全移行する。

森林管理による、温室効果ガスの排出抑制のほか、政府や、ほかの自治体への呼びかけなどに取り組むのが目標と、理解をしております。

そこで２点、質問をさせていただきます。

１つ目は、ごみ４Ｒの徹底とありますが、今までも、漂着ごみ回収や日ごろの清掃活動などを取り組んでありますが、気候非常事態宣言後の新しい取り組みはあるのか、お尋ねをいたします。

２番目に、２０５０年までに市では、利用するエネルギーを化石燃料から再生可能エネルギーへ移行するとあります。余剰となる再生可能エネルギーを水素として貯蔵し、必要に応じて再生化するパワーガス実用化、実証システム導入が、事業が当初予算で上がっております。エネルギー庁の補助金であると考えますが、昨年の３月、２０３０に向けた低炭素・水素社会の実現ビジョンが示してありました。

その中で、ロードマップ財政裏づけスケジュール感、作業工程の中で、２０２１年、環境省の補助金ですか、自立型水素エネルギー供給システム導入モデル事業、これは応募と書いてありました。水素混焼エンジン、５００キロワット設置。

次に、もう一個は、再生可能エネルギー電気・熱自立普及促進事業、これも応募と書いてありました。再生可能エネルギー７メガワットですか、導入、２０３０年、再生可能エネルギー導入の壱岐市の目標であります２４％、これが第一段階とありました。

どちらも応募であります。ビジョンでは、補助金は7億円、自己負担金も7億円となっております。この7億円というのは大きいお金ではありますが、目標達成ができるのか。ビジョンでありますから、あとのことはわかりませんが、一応、こう書いてありましたので、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者いいですか。眞鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 5番、土谷勇二議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の御質問でございますが、気候非常事態宣言後の新しい取り組みはあるのかとの御質問でございます。現在、壱岐市では、9品目21種類の分別を行っておるところでございますが、この分別につきましては、市民皆様には、普段からリサイクルに当たって分別に対し、御理解と御協力をいただいております。おかげさまで、県下で1位のリサイクル率を誇っております。市民皆様に改めて感謝を申し上げます。

御質問の宣言後の新たな取り組みといたしましては、本年4月より、これまで燃えるごみとして排出をされていましてペットボトルのキャップにつきましては、見直しを図りまして、新たにリサイクルを始めることといたしました。現在、そのために各地区のリサイクルステーションに、ペットボトルキャップ専用のリサイクルボックスを設置するよう、準備を進めているところでございます。

また、各家庭で御利用をいただいておりますごみ分別のしおり、現在お配りしているのがこれでございますけれども、冊子でございます。これでございますけれども、この冊子の改定版につきまして、今月中に各戸に新たに配付をいたします。

従来のごみの分別しおりには、3R、これはリデュース、排出抑制ですが、そして、リユース、これは繰り返し再使用する、リサイクル、再利用・再資源化する、3つの項目を説明として載せておったところでございますが、この改定版には、気候非常事態宣言でも4Rの推進となっておりますので、新たに「リフューズ」を記載しております。これは発生回避、ごみになるものはいりませんと意思表示、また、マイバッグを持参し、レジ袋を断るなどの御説明を追記をいたしましたところでございます。

ごみをなくすことはできませんが、ごみを減らすことはできます。ごみを減らすために、市民皆様お一人お一人に、4Rを心がけた行動をしていただきたいと考えまして、さらなるごみの減量化とリサイクルの推進に、御協力をお願いをいたしたいというふう考えております。

以上でございます。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 土谷議員の2番目の質問の水素を活用した再生可能エネルギーの導入について、お答えをいたします。

本市では、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大に当たり、水素を活用するエネルギービジョンを策定し、令和元年度は、水素との組み合わせで、不安定な再生可能エネルギーを安定的に利用するシステムについて調査研究及び設計の業務に取り組み、令和2年度には、実証システムを導入して、実証事業に着手する段階に入る見込みであります。

水素のエネルギー利用も注目されて久しい状況でございますが、設備導入等のコストが高いこともあり、商用として普及するまでには、いまだ少し時間を要するのではないかと考えております。

2030年に向けた低炭素・水素社会の実現ビジョンにお示ししている財政的な裏づけにつきましても、ビジョン策定時点において想定される設備費用については、最大限の試算を行っているものでございます。

2021年度以降は、民間が事業主体となって、再生可能エネルギー及び水素エネルギー設備を導入することを想定して試算した内容でありまして、再生可能エネルギー設備並びに水素エネルギー設備それぞれに環境省の補助金を活用して、設備導入を行う場合について、2分の1の補助率で、それぞれの事業額14億円のうち、7億円が民間事業者の自己負担額になると見込んでおります。

一方、昨年度のエネルギービジョン策定事業及び本年度の実証システム導入調査・設計業務につきましては、10分の10の経済産業省資源エネルギー庁の交付金を活用して実施をしております。次年度も予定しております実証システムの導入並びに実証事業につきましても、同じ交付金の活用に向けて、応募、申請を行っているところでございます。

次年度からの実証システムによる実証事業につきましては、システムの性能等とあわせて、水素を活用した再生可能エネルギーの導入拡大について、経済性についても検証を行うこととしております。

本実証システムの特徴といたしましては、水素を発生させるための水電解、そのときに発生する酸素と、水素混焼エンジンによる発電時に発生する排熱も有効利用することにより、エネルギー利用の効率性と経済性を高めようとするところでございます。

実証を行う対象施設も、酸素や排熱の利用が可能であるという観点を考慮して選定をしております。この実証事業により、水素のエネルギー利用についての経済性をしっかりと検証し、また、経済性を確保するためには、何が必要かをきちんと見極めたいと考えております。

水素のエネルギー利用が、ビジネスモデルとして成り立つことを明らかにすることにより、ビ

ジョン策定時の試算を精査して、民間の投資を呼び込み、あるいは民間主導で、再生可能エネルギー、水素のエネルギーが商用レベルで普及することを期待するものでございます。

なお、議員御指摘のスケジュールの導入スケジュールのことでございますけども、2030年に向けた低炭素・水素社会の実現ビジョンの3ページの年度等は、記載のと通りのロードマップスケジュール感と記載しております。この「感」とはイメージという意味で表現しておりまして、詳細は、実現ビジョンの16ページを後もっていただければよろございますが、そちらに、3段階に分けてワンユニット、500キロワットの水素発電システムを3基導入をいたしますが、あわせて2030年までに、太陽光発電16メガワット、風力発電6メガワットも整備するシミュレーションを行っております。よって、市が直営で行うのではなくて、実証試験で実用可能性を証明した後に、民間における導入推進を構想しているところでございます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（5番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

1番目の分ですけども、今度、新たにレジ袋が、7月から有料化だったと思いますが、なります。私たちも廃プラ対策の一環としてなると思います。エコバッグの推進もしてあるということですけど、私も買い物に行くとき、エコバッグを持っていこうと思うんですけど、なかなか忘れて、あっというときは、どうしてもレジ袋をもらってしまいます。また、この次でも、まあ2円から5円という話がありますが、そのくらいやったらよかったいっちゅう、レジ袋をもらう人が。特に男は面倒くさいけん、なると思いますが、やっぱり市民に徹底をしていただいて、僕たちもなるべくエコバッグを、かっこいいエコバッグをつくるかどうかして、利用したいと思いますので、また推進のほうをよろしく願いをいたします。

それと、市のほうでは、啓発物品の調達については、何か目標はありますか。

他の自治体では、プラスチックごみは、焼却処理に伴うCO₂の発生、河川等を通じて海洋への相当量流出することによる生態系を含めた海洋環境への影響等の問題があり、取り組みを早急かつ強力に推進していく必要がある中、率先してプラスチックごみの削減を促進するため、啓発物品の調達において考慮すべきということで、京都の京都市がちょっと出したものであります。

啓発物品の調達について、1番目に、使い捨てプラスチック製品を原則として調達しないこと。容器包装の省略に努めること。製品の性質上、容器包装が不可欠な場合においては、原則としてプラスチック製の容器包装をしないこと。啓発物品として、使い捨てプラスチック製品またはプラスチックの容器包装を使用することが真にやむを得ないときは、各局等の判断で調達するものとする。この場合は、当該啓発物品には、再生プラスチックや自然由来のバイオマスプラスチッ

ク等の積極的な利用に努めることとする。これまで使い捨てプラスチック製品以外のプラスチック製の啓発物品を調達していた場合においては、紙や木材などの素材の積極的な使用に努めること。というような市の備品ですたいね、それを書いてあると。こういうことも知っていただければ、知ってあるかもしれませんが、できれば、こういうとが目に入りましたので、お願いをしたいと思います。

それと水素——やっぱり化石燃料から再生エネルギー、あと水素エネルギーと温室ガス削減のため、車の排気ガスも抑えるために、また、電気自動車や水素自動車の実用化もちょっと検討をされてはどうかと思います。

気候非常事態宣言を自治体初で行っていることを踏まえると、やはり化石燃料の削減は調査をしながらやっていくべきだと思います。7億円は、民間を呼び込むそれまでの実験と思っておりますので、できましたら、やはり化石燃料でCO₂が削減されることを、壱岐の場合は特に、ほかの燃料に頼ることがないようにやっていただければと考えております。

それで再度、質問をしたいと思いますが、啓発物品の件はどうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（大谷 俊也君） ただいまの土谷議員の御質問にお答えします。

先ほど答弁にもありましたように、4Rを徹底するということで、御承知のように海洋ごみが、要するにプラスチックごみの問題、世界的にもなっておりますので、4Rの徹底というところで、市民皆様に今答弁で申しましたように新しいしおりで、さらに周知を図って御協力をいただくようにしていきたいと思ひますし、定期的な広報等にも努めてまいりたいと思ひております。

調達については、研究をしてまいりたいと思ひます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（5番 土谷 勇二君） よろしくお願ひをいたします。

これもう終わりたいと思ひますが、最後に、私の考えではございます。

もし、可能であれば、SDGsも気候非常事態宣言も、国内で初めてということですので、環境省に御理解をいただいて、もしできれば、だめもとで、小泉進次郎環境大臣を呼んで講演をしていただければ、市民に壱岐市がやろうとしていることがわかると思ひます。また人を集められると思ひますので、だめもとで大丈夫ですので、よろしくお願ひいたしたいと思ひております。これはもうやっぱり初やったということは、メリットがあると思ひますので、何かありましたら……。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 実は、日本環境経営学会の山本先生、この方、東大の名誉教授でございますけれども、こういった日本で初めて気候非常事態宣言をした壱岐市に、小泉環境大臣は真っ

先に行くべきだということを、小泉大臣に進言をなさっておられます。そういったことで大変期待しておりましたが、いまだ実現に至っていないというような状況でございます。ぜひ、来ていただきたいと思っております。

また、小泉純一郎さんのおじいさん、小泉又次郎さんは、真鍋儀十先生と非常に仲がよかったということで、その乗馬をなさっておる写真もお見せして、私、市長になりましてから2期目ぐらいのときにお会いして、「こういうゆかりがあるんですよ、壱岐には」ということを小泉進次郎大臣にお話ししましたという経緯がございまして、そのときの様子をブログに上げております。まだ残っておりますので、ご覧いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（5番 土谷 勇二君） ぜひ、実現できるように、だめもとじゃなくて、本当にできるように、よろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

昨日からの質問の中で、新型コロナウイルスのお話と、そして通告外の質問が幾つか出ておりましたが、私もちょっとその流れに乗って、1点だけ通告外の質問をさせていただきたいと思いますが、答弁は要りませんので、この新型コロナウイルスに関して、やはり今回、日本の中もそうですけど、壱岐市内でもそうですが、いろんな情報が錯綜して、何が正しいのか、噂とかデマとかそういうところが幾つかあるようにも感じられます。改めて壱岐市がどういう情報発信を行うかということが大切かと思いました。

情報発信も幾つかあって、その大きな柱として、3本どころじゃなくて幾つかありますので、そこを今回のいわゆる緊急的な面で、しっかりとした情報を発信すべきではないかなと思いまし

た。

改めて情報発信、何があるかと考えましたところ、紙媒体であるとするならば広報紙であったり、あとは庁舎への掲示板だったり、そして私は思ったんですが、港とか空港とかへの掲示板等へ、紙媒体として情報を発信すべきではないかなとも思いました。そのほか、インターネット上であれば壱岐市のホームページ、SNS等があります。それ以外には、防災無線であったりケーブルテレビでの広報とか、そういうのがあります。改めてそういう面でしっかり情報を発信して、市民の不安を少しでも払拭する方法が必要ではないかなとも思いました。

1点御紹介したいのは、長崎県の医療政策課というところが、毎回ツイッターというので、実はコロナウイルスの状況を発信されています。ちなみに、本日令和2年3月6日金曜日の9時現在のツイッターです。「長崎県医療政策課、長崎県内の発生状況、令和2年3月6日金曜日9時現在、長崎県内において新型コロナウイルス感染者は発生しておりません。行政検査累計数は86件、全て陰性」というツイッターがあります。このツイッターは、コロナウイルスの検査を毎日のように発信をされております。壱岐市にも、実は壱岐市の防災のツイッターがございますが、ちょっと見たところ、9月夏ぐらいから更新がされておられません。あえてこの通告外の質問とするならば、このツイッターですね、長崎の医療政策課のやつをリツイートといってシェア、共有することができます。それだけでもいいですので、ぜひ壱岐市のツイッターを更新することによって、見る人がふえていきます。見る人がふえるということは、それによって情報が広がるということです。新たな壱岐市の独自の情報を発信することも必要ですが、こういう県で行われているのをリツイート、共有することでも十分な情報発信になりますので、ぜひ壱岐市のツイッターを、もうちょっと活発になるように提案をさせていただきたいと思います。ちなみに、フェイスブックではコロナウイルスに対応する情報発信もされておりますので、最初に言いましたが、広報紙とかホームページ、SNSですね、これはフェイスブック、ツイッター、そしてケーブルテレビ、防災無線、庁舎の掲示板、港の掲示板や空港での掲示板、これを柱として、しっかり情報を発信していただきたいなというのをまず1点目。

昨日からの通告外の質問の流れに乗って、通告外として答弁は要りませんので、提案をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、通告にのっとって質問をさせていただきたいと思います。

今回は、壱岐市民がこの島で最後——最後というのは命を終わるときのことですが、を迎えられたときにかかわる項目の質問を、大きく2点させていただきたいと思います。

最後ということは死、命が絶えてしまうことですが、つい目を背けてしまう「死」というテーマですが、これは誰もが無視できない問題です。私たちにとって他人事ではありません。よく、生きるために死と向き合い、今ある命をもっと大事にしていきたい、自分が最後を迎えるときに、

いい一生だったと思えるように一日一日を大切にしなければならないと思っております。瀬戸内寂聴さんは、「遠い過去から現在まで、人間が愛する人を失って流した涙ははかり知れない」と、「生まれたものは必ず死ぬ、会ったものは必ず別れる」とお釈迦様の言葉を用いて投稿されているのがあります。

今回は、まず1点目としましては、現在、改築の工事が行われております壱岐葬斎場の改築についてということです。

2点目は、大きな2点目ですが、壱岐市内に住所がある方の亡くなった時の手続についてということで、この2点目は、亡くなられた方の市役所での手続についてを質問したいと思っております。

まず1点目、壱岐葬斎場の改築についてということで2点、工事の進捗状況はということと、2点目に行政報告に新年度から管理運営体制の見直しとあるが、具体的に何をどう見直すかということで質問させていただきたいと思いますが、壱岐葬斎場の改築に関しまして、現在の壱岐葬斎場は昭和62年、1987年の8月に火葬炉が3基を備えて建設された建物で、現在もう33年経過した建物だというふうに伺っております。今回、改築をされるということで、実は工期の遅れとか、さまざまな市民からの問い合わせというか、いろんな不安な点があるようです。改めて工事の進捗状況等をお答えいただいて、行政報告にもありましたが、4月からの新しい斎場での業務運営がなされることについて、改めて答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2番目は行政報告に新年度から管理運営体制の見直しとあるが、具体的に何をどう見直すかという点もお答え願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。眞鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 15番、赤木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、壱岐市葬斎場の改築について、1つ目の工事の進捗状況はでございます。

工事の進捗状況につきましては、周辺地域の皆様の御理解と御協力をいただき、現在地での建てかえ工事契約について、昨年4月16日に議会の議決を受けまして、令和2年1月10日を工期として着工いたしました。その後、歩廊工事、排水工事及び地中埋設物の撤去工事を追加する必要が生じたため、増額及び工期を令和2年2月28日とする変更契約についても、議会の議決をいただいたところでございます。

その後、2月14日付で、建築主体工事受注者より軽量鉄骨工事の作業員確保が困難であったためとして、3月24日までの工期延長申込書の提出がなされました。精査をいたしましたが、

工期延長の理由には該当をしないため、2月19日開催の第19回定例工程会議の場において、その旨を明確にお伝えをし、1日でも早く完成をさせるよう指示をしたところでございます。

この建築主体工事の遅延に伴いまして、電気・機械設備工事及び監理業務につきましては3月の24日まで、また、火葬炉設備工事につきましては、試運転期間が必要であるため3月31日まで、それぞれ工事期間延長の変更契約を締結をしたところでございます。

このような経過となりまして、市民の皆様には御心配をおかけしておりますが、4月1日から新施設での業務開始とすることといたしております。

工事完成におきましては、幾つかの検査を受けなければなりません。消防署の検査、また、県の建築確認検査、そして壱岐市による竣工検査でございます。

なお、市葬斎場の呼称を周辺地域の皆様からの公募によりまして、「ひなたの丘」に決定をしたところでございます。周辺地域の皆様に対し、3月の29日には内覧を予定をしているところでございます。

また、新年度に入りますと、引き続き旧葬斎場の解体及び駐車場整備、植栽等の周辺環境整備を実施いたします。その後、令和3年度に向けましては、県道からの進入路の改良工事も必要と、実施を考えておるところでございます。

市長の行政報告にもありましたように、駐車場スペースが狭隘で、整備完了までの間、市民の皆様には御不便をおかけいたしますが、乗り合わせ等御理解をいただきますようお願いをしたいと思いますと考えております。

次に、2つ目の質問でございます。新年度からの管理運営体制の見直しとあるが、具体的には何をどう見直すかとの御質問でございます。

これまで長期にわたり、個人の方との契約により管理運営を行ってまいりましたが、新施設の完成を機に、委託方法等について十分な検討を重ねてまいりました。他の市町の状況を調査の上、指定管理制度につきましても検討をいたしました。斎場は営業面に利益を求められる内容ではないこと、火葬炉設備の故障への緊急対応等を考慮いたしまして、火葬炉の設置業者への業務委託をすることとしたところでございます。

今回の選定に当たりましては、既に公募型プロポーザルで決定された火葬炉設置業者であります富士建設工業でございますが、本市の火葬施設運転管理の指名登録もなされていますので、業務を委託することにより緊急停止、その他不具合箇所の特定や修理への対応が可能となり、より確実に安定した管理運営が期待できるものでございます。これまでも、現管理人が突発的な都合等で火葬業務ができない場合には、当該火葬炉業者に緊急対応をお願いをした経緯もございます。また、県内では他市でも実績があり、ノウハウを利用できる利点がございます。

また、雇用する職員につきましては、地元採用を条件とし、良好な運転管理と施設サービスの

ためには3名体制、これは常時2名勤務体制でございますが、にすることにより、日常のメンテナンスも十分実施されることに伴い、火葬炉設備の修繕費等の経費節減にもつながってくるものと考えております。

加えまして、斎場は単に火葬を行う場というだけではなく、御遺族様にとって最後のお別れの場であり、そのためには、火葬業務の執行に当たっては、葬儀慣習や御遺族様のお気持ちを意識した厳粛な対応が求められておりますので、質のよいサービスの提供を目指してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 今回、このような質問に至ったところでございますが、やはり工期のおくれというところが、市民から大丈夫なのかというような声があったからでございます。

実は私も、子供の塾の送り迎えで週2回、火葬場の近く、葬斎場の近くを通ります。夜おそくまで工事をされてあって、必死に工期内に終わらせようという努力をされていたのかと思いますし、そして市の担当の方も、毎日のようにヘルメットをかぶって出入りされていたというお話も聞いております。やはり副市長もおっしゃったとおり、最後を飾る重要な場所でございますので、今回の設計も、各御遺族の方のプライバシーを配慮した設計にもなっておるように思いましたので、これから斎場を使われる方が、本当に気持ちよく亡くなられた方をお見送りできる施設になってほしいなと思っております。

改めて斎場に関しましては、地元の方々の負担があつて現在に至るわけでございます。3月29日に内覧も計画されているということですので、その際に、新しい葬斎場等、今後解体されることによって、地元の方への負担というか、工事の騒音だったり工事車両の出入りによって、またちょっと御負担をかけるところではございますが、そこをしっかりと地元の方に御理解をいただいて、その説明をしっかりと果たしていただきたいなと思っておりますが、1点だけ解体する——他市の話で出たんですが、建物自体が古いとか特殊な建物であつたりするので、アスベストの有無とか、そういうところをよく他市では記載されている文面を見ました。壱岐市において、まだそこは、どう確認されているかわかりませんが、もしもそういうことであれば、なおさらのこと地元住民への説明等が必要になってくると思いますが、解体に関しましても、その計画等はしっかりと地元へ説明される御予定はありますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（大谷 俊也君） ただいまの質問でございますけれども、解体につきましては、引き続いての工事ということで、大変地元の方には御迷惑をおかけしておるわけですが、

今度29日に内覧を予定をいたしておりました、その後、解体につきましても館長さん等を通じまして、地元の皆さんに、また引き続いてのお願いをいたしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 解体等において、その建物のいろんな、先ほどちょっとアスベストの話もしましたが、そういう報告を、例えば必要であればしっかり報告していただいて、地元の方等にも理解をいただいて、そして議会のほうにもきちんと報告をしていただきたいと思いますので、その点をしっかり要望させていただきます。

新しい壱岐葬斎場を建てかわると、そして旧斎場の取り壊しと、あと周辺地域の植栽等までを、しっかり工事を完了させていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目は、質問の事項には、壱岐市内に住所がある方が亡くなられたときの手続についてということで書いております。

質問は、細かく6点用意しております。先に質問の内容をお話しをして、少しこの質問に至った経緯を話していきたいと思いますが、まず1点目に、壱岐市内での令和2年1月、2月に亡くなられた方の人数は何人かということと、2点目に、壱岐市内に住所がある方がお亡くなりになった場合に行わなければならない手続は、どのような内容で、幾つぐらいあるのかと。これは個人差があるでしょうが、お答え願いたいと思います。

3点目に、手続等で1人が来庁する回数は、約何回ぐらいと推測するか。これも個人差があると思いますが、その点をお答えいただきたいと思います。

4番目に、手続等の届出書は、約何枚ぐらいを記入するのか。これも個人差があると思いますが、お答え願いたいと思います。

5番目に、手続の対応は1カ所、それぞれ4支所今はありますが、その4支所での対応は可能かということです。

6番目に、死亡手続専用での対応ができる窓口の設置を検討してはということ、細かく質問をさせていただきたいと思いますが、今回、このような質問に至ったわけは、実は、私の——私自体は母親は元気しておりますので、私の母親がどうこうというわけではないんですが、周りに親戚の関係者が亡くなったりとか、あとは近くの方で御主人が亡くなられて、その方は車の免許をお持ちでない方だったりとか、あとは実は高齢者で手が震えて字が書けないとか、そういう方のお話とか、あとは両親は壱岐だけれども自分は島外に住んでいる方で、父親なり母親が亡くなられたときに、島外から来たときのお話とか、そういうのをちょっと伺っておりました。そのときに、他市でどのような取り組みが行われているのかなというところで調べましたら、幾

つかあったんですが、一つ別府市のところを紹介をさせていただきたいと思います。

実は、壱岐市もそれなりに職員の方の御努力によって、すごく過去においては取り組みを再確認されて、少しでも市民の方がやりやすいように改善されているというのもお伺いしました。その点は、後で部長のほうからお話があると思うんですが、別府市の取り組みを先にちょっとお話をさせていただいて、その後壱岐市がどうかということで検証して、改めて壱岐市には、こういうふうにしてほしいなという提案をさせていただきたいなと思っております。

これはちょっと別府市の事を書いてある新聞記事を読ませていただきます。2018年の西日本新聞の記事です。「大切な家族を亡くしたばかりの遺族にとって、死亡時の行政手続は煩わしいもの。そうそう経験するものではなく、たびたび経験するものではなく、戸惑った方も少なくないはずだ。別府市は、2016年から手続を一元化し、それにかかる時間を3割程度短縮させた。遺族からは感謝の声が届き、自治体の視察も相次ぐ。悲しみに暮れる遺族に寄り添った、たらい回しゼロの取り組みが注目を集めている。」と。「まずはおくやみコーナーで平均30分」という見出しですが、「今春、市役所地下1階のおくやみコーナーを、市内に住む女性55歳が訪れた。5日前に弟を亡くしたばかりだ。女性は弟の個人情報などをお客様シートに記入し、担当職員から手続が必要な各課の場所や、必要書類などが記された一覧表の説明を受けた。この女性はレアケースで、特殊なケースで、コーナーだけの手続で終了したが、御遺族の多くはこの後、関係各課を回り手続に入る。「あっちこっちに行かなきゃいけないと思ったが、そんなことはなかった。今日でひと段落。これから母親と、弟の思い出に浸れます。」と女性。担当の園田弘美さんは、ここでの手続は平均30分ぐらいと説明してくれた。」「手続完了までの時間は3分の2に短縮」という見出しです。「別府市によると、年齢や保有資産などで違うが、死亡時には最大——別府市の話ですね——最大で13課——13課ですね、各課——の67種類の書類が必要。」これ、別府市の話で済みません。「コーナーを設置する以前は手続に疲れ、あしたまた来ると帰ってしまったり、何枚書かせるのかと憤慨したりする市民もいた。しかし設置後、おくやみコーナーを設置した後ですね、全ての手続が終わるまでの時間は、感覚的だが3分の2程度に減った。トラブルもほとんどないという。一元化の取り組みは、2015年7月に発足した若手職員11人による、住民サービス向上のためのプロジェクトチーム「RT」で検討され、新しい視点で政策提言してもらった長野恭紘市長ですかね、長野市長の肝いりのプロジェクトだと。同プロジェクトは窓口業務に焦点を当て、特に煩雑な死亡手続に関して専用コーナーの設置を提言した。これを受けて、2016年4月から財産活用課の柏木さんが中心となり、複数ある関係書類の共通項目を調べるなどして仕組みを構築し、関係各課への説明なども急ピッチで進め、1カ月後の5月16日にコーナーを設置」1カ月で仕上げたみたいですね。「負担減ったと好評」という項目ですが、「担当職員はまず、遺族に「このたびは御愁傷様です」と声をかけることから始

めると。遺族は、お客様シートに死亡者の氏名や生年月日、高額医療費や葬祭費の振り込み金融先などの必要事項を手書きで書き込む。担当者がパソコンにこのデータを入力すると、手続が必要な課が抽出され、関係書類が一括作成されると。遺族は、どの課を回ればいいのか、どんな書類が必要なのか記した一覧について説明を受け、関係各課へ行くと。死亡者の情報は、庁舎ネットワークで関係各課に届いており、遺族が訪れる前から準備に取りかけられる。各課を回ることができない場合は、各関係課の職員がコーナーに来て手続することもできる。遠方に住み、来庁できない遺族には、電話で必要事項を聞き取り、書類を郵送するサービスも行っていると。コーナー開設から既に約2,800人以上が利用、アンケートやインターネットを通して「大変助かった、丁寧に説明してくれた、市民の側に立って対応してくれた」などの声が寄せられているという。また、別府のほうには、福岡市や宮崎市、都城市から全国から視察があり、電話の問い合わせも40件を超えたと。今後は、システム改善や転入・転出などの他の業務も適用できないかを検討すると。担当の柏木さんは、負担が減ったという声を聞くと嬉しくなる、市民に寄り添う気持ちを忘れず、小さな改善を積み重ねていきたいと話している」という新聞記事でございました。ちょっと新聞の記事を読んで時間を稼いでいるように思われますが、そういうすばらしい記事だったので、ちょっと報告させていただきます。

改めて、壱岐市内での現状ですね、幾つか御報告、お願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 15番、赤木議員の御質問にお答えいたします。

先に、優良事例を御紹介いただいたものですから、若干、検討を要するところもあるかもしれませんが、壱岐市の現状について御報告しながら回答させていただきたいと思います。

まず、壱岐市内で令和2年1月、2月にお亡くなりになられた人数についての御質問ですが、1月届け出の死亡者は51人、2月届け出の死亡者は55人で合計106人となっております。ちなみに、昨年4月から今年2月までの11カ月間の死亡者は430人となっております。

次に、壱岐市内に住所がある方がお亡くなりになった場合に、行わなければならない手続の内容等についての御質問ですが、各種手続については、死亡届出の際に、御遺族の方へ死亡届け出後の手続についての御案内といたしまして、一覧表にした文書をお渡ししております。

また、閉庁時におきましても、日直者よりこの書類をお渡しし、諸手続が必要な旨をお伝えしているところでございます。

御案内しております内容ですが、保険、年金、障害、医療、税、水道、印鑑登録、ケーブルテレビなど11項目でございます。具体的には、葬祭費支給請求、高額療養費の申請、受給中の年金の未支給年金の請求、介護保険の資格喪失届、各種障害者手帳の返還届、福祉医療受給者証の

返還届、固定資産納税義務者変更届、水道給水装置関係事項変更届、市営住宅入居者異動届等、印鑑登録証等の返還、ケーブルテレビの契約に関する手続の御案内などがございます。

次に、手続等で1人が来庁する回数は、約何回くらいと推測するかとの御質問ですが、死亡された方の同居の御遺族本人が来庁された場合は、先ほど申しました届け出の内容等につきましては、通常1回でございます。別世帯や代理人の方が来庁された場合は、1回から2回程度という状況でございます。

次に、手続等の届出書は、約何枚くらい記入するかとの御質問ですが、1つの届け出に対し、通常1枚でございますけれども、付属書類が必要な場合もございます。

次に、手続対応は1カ所で対応可能かとの御質問ですが、御案内しているものについては、1カ所で可能でございます。

また、各支所はもちろん湯本、箱崎、那賀の3事務所においても同様でございます。

最後の、死亡手続専用で対応できる窓口の設置を検討してはどうかとの御質問ですが、死亡後の手続だけを見ると、市全体で1日に2.5人の受付があり、現在4庁舎及び3事務所において保険、年金関係が主となりますが、関係課と連携し、対応を行っています。また、その際、手続人にそれぞれの窓口に行っていただくのではなく、各担当職員が来庁された窓口へ伺い、説明することといたしております。

また、関係書類につきましても、今は電算のほうで、ある程度記入したものに最低限の内容について記入をいただく程度でございますので、死亡手続専用の窓口と同様の機能を果たし、来庁者の負担軽減をそのように図っているところでございます。現段階では、専用窓口の設置までは考えていないところでございます。

御遺族、御家族の皆様には、多数の手続でお手を煩わすところでございますけれども、御理解をお願いしたいと思います。

苓崎市といたしましても、これまでも改善には努めてまいりましたが、今後ともできる限りの住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 私自体が正直言いまして経験がないので、その経験がない関係上、なかなかリアルなお話ができないんですが、実はその伺った人たちからすると、これは主観なんだろうけど、非常にもう手間がかかったと、面倒くさいと。必要な書類なので、それは記入することはやはり義務であったり必要なので、やっていただければいけないところではあると理解しつつも、やはり、どこにじゃあ負担感があるのか、負担感ですね、どう感じるのかというところだと思います。それは実は、私自体が経験がないというところという、いわゆる経

験をされた方といっても何度も経験するわけではないので、やはりそこをどう聴取するか、意見を聞くか、どういうところが困ってあるかというのは、その都度やはり担当された方なり、実は職員さんの方で、ちょっと話が前後しますが、日直された方だと、何かここはちょっと改善した方がいんじゃないかなという思いがあるのではないかなと思います。例えば、ここにおられる部長さんたちも、若いころに日直していたら死亡届来たけど紙1枚渡して、んー、これちょっと僕はわからないんで後日来てくださいということはないとは思いますが、そういうことがあったりした経験があるのであれば、やはり現状どうであるかというのを、しっかり改良をすべき点を考えていただきたいなと思っています。

今、御答弁いただいたところで、実は具体的に、じゃあここをこうせろ、あそこをこうせろというのは、じつは私も本当なかなか理解ちょっとしにくいところがあって、何か無責任ではあるんですが、実際その場で担当された方が、この別府市の場合は、若い職員さんたちが、少しでも市民側に寄り添ったサービスを提供できないかという提案から、こういうふうに至ったというところですので、最初に言いましたが、高齢化して字を書くのも大変で、庁舎に行くのも大変、じゃあゼロ回で済ます方法はあるのかと、そうは言いませんが、字を書くのが大変、来庁するのが大変、例えば身寄りがないから車で行かずにタクシーで行く方もおられる、島外におられて家族もあって、なかなかしょっちゅう壱岐には来れないとか、やはりいろんな点が出てくるわけです。そこら辺をもう一度精査して、市民サービス、先ほど葬斎場の話でも出ましたが、市民へのいいサービスを提供するためにいい施設をつくるということにも当たりますが、市民がやはり壱岐市の対応のすばらしさを、この別府のように新聞記事になるような取り組みをしていただきたいなと思っています。

いろんな話が出てくるんですけど、その別府の話じゃないんですが、今回、死亡届以外にも転入・転出、これからいろんな手続が行われるちょうどシーズンになっていきます。そういう手続を行うときに、いかにワンストップで、いかにシンプルで、市民の方が何度も何度もという負担感がなくなるかというのは、いわゆるサービスなんです。そのサービスというのは一体何かというところですけど、民間とまた行政と比較すると、なかなかちょっと言葉足らずだと反感を買うところですが、サービスというのは形がないんです。だから形がないものをどう相手に評価してもらうかというところなんです。相手にサービスを提供するときに、サービスという言葉は相手のために尽くすということです。形がないですから、心を持って接するというのがサービスだそうです。市民の方が負担感を感じるというところであれば、どうそこを改善して市民の方に寄り添ったサービスができるかというのは、実はサービスに限度はないと言います。どこまでがよくて、どこまでじゃなければいけないとかじゃなくて、限りなくそれは、サービスというのは相手が満足していくためには、努力して改善し続けなければいけないところです。じゃあ、ず

っとか、というところですが、ある程度まではできるというところはあると思います。若い職員さんたちも多いですので、今後壱岐市が、例えば人手が少なくなってきた、どうしても業務を効率化しなければいけないときにも、今みたいな問題点が絶対出てくるはずで。1日でも早くそういうところを改善して、市民のために寄り添うサービスと、そして、実は職員の方々たちも、そこを手際よくできるシステムに改築、変えていくことによって、自分たちが本来ほかの仕事に時間を使うことも十分できることに変わっていくと思います。

実はサービスというと何かというと、私もちょっと、この死亡届と言葉が合わないかもしれませんが、ですけど、痒い所に手が届くという、細かいところまで注意が行き届く、そういう手落ちのない様子のことを言うそうです。いわゆる市民が、あーちょっと困っている、んーそこちょっと痒いけど、もうちょっとそこが搔いてほしいなと思うような、そこをしっかりと探っていって、市民の方たちの声を聞いて、ぜひ改善して実現していただきたいなと思っております。

1点、私も月1回ぐらい壱岐病院に通っているんですが、時間のあるときに壱岐病院の投書箱の答えが張ってあるのを見ます。結構リアルな感じで書いてあります。リアルというのは、もう個人名を書かんばかりな診察時の看護師さんの対応とか、私語が多いとか、そういうことを具体的に書かれているコメントを見ます。やはりそういう患者さん、市民がそう思っていることは出されて、それに対して壱岐病院は誠実にその答えを出して、改善して、現在の壱岐病院があると思います。

実は今回、もう本当、どう取り組むのかと具体的に聞きたいところではございますが、今後、そこはしっかり私も見て、市民の方からの声を聞いて、また、機会があれば現状とどう変わったかを質問していきたいと思っております。

ちょっと私の思いですね、市民サービスにどこまで寄り添っていくのか、そういう痒い所に手が届くような壱岐市の取り組みと、職員の方々の思いをどうやってまとめていくのかというところを、市長がどのように今後リーダーシップを取っていかれるのか、ちょっとお答え願いたいんですけど、市長、何か答弁はありますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問でございますけど、窓口というのは住民に直結した場所でございます。この死亡に関する諸手続はもちろんのことでありますけれども、全ての業務について、窓口対応は特に、やはり常に検証しながら住民の方々の便利のいいように、そういった対応していくということを心がけてまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） そうですね、死亡届に関しても、本当お亡くなりになる方が年間500人近くおられて、それぞれその対応をしているのは窓口の職員さんです。本当に業務的

には大変な業務で、市民の方への気持ちも配慮しながらの、いろんな事務の手續だと思いますが、やはり同じこの壱岐の島に住む人たち同士のやり取りですので、やっぱりお互いに気持ちよく生活できて、この島に住んでよかったと思えるような島をつくっていくためには、お互いに意見を交わして、いい方向になるように取り組んでいただきたいなと思っております。どうぞ本当に市民のためになるような取り組みを、積極的に進めていただきたいなということを希望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時46分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 音嶋 正吾君） 通告に従いまして、7番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。

きょうは、私ペンダントではございません、これはコロナウイルスを除去する防御するペンダントでございます。きょうは、家族から、もう65に近いから抵抗力がないから、くれぐれもコロナに感染しないようということでもういただいております。

それでは、通告によりまして、大きくは2点、まず第1点目といたしまして、壱岐市総合計画の策定についてお尋ねをいたします。

壱岐市総合計画というのは、行政のまずヘッドに当たる規範であるというふうに我々が位置づけをいたしております。そうしたことで、まず総合計画においては、何を実現するのか、目的ですね、将来のまちづくりはどうするのか、これは将来像ですね、そして、実現することが大まかな枠組みを設定せねばいけない、これは大綱、そして、地域の潜在能力を活かした計画にすべきであると考えますが、どういうプロジェクトチームを立ち上げて、第2次総合計画におきましては、国のほうに提出期限が非常に短かったために拙速な面もあったかもしれませんが、第3次総合計画におきましては、十分時間があっております。どういう経緯で策定をされたのかお尋ねをいたします。

また、第2点目として、地方創生の一環であります、まち・ひと・しごと総合戦略とリンクして、人口減少並びにSDGs未来都市とリンクさせた計画とすべきであったと考えますが、どのようにして2次の検証をして、そして3次計画を策定されたのか、すなわちPDCA、プラン、ドゥ、チェック、アクションこのサイクルをいかにして反映されたかお尋ねをいたします。

3点目としまして、壱岐市はSDGs未来都市に選定をされております。持続可能な地方再生をさせるということが、まず前提であろうと思います。しかし、これ地方によって、何を持続可能な地方再生の起爆薬とするのかというのは、千差万別であろうと考えております。

そうした中で、何に主眼を置いて、何を核として総合計画を策定されたのか、この3点について、簡潔明瞭なる答弁をいただきたい、簡潔明瞭なです。まず申し上げておきます。一般質問とは、議題に関係なく行政全般にわたって議員主導により政策議論ができる、議員活動にとっては意義ある発言の場と理解をいたしておりますので、あくまでも私が答弁を求める、そして指摘をする、そして提案をするというふうに申し上げますので、答弁をするという内容に関して明確に答弁をいただきたい、あとのことに関しては、るるお述べにならなくて結構でございます。

以上、3点に関する答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 音嶋議員の壱岐市総合計画策定についての3点の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の壱岐市総合計画作成のプロセスについての御質問でございますが、第3次壱岐市総合計画は、現行の計画が平成27年度から令和元年度までの5カ年計画であるため、十分な策定期間を確保するため、平成30年度から着手し、平成31年1月28日に総合計画審議会に諮問いたしました。審議会の委員構成は、前回の各分野からの委員に、新たに子育て団体や福祉団体を加えた委員構成とし、合わせまして公募委員の選任をいたしました。

その後、審議会を5回、委員の中から選任したワーキンググループによるワーキング会議を2回開催いたしました。審議に当たっては、広く市民の皆様の御意見を反映するため、市民、事業所、高校生アンケートを実施し、素案の段階でパブリックコメントを実施いたしました。委員皆様には、熱心な御審議をいただき、さまざまな分野から御意見を賜り、非常にすばらしい計画の答申をいただき、策定に至ったところであります。

次に、2点目の第2次総合計画の検証結果を第3次総合計画策定の過程において、PDCA手法を反映させたのかとの御質問ですが、これまで、まち・ひと・しごと創生会議におきまして、総合戦略の効果検証を行っております。また、評価の客観性を担保するため、壱岐市行政改革推進委員会におきまして、総合計画の施策の成果等について、第三者の立場から評価を行っていた

だいております。これらの検証結果を踏まえ、各部署におきまして、第3次総合計画の策定を行ったところでございます。

今後もPDCAサイクルを着実に実行していくとともに、基本目標や重要評価指標KPIの数値目標をもとに実施した施策、事業の効果を検証してまいります。

次に、3点目の御質問でございます。総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本であり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であります。今回の第3次壱岐市総合計画においては、総合戦略を統合し、SDGs未来都市計画と整合した計画となっております。壱岐市の将来像、将来の目標を明らかにし、SDGsで言われております持続可能な開発目標を意識した計画を作成したところであります。本計画の基本理念を誰一人とり残さない協働のまちづくりと掲げており、それを実現するためには官民協働が重要であり、各分野横断的に取り組む必要があります。

また、本計画においては、人口が減少しても、持続可能で豊かに暮らせる社会経済モデルを構築することを基本に、その実現を図るため、定住対策や結婚から出産、子育て支援、UIターン施策、関係人口増加策などの施策を策定しております。今後、本計画の施策の実行と各分野の目標達成に向け、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 非常にお褒めをいたしておきます。こういうふうに簡潔明瞭に答弁をいただきたいんです。今のは、お褒めをいたしておきます。

認識としては、私と共有しております。間違いございません。ところで、基本理念はいいわけですが、この壱岐市総合計画を策定するに当たって、私は一つ疑問に思うことがあるんです。平成30年度に第3次壱岐市総合計画策定支援業務といたしまして、平成30年度予算で500万円、令和元年度委託業務費用で488万2,000円、総合計画策定支援業務費、公益財団法人ながさき地域政策研究所合計で988万2,000円支出をされております。これは何に使ったんですか。

まず、私が心配しておりますのは、今言いますように、いわゆる総合計画諮問委員会を立ち上げた、そして公募をして、委員を選任をし、ワーキンググループをつくって協議をし、そして、アンケートを実施してつくり上げたと申されましたね。ですから、この諮問委員会に諮るたたき台を、この委託としているのではないかと、そして諮問委員会で最終的にまとめた議論の結果を、再度ながさき地域政策研究所に推敲して成案として上げたのではないかとということ、懸念をしておるわけでございます。こういうことを仮にしておった場合、まずその有無に関してお尋ねします。何をこの委託業務として上げたのか、その件だけ、何を平成30年と令和元年に支出した委託業務の内容についてお尋ねをいたします。これに関しては、簡潔に。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 委託業務の内容につきましては、アンケート調査、それからたたき台等につきましても委託をしております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） アンケート調査の集計ですか。アンケート調査の内容の草案ですか。もう一度。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） アンケート調査につきましては、アンケート調査の素案の内容と分析、それから統計までお願いをしております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 企画振興部長、1,000万円近い金があるんですか、アンケート調査の要する金で。なぜそういった第3次総合計画を策定する平成30年度にアンケート調査するならば、令和元年度にアンケート調査するのが筋じゃないですか。市として総合計画をまとめ、立ち上げたのは、令和元年度でしょ。いわゆる諮問委員会を立ち上げて協議したのは、違いますか。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 総合計画審議会は、先ほどお答えをいたしました、平成30年度の31年1月28日に総合計画審議会に諮問をしております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 地方創生が始まってから、国はこのいわゆる総合計画のコンテストみたいに、国の考え方に沿う計画を割と求めているような気配があります。ですから、全国の約77%の団体が、素案づくりにコンサルタントにかけているこれは実態があります。これは調査結果でありますから、ですから私はこの総合計画の仮にそういうことがあるとするならば、直接的に取り組むのは市の職員、市民一体となって初めて、この総合計画の果実が得られるわけがあります。それを仮に申しますよ、コンサルタントにかけてやるならば、立派なそれこそは文面の書類ができるでありましょう。しかしそれは、客観的に取り組む人間が草案したものであるから、実になることはないというふうに考えております。これは、私から警鐘を発しておきます。こういうことはあってはならないよという提案であります。あってないとするならば、絶対にそんなことかけていない、要するにアンケートだけであると断言できるならば、答弁をいただきたい。していないと、全くしていないということであれば、答弁をいただきたい。これは答弁を求めています。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 先ほども申し上げましたが、委託業者に若干のたたき台は上げてもらっております。その後、各部署におきまして、分野別の目標とか施策等につきましては、各部署で協議を重ね、この文章になっております。

また、計画につきましては、計画ありきではございません。この計画をいかに実行させるかが必要でございます。その計画を来年度から実行させるために、各市民協働でこの目標達成のために努力したいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） コンサルにかけて総合計画はつくっていないということを断言されましたね。よし、わかりました。それなら信頼をしましょう。一応信頼をしましょう。

仮にそういうことがあるとするならば、私はあつてほしくないなと思ってますが、何の役にも立ちませんから。地方自治体は、少しでも財政的に厳しい状態ですから、国の施策にのるようにすぐ予算に飛びつきたがります。しかし、それが本当にその地域に寄与するものであれば、私は飛びついていいと思うんです。

やはり、何はともあれ、地域の潜在力を生かして、その地域でなければというオンリーワンの施策、目的を持ってやるべきであると思うんです。目的というのは、最終目的、最終のものです。市民の幸せと壱岐の限りない発展が最終目的であろうと。目標というのは方向性であって、ベクトルです、これは手段であります。そこら辺をはき違えないように、今後とも総合計画の戦略を練っていただきたい。

非常にコンサルタントの委託業務が多いのが目につきました。企画振興部の事業のコンサルタントにかけたものを、私もここに持っております。かなりの委託があっているなというふうに思います。後ほど申しますが、壱岐ケーブルテレビ、ふるさと商社の納税プロモーション事業業務、これも委託であります。壱岐市生涯活躍まちづくり推進協議会運営業務、これも委託であります。これはプロモーションですから、宣伝とかそうしたものでありましようから、これ福岡地域戦略推進協議会と、ですから福岡市からこれは壱岐市にIターン、Uターンを推進するためのいわゆる事業であろうというふうに私は認識をしておりますが、なるべく自前でそれぞれの職員が主体性となってやれば、私は実り多きものになると思うんです。それだけの職員さんは、博識と見識を持った市職員がいっぱいいるわけです。そこでやはり試行錯誤して汗をかいてやって、初めて果実になるというふうに私は思っております。そうした面に関して、要するに市役所だけぼんぼんぽんと走るんじゃなくて、市長、簡単に申しまして、機関車だけがしゃんしゃん走って、あとの客車が切り離されてしまう。いわゆる連結器が崩れていったら何もならない。機関車と市民が一体に連結して、初めて地方の発展が望めるというふうに思うわけであります。

壱岐市にとってSDGsとは何か、持続可能な開発目標とは何か、それぞれに違うと思います。

それは、地域の潜在性を生かした取り組みをいかにしていくか、そして今現在、私が考えておりますのは、ベースとなる壱岐は何でここまで発展し、けん引してきたのかといいますと、やはり一次産業は核として、そしてきのう久保田議員からもありましたが、新鮮な海の幸、そして安全・安心な食、それを通じて観光産業がクラスターの的に広がり、そして地域の商業も皆さん方も潤うと、そうした社会の構図というのは、私はいつの世になっても壱岐の独特の文化であり、生活パターンであるというふうに考えております。

こうした基本理念というのを一丁目一番地として位置づけることが、私は何より必要ではないかと考えるわけですが、この私の考え方に対し、包括的に市長が次の4選出馬をしておられますので、簡潔にそうじゃないんだと言われるならそうでしょうけど、簡潔に何かありましたら答弁を願いたい。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員が御指摘をまず受けました、機関車と以下の客車が離れているんじゃないかということございました。決してそういうことはございませんで、機関車とあとの列車はしっかりと連結をしていっておるということを、まず申し上げておきたいと思います。

それから、壱岐市が現在こうして発展してきたのは、まさにおっしゃるように、農業、漁業を中心に第1次産業、これがけん引してきた、そこに非常に今危機的な状況にあるということも認識をいたしております。そしてまた、SDGs、2030年のあるべき姿、そして誰一人取り残さない開発目標だということをしっかりと勉強し、そして職員全てがそれを勉強することも理解することも当然でございますけれども、市民の皆様にはそれは何なのかということを丁寧に説明していかなければいけないと思っております。そのしかしそのSDGsの基本となる、それはやはり私は地域の住民の皆様であると思っておりますし、まちづくり協議会そのものであると思っております。まちづくり協議会がしっかりと機能を果たす、そして誰一人取り残さない、そして同じ目標に向かっていく、そういった社会を築きたいと思っている次第であります。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。私も機関車と客車、その連結することが、何より大切であろうと思います。執行部だけしゃんしゃんしゃんしゃん走って市民は取り残されると、そんなことをあつてはならないと、それが一番行政に課せられた課題であり、協働精神の原点であると考えております。今からお互い政策を論争され、次の時代を担うリーダーが決まることでありましょうから、やはり私たちは、「信なくば立たず」と申しますが、やはり信頼関係こそ全てであるということを御提案申し上げ、次の質問に移りたい、そのように考えております。

続きまして、何を通告しておりましたかちょっと見ます。3期12年の白川市政の検証につい

てということで通告をいたしております。白川市長はこの１２年間、１期目のときに焼却場し尿処理場整備光ケーブル整備など、そしてまた２期目においては、壱岐市民病院を長崎県病院企業団に移行、全国離島振興協議会会長就任、有人国境離島法施行に貢献する、そして３期目はこころ医療福祉専門学校誘致、芦辺小学校、芦辺中学校新築、三島の放射線防御施設建設、壱岐市葬斎場建設、そしてSDGs未来都市選定を受ける、日本初の気候非常事態宣言議決を得るというような事業に取り組みました。ハード事業及びソフト事業にも取り組んでおられます。

私は、白川市長市政の２期目の最後の議会において、次のように一般質問を述べております。

「２期目に数々の政策の種をまき、芽が出て立派に咲いたものもあれば、また時間を要することもありましょう。それらの政策の種を見届け、さらに新しい芽を植えるべき苗を植えるべき新しい挑戦に堂々と挑んでいただきたい」と、熱いエールを送っております。これは２期目の最後の議会で私は述べております。後で議事録を見ていただければ、うそは言っておりません。

ところが、３選を果たされたときに、これだけの事業をされた反面、あつてはならないような私は思いでもございます。選挙で対立候補を応援した建設業者に対し、信頼関係を損ねた等々の理由で、指名を回避されるという、種は種でも暴挙と言わざるを得ない火種をまき散らかされたこともあったというふうに記憶をいたしております。私はまさにこのことに関しては、個人的に権限を逸脱した権力の行使であると言わざるを得ないというふうに考えたものであります。

ジョンアクトンの格言にこのような言葉がございます。「絶対的な権力は絶対に腐敗する。みずからの都合のいいように権力を行使できるようになると考える者は、みずからの思いに任せ、みずからの欲求のために権限を行使する」と。

私は権限と権力のはき違いは大変なことになるなど。本来組織という行政機関というのは、権限があっても権力は存在しないというふうに考えております。責任を果たすために権限を必要とし与えられております。権力は与えられていないというふうに思うのであります。

こうしたことをつぶさに我々も反省をしつつ、「満は損を招き、謙は益を受く」と申します。慢心な心はいいことはありませんよと、謙虚であればいいことがありますよという言葉もございます。そうしたことを我々の肝に銘じながら今後やるべきじゃないかと。いいこと、市長の貢献されたこともあります、逆にそうした非常に市政を混乱させることもあったというふうに考えております。

２点目として、合併特例債の充当について、いわゆる合併特例債の使途は、箱物とかそういったものに、割と充当が主であるということは私もわかっております。壱岐市は今日までハード事業で、これは、平成３１年の３月会議でも申し上げましたが１５９億４，０００万円、ソフト事業で２２億４，７３０万円、済みません、合併特例債の発行限度額が今申し上げた金額であります。平成３０年度末発行総額が１５５億７，４４０万円という内容であります。

そうしたときに、これだけの金を投じた割に、産業基盤のなかなか整備ができなかったということは、私は紛れもない事実であつたろうと思うわけです。財政基盤が弱いので、どうしても合併特例債に頼りがちであつたというのは否めない事実であると思うわけです。

私は、将来への投資をするならば、常々申し上げました辺地債、過疎債においてやるべきではないかというふうに申し上げましたが、そこら辺はやはり市長との見解の相違があつたのかなという思いもございます。

これだけのいわゆる投資をした割には、市民所得が非常に上がっておりません。これは総務省のデータであります、まず所得という意味を皆さん方に、市民の皆さん方にもわかりやすく説明をいたします。収入から必要経費を引いたものが所得であります。市長は2008年に就任されております。2008年のデータはちょっと持ち合わせておりません、私も。2010年の壱岐市の所得は251万9,475円であります。1,750自治体のうちの1,202番目であります。そして、2018年の壱岐市の所得は249万3,656円あります。これは、全国1,741団体のうちの1,431番目あります。この間には、いわゆる実質所得、物価上昇を勘案しない、これを実質所得といいます、約物価指数が1.2%ぐらい上昇しております。

2008年と2018年を比較した場合に。それにしてもやはり総所得は逆に減っておるわけがあります。ここら辺で私がシフトをすべきというのは、産業基盤、将来に対する投資をすべきではないかと、ダイナミックにすべきではないかと、これだけ所得が落ちておるわけです。いうならば、緑内障になった人間に、2階から目薬を差すようなことをしても効き目はありませんよと。これはちょっと例えが悪いかもしれませんが、私はそのように考えるのであります。今後はどのようにシフトされるのか、いやそうじゃないんだと言われる、この2点目に関してどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

次に、通告をいたしております3点目の件に関してお尋ねをいたします。

これはケーブルテレビの移行に関する問題でございます。このケーブルテレビの移行に関しましては、いろいろ紆余曲折がございました。私はこの問題には毅然として、移行に関して約1億5,000万円の税金を投入せざるを得ない、それは機器の買い上げもございました。そして約弁護士費用が着手金で500万円強でしたね、そして成功報酬合わせて1,100万円になっております、そうですね。そしてこの成功報酬に関しては、令和元年12月の会議で債務負担行為を行っております。私たちの認識不足で申しわけないんですが、弁護士費用と出ておればわかったんですが、難しい電気事業推進事業とかありますので、これは議員として私の落ち度であります。ここでぴしゃっとくぎを打っておけばよかったんですが、今となつては後の祭り、議決をしておりますので、いかんともしがたい、歯が痛い限りであります。

しかし市長、もったいないですね。こういうふうに指定管理者が変わるたびに、これだけの巨

費を血税から出さなければならない。まして、崩してはおりませんけども、合併振興基金をその当時は充てるといふような説明でありました。財政課長は崩していませんよと言いましたけども、財源として充てるといふことには間違いないわけです。確かに合併振興基金というのはソフト面でつんでおります、前年度末までに償還した金額は、今、壱岐市の合併振興基金条例によりまして、そして今の制度によりまして、取り崩しは可能であるということは、私も十分承知をしております。あつてはならないなと思います。市長に、やはり私ばかり言ったら答弁の機会を与えんで指摘ばかりしておると言われたらありませんので、あと8分残っておりますから、5分ぐらいでまとめていただけないですか。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、音嶋議員の御質問にお答えします。

まず、3期12年間の白川市政の検証についてということで、1項目めでございます。権限と権力の執行の見解だということでございます。権力というのは、相手がどう思おうと有無を言わず服従させるというのが権力でございます。音嶋議員の一般質問で、いつも語彙力が豊富でございまして勉強させられます。そういった中で、私は、権力というのは行使はあり得ないんだと思っております。権限というのは、限られた範囲で、あなたはそれをしていいですよということが権限でございます。ですから私は、権限を行使をいたしまして、先ほど音嶋議員の御指摘の行為が権力の行使だと、そうではなくて、私は条例に基づく権限の中での行使だったということで、それが果たしてそれが逸脱しているかどうかということについて、今、司法の場で検証されておることございまして、それはそれを待つということにしたいと思っております。

また、その3期目の私の実績につきましては、お褒めの言葉をいただきましてお礼を申し上げます。

2点目につきまして申し上げますが、2点目は、いわゆる合併特例債を充当して箱物整備に奔走していると、核となる産業整備が置き去りになっているんじゃないかという御指摘でございます。

御承知のとおり、合併特例債につきましては、合併市町村が新市町村計画に基づいて実施するまちづくりのための公共施設の整備、統合に要する経費の充当財源でございます。今まで一支国博物館あるいはクリーンセンター、汚泥再生処理センター、情報ネットワーク施設、いわゆる光ファイバーでございますけれども、あるいは耐震化等々、御指摘のように159億4,000万円の発行限度額いっぱいとなる見込みでございます。

そういった中で、先ほど合併振興基金を使うんじゃないかということでございます。この合併振興基金につきましては、御存知のように、その利益を果実を使うというのが当初の目的でござ

いました。しかし今は、制度が改正になって、その振興基金そのものも取り崩していいよというふうになっております。うちで今22億円がその限度でございますけれども、それにつきましては、やはりおっしゃるように、ちゃんと内容を精査して事業を精査して運用していきたい、充てていきたいと思っている次第であります。

3点目のケーブルテレビの指定管理者の選定及び一連の移行手続についてでございますけれども、これにつきましては、本当に勉強させられました。契約の契約書どおりにいけば、もう何を言うんですかと言える、私はそういう完ぺきな契約であったと思っているんですけど、しかし法律というのは難しゅうございます、いやそうじゃないんだという訴えられれば、やっぱり争いをしなければいけない。そうするといつまでたっても解決がつかずに市民の皆様に迷惑をかける、そういったことで苦渋の判断で、この今回合意をしたわけでございます。その間の事情については、議会にも十分御説明をしたと思っておる次第でございます。

しかし、この今後の今までの壱岐市ケーブルテレビ、いわゆる関西ブロードバンドとの協議の中で疑義が生じた。これは、事実でございます、今後、次期の指定管理者の公募等々に疑義が生じないように、今回の一連の手続を検証して、十分反省して、今後そういうことがないように努めてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 市長も時間いっぱい使って、るる発言をされるかと思いましたが、なかなかぴしゃっと時間を守れましたね。ありがとうございました。

実は、ケーブルテレビでもう1回言います。これは本田企画振興部長もよく聞いてってください。いわゆる弁護士費用で着手金が533万5,000円支払われ、そして、報酬金として支払われたのが566万5,000円、これは済みません、予定ですまだ、執行していないから、合わせて1,100万円。しかし、再構築に伴う更新機器等設計管理業務費、いわゆる市長が6億6,000万円の補正予算を出された、相手と交渉するために、こっちはね、あなたが従わんなら全部やりかえますよというための費用ですね。これに946万円業務委託をしておるわけですね。ですから1億7,125万円この事業でかかっているわけです。これは終わったことだからどうこうじゃなくて、真摯にやはり行政の落ち度もあったよというならばいいけど、企画振興部長はこう私に言った。「行政責任はなし」と、この前の会議のとき言われました。多額の税金を投入した事態に行政責任がないと、そんなふうじゃ誰が責任とるんですか。コンサルタント業務に投げて、コンサルタントには何も企画だけ与えたら責任とる必要ないじゃないですか。それは、僕は身勝手と思います。このことだけは指摘をしておきたい。

そして、今回壱岐市が取り組んでいますSociety 5.0、いわゆるこれは難しい言葉で

す。皆さんにも市民の皆さんにも説明をしたい。S o c i e t yというのは社会というんです、社会。第1の社会はいわゆる狩猟社会、農業社会へという農耕革命の時代であったと、それが第2は18世紀末から産業革命、いわゆる蒸気機関車が走ったりなんかする、そうした産業革命の時代であった。

次に、今度は第3、第4というのは情報、IT社会ですよという、今回は超スマート社会、S o c i e t y 5.0とありますが、こうした社会です。今、僕たちでも、土谷議員も言っておりましたが、ついていけません。いわゆるそういう社会を国はつくろうとしているけども、私たちのような過疎地域におる、私ももう間もなく65になります。パソコンとかタブレットに、一生懸命着いて行きよる人間が、どけこれ着いて行くのですか、どこにシフトを置くんですか。もっと優しい、そういうお年寄りにでも、私たちのようなわからない無知な人間にもわかりやすい、今後行政を推進していただきたい。そして島に住む幸せとは何かを、もう一度原点に立ち返って考えていきたい、そのことを強く要望しますし、私自身マイノリティ派の少数議員であります、苦しくても義を失わないという信念を持ち続け、今後とも議会活動が続けていきたい、このことを宣言いたし、一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

午後1時51分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 山川 忠久君） それでは、令和2年3月会議、2日間にわたる一般質問ですが、最後の登壇者です。どうぞよろしくお願いいたします。通告に従いまして、1番、山川忠久が一般質問をさせていただきます。

今回は、感染症対策についてと題しまして、新型コロナウイルスとヒトパピローマウイルスの2つについて質問をします。

それで、大きな項目で通告をしておりましたが、コロナウイルスとHPVとは話の性質が違いますので、まずコロナウイルスについての質問を終えたら、それに対する答弁を求めたいと

思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

新型コロナウイルスにつきましては、きのうも2名の先輩議員が同じ質問をされましたし、たびたび、ほかの同僚議員よりも言及がっております。重複することもあるかと思いますが、丁寧に議論を進め、理解を深める努力をしていきたいと思っております。

今、世の中は自粛ムードに包まれています。こうした空気は来週9年目を迎える東日本大震災、そして、4年前の熊本地震でも感じていたようなことではありますが、震災時には、そうした空気の中でも秩序を重んじ懸命に助け合う人々の姿が見られ、日本人の美德にも注目が集まりましたが、今回は、マスクの転売、トイレットペーパーの不足を引き起こすデマなど、他人への思いやりや寛容さに欠けるさまが目立っているように感じます。

地震もウイルスも、いまだ人類がコントロールできていない領域で起こる自然災害と言えるかと思いますが、ウイルスのほうは被害が見えにくく、どこで起こっているかわからないなどの理由で、皆さん疑心暗鬼になっているのが原因かと思われます。

この一般質問の通告期限から10日がたっており、目まぐるしく状況も変わっております。きのうも政府から、中国や韓国からの入国者を事実上隔離することや、マスクの転売を禁じる方針も発表されました。ここ数日間は、今がまさに正念場であるという表現が使われているのは、人の移動を強制的に制限できない中で、感染経路が不明のまま感染者が至るところで発生することは避けられず、いかに患者の増加スピードを抑えるか、いかに医療体制をパンクさせずに受け入れることができるかということが大事であるということと理解しております。

高齢者は重症化しやすいというデータが示すとおり、壱岐市にとって緊急かつ重要な課題かと思っておりますので、私も質問でさらに市民の皆様とともに理解を深めたいと思っております。

しかしながら、きのうからの質問、そして厚生労働省のホームページでこのウイルスについて詳しくQ&A形式で説明されており、また、壱岐市でもホームページで記載がありますので、1つ目の質問から3つ目の予防方法についてまでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。せっかく答弁書を御用意いただいているかと思いますが、通告から時間がたっておりますので、御理解いただきたいと思います。

通告に書きましたとおり、新しい病原体に対する有効な防御法は、1、検疫、2、公衆衛生的な管理、3、迅速な診断法、4、ワクチン、5、治療法、治療薬、6、各人の免疫システムの6つが考えられると言われていますが、御存じのとおり検疫の段階は既に破られて、かなりの時間がたっております。公衆衛生的な管理についてが大事かと思っておりますので、このウイルスによってどうなるかを知っておくことが不安の解消につながるかと思っております。

まず、この新型コロナウイルス感染症の症状についてですが、人に感染するタイプのコロナウイルスは7種類が発見されており、今回それが新たに見つかったということです。そもそも風邪

の原因の10%から15%がこの7種類のうちのコロナウイルスと言われており、多くの場合軽症でおさまりますが、この新型も症状は比較的軽いし、子供への感染例も少ない、しかし、まれに重症化すると季節性のインフルエンザに比べて致死率が高いと、暫定的にはありますが言われているということが、これだけ騒がれている原因のようです。

感染経路については、感染した人がくしゃみや咳でウイルスが放出され、他人がそれを口や鼻から吸い込むことで起こる飛沫感染と、感染者が咳やくしゃみを手で押さえ、その手で周りのものに手を触れ、そこから感染する接触感染の2つの経路で感染するようです。

また、濃厚接触とは、当たり前と言えば当たり前ですが、距離の近さと時間の長さに関係し、目安としては2メートル以内に一定時間接触があれば濃厚接触ということだそうです。つまり、この議場にいらっしゃる皆様も、濃厚接触をしているといえると思います。

次に、予防方法についてですが、一般的な感染症対策や健康管理に尽きるということで、石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール、できる限り混雑した場所を避ける、換気をする、十分な睡眠をとるなどが重要ということです。ここで詳しくは申し上げませんが、予防効果をうたうデマにより、お金儲けをしようという人たちも定期的に出ているようですので、正確な情報をつかみ、注意していただきたいと思います。

また、マスクについてですが、最新のニュースでは、自衛隊の災害派遣用のマスク100万枚を抛出するというニュースが出ております。この100万枚が十分な量なのか、それとも全く足りないのかというのはわかりませんが、とにかく感染者が咳やくしゃみによってウイルスを拡散することを防ぎ、周りへの感染を防ぐ効果はあるようですが、自分の予防のためにマスクを着用することは、屋内や乗り物など換気が必要な場所では一つの感染予防になると考えられていますが、屋外ではよほど込み合った場所でない限り、それほど重要ではないと言われております。何より、このコロナウイルスだけでなくインフルエンザなどに感染した方や、それから今の時期、花粉症で苦しんでおられる方はマスクが足りない、なのにくしゃみをすると鋭い視線が刺さるということで、大変な苦勞をされていると聞いております。そういう人たちや医療・福祉関係の人たちに行き渡るように、市民の皆様にも御配慮をいただきたいと思います。

答弁をいただきたいのは、この4つ目の質問についてです。今朝もかなり冷え込んで、体調を崩された方がいらっしゃるかと思います。これがただの風邪なのか、それともインフルエンザなのか、ひょっとして新型コロナウイルスに感染しているのかわかりません。とにかく熱がある、体がだるい、咳が出るなど感染が疑われる場合、どのような行動をとればいいのでしょうか。

5つ目の質問、イベントなどの開催について、それから6つ目、港や空港での対応、7つ目、小中学校での対策については、既に方針は示され、きのう答弁をされましたので、ここでは省略をさせていただきます。

以上、やや変則的に残った質問が1つだけになりましたが、長崎県また壱岐市で初の感染者が出るということも、時間の問題ではないかと思しますので、この感染が疑われる場合の行動について教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 1番、山川忠久議員の御質問にお答えをいたします。

（1）新型コロナウイルス対策について、その中の4番目でございます。感染が疑われる場合どうすればいいか、ただの風邪の症状でも過敏になり、病院で受診すれば医療現場の対応に限界をきたすおそれもございますが、感染が疑われる場合は壱岐保健所が相談センターになっておりますので、お電話をいただきたいと思います。

感染が疑われる場合とは、風邪の症状や発熱が4日以上続く方、高齢者や持病を持っておられる方や妊婦の方は、この症状が2日以上続くときです。

また、症状の出初めに医療機関を受診をされるときには、事前に医療機関に電話を入れていただきまして、その指示に従って受診をしていただきたいと思いますと考えております。

市民の皆様方に気をつけていただくことは、規則正しい生活を送る、正しい手洗いでこまめに手を洗う、発熱等の風邪症状があるときは集団の場を休む、風邪症状が見られたら毎日体温を計るということでございます。

感染経路が不明の感染がふえておりますので、市のホームページやケーブルテレビなどの情報を参考にされ、正しい知識を持って対応をお願いをしたいと考えております。市民の皆様も御協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。

この4番目の質問をしたのは、実は、今週頭ぐらいから島内在住の友人が咳が出て熱が下がらないと、これは直接会ったわけではなくで、メッセージでやり取りをしていたんですが、最近島外にも出たことがあるし、ちょっと怪しいということで、まずは様子を見たほうがいいということを書いておりましたけども、発熱が続くし咳が苦しいのでということで、発熱から3日後に壱岐病院に行ったそうです。インフルエンザの検査は陰性、話題になっているPCR検査はなかったそうですが、壱岐病院の対応が、受診するまでも、そして受診した後もほかの来院者との接触がないように配慮されていて、検査室の対策も完璧に感じたと言われています。

また、治療としては普通の風邪と同じく解熱剤、そして咳を鎮める薬を処方されたそうですが、看護師の方が本人の車まで処方箋を持ってきてくれて、診療代も受付で接触があってはいけないと、体調がよくなってからで結構ですということで、かなり万全の対策をされていることが伺えまして、医師会との連携も含めて、壱岐市の医療体制には非常に頼もしく感じたところです。

ただ、本人の指摘によると、告知放送では、まずは保健所に電話をと、今、副市長の答弁でもありました、保健所に電話という放送でしたが、壱岐市のホームページでは、そうした感染したかもしれないとなったときの行動が、示されていなかったように感じたということで質問させていただきました。

先ほど、壱岐市のホームページでコロナウイルスに関連したまとめのサイトを見ておりましたところ、感染症から身を守るためにはというリンクがありまして、そこに飛ぶと、感染したかもしれないときの具体的な行動、今、副市長が答弁されたとおりのことが書かれてあります。これが、本人が見落としていたのか、あるいは、もっとわかりやすい場所に予防とそれから感染したかもしれないと言ったときの行動をわけて、大きな見出しでやっていただければよかったのかと思います。いずれにしましても、きのうの鵜瀬議員の質問でも、ホームページの掲載方法については要望がありましたし、先ほど赤木議員もSNSを活用して、より正確な情報を発信していただけるようにということで提案がありましたので、そういった点を考慮して、速やかな対応をお願いしたいと思います。

また、今回のコロナウイルスに関しては、経済が大きく損害を受けております。島内に限っても送別会の時期ですが、中止を余儀なくされ、飲食店や酒屋、スーパー、そして花束を扱う花屋さんなど、連鎖的に打撃を受けて、観光業も大変な思いをされていると思います。

そうした中で、経済産業省や長崎県が、コロナウイルスによる中小企業への影響を緩和するための資金繰り支援を打ち出しております。詳しくは経済産業省のホームページ、これも先ほどの壱岐市のホームページのまとめの部分にリンクがありますので割愛をしますが、この件の相談について、商工振興課、そしてそれと連携した商工会などにお問い合わせをいただいて、ぜひ十分影響を緩和できるようにお願いをしておきたいと思います。

今回、3名の議員がコロナウイルスについて質問をし、その間同僚議員も多く言及がありました。質問も多岐にわたり、また状況も刻一刻と変化しておりますので、これからも全庁挙げての対応をよろしく願いいたしたいと思います。この件についての再質問はなしです。

続きまして、次にHPVワクチンについて質問をいたします。これは昨年9月にも同じ質問をさせていただきました。壱岐市でも子宮頸がんでお亡くなりになられたという情報をお聞きしております。年間1万人が発症し、3,000人が命を落とすと言われている子宮頸がんは、ほとんどがヒトパピローマウイルスというウイルスに感染したことが原因とされております。ワクチ

ンを接種することで、かなりの確率で予防できると言われておりますが、ワクチン接種後の副反応の後遺症が主張されたため、影響を鑑み、国より積極的勧奨の中止を勧告されております。

昨年9月に質問したときの執行部の答弁は、「厚生労働省が積極的な勧奨を中止、つまり、ワクチンがありますので接種をしてウイルスに感染することを防いでくださいと、自治体から市民へ通知を出すことは控えてほしいという指導があるので、やはり今の段階で、市としてもそれに従うほかない」という御回答でした。しかしながら、昨年12月に、井出庸生衆議院議員という方が、このHPVワクチンについて政府に対して提出した質問趣意書があります。その趣意書に対する政府側の答弁を要約すると、ワクチンの定期接種の具体的な勧奨のあり方については、自治体の裁量に委ねられており、国の勧告も法的拘束力はなく、独自に積極的勧奨に踏み切っても、それによって国から不利益を被ることはないという内容でした。

また、長崎県議会も昨年12月にこの問題の早期解決を求める要望書、つまり、速やかに専門家による評価を行い、積極的勧奨を再開するかどうかを改めて判断すると国は言ったまま、6年以上も方針が示されていない、その間にも多くの人が子宮頸がんを発症しているという、この状況を変えるための具体的な行動を取ってくださいという要望書を出すなど、半年たって状況も変化しております。

そこで質問ですが、希望があれば接種がいつでも可能だと思います。このHPVワクチンの今年度の壱岐市での接種状況、そして壱岐市の姿勢はこれまでどおりなのかということをお伺いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 山川忠久議員の2つ目の御質問、HPVワクチン接種についての御質問でございますが、壱岐市での今年度のHPVワクチンの接種は、現時点ではございません。予防接種については、壱岐医師会の御協力のもと実施をしております、壱岐医師会とも協議をしておるところでございます。

接種後の副反応の対応等について島内に専門の医療機関もないため、今後、勉強会等を開催する予定で考えておるところでございます。

以上でございます。

〔副市長兼保健環境部長事務取扱（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ワクチン接種が実績がないということで、大変残念な結果となっております。また長崎県議会の要望も、県知事に対してではなく、国に対して発せられたもので、これもやはり国の方針というのは重いし、また医師会の意見も尊重せざるを得ないということも

理解しております。

ワクチンの副反応と主張する少女の訴えを、テレビが大々的に報じたことで厚生労働省も勧奨の中止をせざるを得なかったわけですが、ここにきて違った角度での報道も出始めております。以前はとにかくHPVワクチンの害を訴える側の報道が多かったわけですが、ワクチンの有用性を主張する医者意見、そしてそれらに影響されてワクチン接種に踏み切った親子の姿などが放送され、賛成派と反対派の両方の意見を提示して、それを見た人に考えさせられるような内容の報道も見られるようになってきました。

また、以前の質問で、ワクチンを受ける対象は主に中学生女子であるので、学校保健委員会などで取り上げることは可能かと教育長にお伺いしたところ、その可能性は大いにあるという御答弁をいただきました。

そこで、私は現在、石田中学校でPTA役員をしております関係で、先週ちょうど開催された学校保健委員会で、このことについて皆さんの御意見をお伺いしたところ、学校保健医の先生からは先生と保護者、子供たちとこのことについて語ることも結構だが、やはり政治的な判断があって、ワクチンにお墨付きを与えてもらうことが何よりも大切であるという御意見でした。そういうわけで、今回もまた、国の方針に従うと、前回同様の御答弁になったかと思いますが、先ほど勉強会を開催するということでありました。ぜひ、健康増進課長に御答弁をお願いしたいんですが、どういった内容の勉強会をするかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山川みね子君） 山川議員の御質問にお答えをします。

ここに、今答弁をさせていただきましたように、予防接種は効果とリスクがあります。その副反応等のリスクを最小限に抑える、あるいはその対応をするというふうなところが、今、壱岐市の予防接種は医療機関のほうで実施をしていただいております。それぞれの医療機関がそこを対応しないといけないというふうなところがありますので、そういうふうな対応のところ、あるいは薬の効果、そういうことを医師会の先生方とうちが主催で勉強会をさせていただいて、国の方針も少しずつ変わってくるのかもしれないので、そこら辺のところをトータルに考えて実施の方向性、どういうふうな実施の仕方をするかというふうなことは、その部分を含めて考えていこうというふうに考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） 健康増進課長はコロナウイルスの対応でも大変かと思いますが、簡潔な御答弁をありがとうございます。

この問題については、SDGsにもゴールの1つ、3番、健康と福祉、5番、ジェンダー平等の達成などにも深くかかわっていると思っております。壱岐市が強いリーダーシップを取ることは、大

きな前進となるかと思ひますし、今回の勉強会の開催を決定していただいたことも大きな前進と思ひております。この問題の早期解決に向けては、またさらに、ここでも議論を重ねて、市民の皆様を考えるきっかけにさせていただくということだけでも重要かと思ひますので、今後も注視していきたいと思ひます。

最後に、SDG sの話も出ましたので、市長からも一言いただきたいと思ひます。

SDG sの3番、健康と福祉の向上、それから5番、ジェンダー平等に深くかかわっていますので、市長の決意もお伺いしたいと思ひます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まさにSDG s、その3番と5番でございますけれども、福祉と健康、そしてジェンダー平等、これはやはり、そういった予防接種あるいは先ほど来のコロナウイルスの問題等々、やはり皆さんが誰一人取り残すことなくでございますから、皆さんがこういった状況にあってもそれを受けられるような、そういった社会をぜひともつくらなければいけないと考えているところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（1番 山川 忠久君） ありがとうございます。

また、この件に関しては、状況もいろいろと変わってくると思ひますので、また、政府やほかの自治体、あるいはほかの研究機関などの新しい動きがありましたら、折に触れて取り上げていきたいと思ひております。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 本日の日程は終了いたしました。

3月9日及び10日は各常任委員会を、3月11日及び12日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

次の本会議は3月16日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時26分散会

令和2年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和2年3月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第4号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第5号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第6号	壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第7号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第8号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第9号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第10号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第11号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第12号	壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第13号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第15号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第16号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第17号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第18号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第19号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第20号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第21号	令和2年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第22号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会 計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第20	議案第23号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別 会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第21	議案第24号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予 算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第22	議案第25号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第26号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予 算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第24	議案第27号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計予 算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第28号	令和2年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第27	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第28	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (14名)

1 番 山川 忠久君	2 番 山内 豊君
3 番 植村 圭司君	4 番 清水 修君
5 番 土谷 勇二君	6 番 久保田恒憲君
9 番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (1名)

7 番 音嶋 正吾君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君		
副市長兼保健環境部長事務取扱		眞鍋 陽晃君	
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

音嶋議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議会運営委員会から行政調査の報告書が提出されており、タブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。既に記者会見及び報道等により御承知のことと存じますが、新型コロナウイルス感染者の発生について、市民皆様並びに議員各位へ改めてお知らせ

せをいたします。

3月14日、壱岐市において新型コロナウイルス感染者が判明いたしました。感染者は、3月12日に京都市から壱岐市に転入された方で、3月12日11時35分、芦辺港着のジェットフォイルで来島されたとのこととあります。性別は男性、国籍は日本、年齢は30歳代、職業は自営業であります。

大阪市在住の感染者と濃厚接触したとの本人の申し出があり、現在の状況にいたっており、感染者御本人は、現在、感染症指定医療機関へ入院され、適切な管理のもと、治療等が行われております。

また、感染者御本人と12、13日に行動をともにされた濃厚接触者であるお2人については、14日、PCR検査を実施した結果、お2人とも陰性でしたが、引き続き適正な管理のもと、2週間程度、状況を見守ることとしております。

本件に関し、感染者御本人並びに同行されていた濃厚接触者2名におかれましては、感染が疑われると知ってからの迅速かつ他との接触を避けるという懸命な対応により、今のところ感染拡大は確認されておりません。

市の対応といたしましては、現在まで感染防止に向け、市民皆様へ情報提供、市の主催、または関連する行事、イベントを3月末まで自粛する等の対応を実施しております。

市といたしましては、本年2月20日、福岡市中央区で感染者が出たことから、感染者が出ることは避けられないという認識を持っておりましたので、関係機関と情報共有及び連携強化を図り、迅速で確実な対応を実施できる体制をとっていたところであります。今後は第2の感染者を出さないために、引き続き関係機関と連携して対応してまいります。

イベントや会合の自粛、中止により市内経済に大きな影響が危惧されていたところに、今回の事象は追い打ちをかけかねない事案であります。このため、県、県議、市、市議会、並びに島内の経済団体等の代表者が参集し、昨日15日でありますが、壱岐市緊急経済対策会議を開催し、情報共有並びに意見交換を行い、連携強化を図ったところであります。

繰り返しになりますが、壱岐市では関係機関と連携し、万全の態勢をとっております。市民皆様におかれましては、石けんによる手洗いや、手や指の消毒、人ごみの多い場所を避けるなど、おのおのができる感染予防対策の徹底をお願いいたします。

また、正しい情報により正しく恐れることが大切で、根拠のないうわさ等による人権の侵害はあってはならないことです。過度な商品の買いだめ等も控えていただくようお願いいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症は、WHOがパンデミックを表明したように、国難とも言われるものであります。本市においても市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小にとどまりますよう、全市民的な対応でこの難局を乗り切ってまいりたいと思っておりますので、皆様の御理解、

御協力を切にお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第 1. 議案第 4 号～日程第 2 5. 議案第 2 8 号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 1、議案第 4 号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第 2 5、議案第 2 8 号令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算までの 2 5 件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 委員会審査報告書。壱岐市議会議長豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長鵜瀬和博。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

議案第 4 号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案可決。

議案第 5 号壱岐市印鑑条例の一部改正について、原案可決。

議案第 6 号壱岐市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 7 号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 8 号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 9 号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 号壱岐市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 1 号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 2 号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 3 号第 2 期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、原案可決。

議案第 1 6 号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 1 7 号令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 18 号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 22 号令和 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 23 号令和 2 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第 24 号令和 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 26 号令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第 12 号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、これまで直営診療所として、勝本診療所と湯本診療所の 2 カ所を開設し、永年にわたり、それぞれの地域の医療の確保と健康増進に努めてこられた。しかし、近年、利用者の減少と医療体制の維持が人的、経営的に厳しくなり、やむを得ずとし 3 月末をもって勝本診療所を閉院することとなった。

市内の診療体制は偏在化しており、一地区のみに公設の診療所の開設を継続することは不平等と言わざるを得ない。老人福祉施設の嘱託業務を兼務している実情を考慮するも、閉院の方針を早期に検討すべきである。

議案第 13 号第 2 期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、武生水保育所と僻地保育所、芦辺保育所と八幡保育所、石田こども園と筒城保育所において、1 人の所長が複数の保育所長を兼務されている。保育現場における子供の保育環境や職場環境の把握をすることで責任の所在など過重な負担がかかっているため、今後、このような環境を改善し、適正な管理職の配置と有資格者の人材確保に努めること。

議案第 26 号令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、フェリーみしまの更新にあたっては、通常的生活航路としての運行利用計画だけでなく、観光等を含めた航路利用の新たなニーズを呼び起こすためにもフェリーみしま航路事業運営委員会及び三島まちづくり協議会等と将来的な地域の振興策を含め多面的に十分検討し、計画すること。

以上、報告を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑をすることはできませんので、申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。土谷勇二産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 𠂇岐市議会議長豊坂敏文様、産業建設常任委員会委員長土谷勇二。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、𠂇岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。

議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について、原案可決。

議案第19号令和元年度𠂇岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第20号令和元年度𠂇岐市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第25号令和2年度𠂇岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号令和2年度𠂇岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第28号令和2年度𠂇岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第28号令和2年度𠂇岐市水道事業会計予算、水道事業において年々有収率が低下傾向にある。早急に漏水箇所を調査され、有収率向上に向けた施策を講じること。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。小金丸益明予算特別委員長。

〔予算特別委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○予算特別委員長（小金丸益明君） 𠂇岐市議会議長豊坂敏文様、予算特別委員会委員長小金丸益明。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、𠂇岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第15号令和元年度𠂇岐市一般会計補正予算（第8号）、原案可決。

議案第21号令和2年度𠂇岐市一般会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第21号令和2年度𠂇岐市一般会計予算について、1、イルカパークの指定管理業務については、現指定管理者が2年後に自走する計画の検証と監督に努め、イルカ愛護の取り組みを進めること。2、東京事務所の開設については、首都圏における情報の収集・発信に努め、本市の振興、発展に寄与すべく営業活動の拠点になるよう他に比類なき活動を展開するこ

とを大いに期待するものである。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第4号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから議案第11号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号から議案第11号までの8件についてを一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第4号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、議案第11号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの8件は全て可決されました。

次に、議案第12号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本案の採決については、地方自治法第244条の2第2項並びに壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例第3条第1号の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。この場合、議長も評決権を有しますので、評決権を有するただいまの出席議員は14名であります。

これより議案第12号の採決を行います。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立14名です。よって、3分の2以上の賛成者がありますので、議案第12号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正については、可決されました。

次に、議案第13号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、及び議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についての2件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号及び議案第14号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第13号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、及び議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についての2件は、全て可決されました。

次に、議案第15号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）から議案第20号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）までの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号から議案第20号までの6件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第15号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）から議案第20号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）までの6件は、全て可決されました。

次に、議案第21号令和2年度壱岐市一般会計予算から議案第28号令和2年度壱岐市水道事業会計予算までの8件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号から議案第28号までの8件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第 21 号令和 2 年度壱岐市一般会計予算から議案第 28 号令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算までの 8 件は、全て可決されました。

日程第 26. 諮問第 1 号～日程第 27. 諮問第 2 号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第 26 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第 27 諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についての 2 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第 1 号及び諮問第 2 号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委員の推進につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第 1 号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員横山ヒデ子氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任として、郷ノ浦町東触の大浦五九子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第 2 号につきましては、郷ノ浦町初山東触の人権擁護委員長嶋一浩氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任として郷ノ浦町坪触の牧本行秀氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜わり、御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第 1 号及び諮問第 2 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号及び諮問第 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号及び諮問第2号を一括採決します。この採決は、起立によって行います。
本件は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件は、了承することに決定いたしました。

日程第28. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第28、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） ここで白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和2年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、3月2日から本日まで15日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議の上、さまざまな御意見、御助言を賜り厚くお礼を申し上げます。

賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

本日の冒頭に申し述べましたが、新型コロナウイルスについては、関係機関と情報共有及び連

携強化を図り、今後も迅速で確実な対応により、万全を期してまいります。市民の皆様におかれましては、石けんによる手洗いや手指の消毒を行い、人ごみの多い場所を避けるなど、おののができる感染予防対策の徹底をお願い申し上げます。

市民生活及び地域経済に及ぼす影響は最小となるよう、全市民的な対応でこの難局を乗り切ってまいりたいと思いますので、市民の皆様の御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、私の今任期もあと1カ月となりました。この4年間、市民の皆様、議員各位の御指導、御協力、またあるときは叱咤激励を賜り、皆様方とともに市政運営に邁進してまいりました。今任期においては、壱岐市の地方創生、そして壱岐市の将来を左右する極めて重要な法律と言える有人国境離島法が平成29年4月1日に施行されました。本法律の施行に当たり、自由民主党離島振興特別委員長谷川代議士の御尽力のもと、私も壱岐市長として、そして全国離島振興協議会会長として、本法律成立に奔走し、実現のお手伝いことができましたことを誇りに思っているところでございます。

皆様、御承知のとおり、本法律の施行により、航路、航空路のJR並み運賃が実現し、雇用拡大事業の取り組みによって、法施行後3年間で161人の雇用が生まれ、また社会減が昨年は82人と約150人改善するなど、その成果が着実にあらわれているところであります。今後も本法律を最大限活用し、人口減少に歯どめをかけ、地域社会の維持発展に努めてまいります。

平成30年には、本市が全国29都市の一つとして、SDGs未来都市に選定されました。現在では60都市が選定され、各地で自治体や企業間における連携した取り組みがなされており、世界的な流れとしてSDGsが浸透し始めていると感じております。SDGsに関しましては、昨年9月に市議会の議決をいただき行いました、日本の自治体初となる気候非常事態宣言を初め、2030年の壱岐市のあるべき姿について、経済、社会、環境の3側面のバランスのとれた地域社会を目指し、市民皆様の御理解をいただきながら取り組みを加速してまいります。

また、本市の基幹産業である農業、漁業を初め、全ての産業振興に全力で取り組み、SDGsの理念にもあります、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を目指し、あしたに希望の持てる壱岐市の未来を市民の皆様とともに築いてまいりたいと考えております。

議員の皆様には、ともに歩んでまいりました4年間の御厚情に心から感謝を申し上げますとともに、皆様には御健勝にてなお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、御挨拶といたします。本当にありがとうございました。そして、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前10時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 久保田恒憲

署名議員 音嶋 正吾

議 員 派 遣 に つ い て

令和2年3月16日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会令和2年第1回定例会

- (1) 目 的 第1回定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和2年3月27日～28日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 久保田 恒憲、市山 繁